

第5次 鞍手町行財政改革プラン

平成23年度～平成27年度

平成23年1月24日

鞍 手 町

目次

第5次鞍手町行財政改革大綱 体系図	P 1
-------------------	-----

I 第5次行財政改革大綱の背景

1 これまでの取り組み	P 2
2 鞍手町が抱える課題と行財政改革の必要性	P 2

II 第5次行財政改革の基本的考え方

1 改革の目的	P 4
2 改革の目標	P 5

III 改革の柱と推進項目

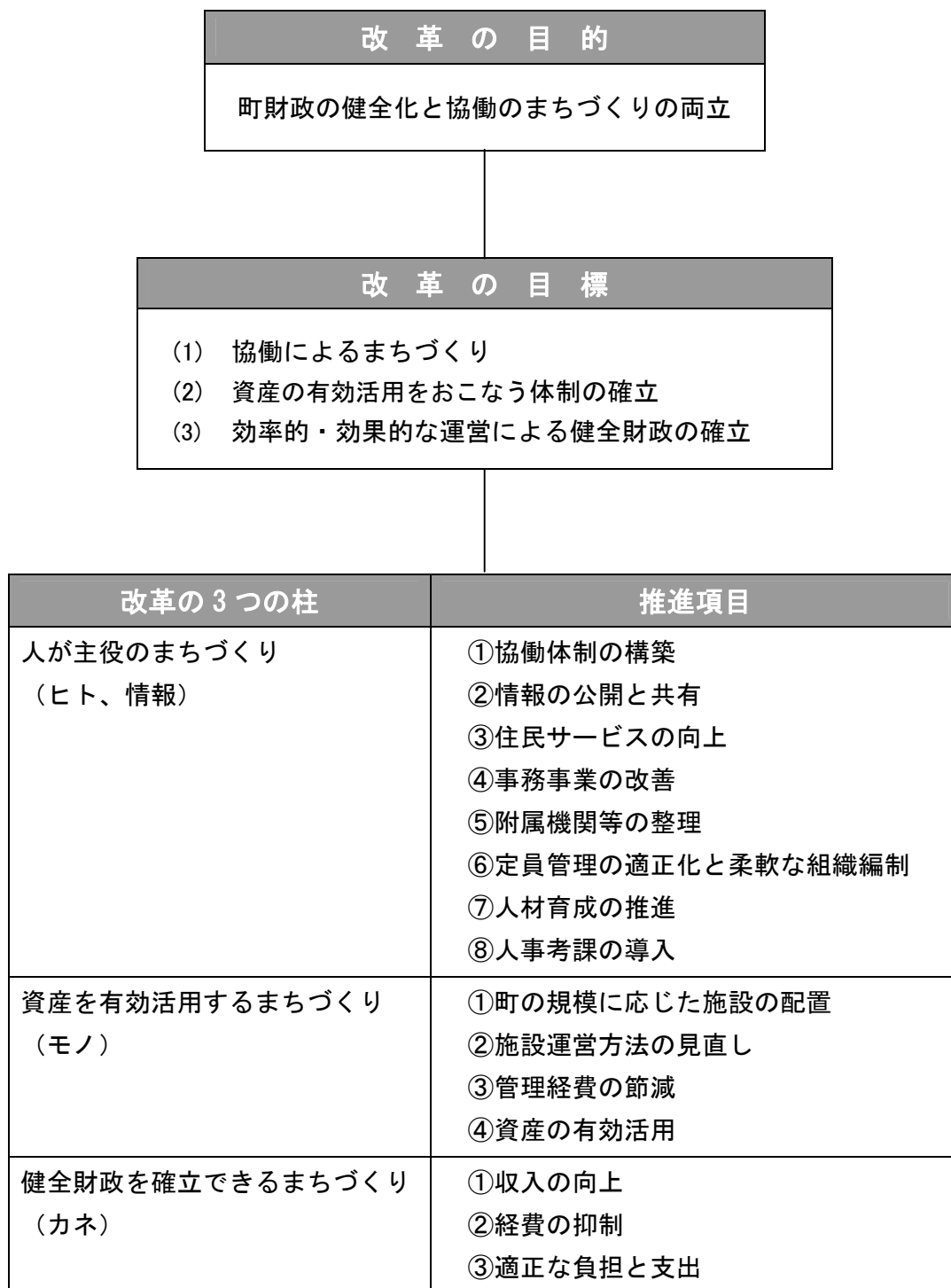
1 人が主役のまちづくり	P 6
2 資産を有効活用するまちづくり	P 10
3 健全財政を確立できるまちづくり	P 12

IV 実施期間等

1 実施期間	P 14
2 推進体制	P 14
3 進捗状況の報告及び公表	P 14

V 実施計画	P 15
--------	------

第5次 鞍手町行財政改革大綱 体系図



I 第5次行財政改革大綱の背景

1 これまでの取り組み

鞍手町は、昭和63年度以降5年を単位期間として、平成21年度までの20年余りにわたり行財政改革に取り組んできました。

第1次から第3次までの取り組みでは、事務事業や組織の改編などを中心に、その時どきの課題に対する内容を調整し、これに沿って事務事業、組織機構、定員管理、行政サービスなどの見直しを行い、逐次町政運営に反映させて一定の成果をあげてきました。

しかし、長引く景気の低迷や三位一体の改革による影響などにより、地方財政は危機的な状況に陥ってきたことから、全国の地方自治体では「最大の行政改革手法」と言われる市町村合併に活路を求め、その取り組みを加速しました。

本町においても、平成13年度を起点とした第3次行政改革に取り組んでいた最中、直鞍1市4町による合併の気運が高まりましたが、結果的には合併に至らず、合併による効果を創出することができませんでした。

単独での町政運営を行っていくことが確定したことから、本町では、危機的な財政状況を克服するため平成17年度を起点とした第4次行財政改革集中改革プランを策定し、平成21年度までの5年間、財政の健全化と行政運営の効率化を目指して積極的に改革に取り組んできました。

2 鞍手町が抱える課題と行財政改革の必要性

第4次行財政改革では、職員の適正化や指定管理者制度の導入、企業誘致の促進など長期的展望に立った取り組みを行う一方で、当面の財政問題の解決を柱とする集中改革プランに基づき、投資的経費（制度事業や町単独土木事業費）の抑制や各種補助金の見直し、公共施設使用料の

改定などの緊急避難的な取り組みも行いました。

こうした削減・抑制を主体とした「減量型」の取り組みは、町財政の改善に大きく貢献しましたが、反面、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な経済不況の影響と相まって、町の活性化や住民サービスの面でマイナスの影響を与えたことは否めません。

さらに、少子高齢化社会の進展により、今後も社会保障費の増加傾向は続くことが予想されます。また、社会構造の変化に伴う価値観やライフスタイルの変化によって住民ニーズが多様化するなど、行政を取り巻く環境は刻々と変化しています。

このような状況においても、町は住民の暮らしから元気を失わせることなく、住民に対して必要な施策を適切に推進するといった、行政本来の責務を果たさなければなりません。

そのためには、今後も限られた財源や資源を最大限に活用し、住民が必要とするサービスの向上と、新たな課題やニーズに迅速かつ的確に対応できるよう、第4次行財政改革の成果を検証するとともに、新たな課題も含めたところで第5次行財政改革に取り組んでいく必要があります。

Ⅱ 第5次行財政改革大綱の基本的考え方

1 改革の目的

第4次までの行財政改革は、それぞれ独立した改革計画として位置付け、取り組んできました。

しかし今、行政には、限られた資源をどのように配分し投入すれば地域住民に対し最大の行政効果が生まれるか、常に判断をする仕組みを構築し、財政の健全化を図るとともに、活力あるまちづくりを進めることが求められています。このためには、町も「行政を経営する」という概念を取り入れ、限られた経営資源（ヒト、モノ、カネ、情報）を有効・的確・効果的に活用し、町の活性化につながる計画を立てる必要があります。

第5次行財政改革は、行政を経営するという視点から改革に取り組むものとし、町総合計画に定める4つの施策の柱の1つである「みんなでまちをつくる～新たな時代をひらく協働のまちづくり～」を推進するため、「町財政の健全化と協働のまちづくりの両立」を改革の目的とします。

【改革の目的】

町財政の健全化と協働のまちづくりの両立

2 改革の目標

改革の目的を達成するため、次の3つの目標を掲げます。

- (1) 協働によるまちづくり
- (2) 資産の有効活用をおこなう体制の確立
- (3) 効率的・効果的な運営による健全財政の確立

(1) 協働によるまちづくり

今、全国の市町村では、地方分権の進展に伴う財政の悪化や少子高齢化の加速、住民ニーズの多様化といった様々な背景から、住民と行政が良きパートナーとして連携し、地域の公共的課題の解決や快適で住み良いまちづくりを進める「協働のまちづくり」に取り組んでいます。

本町でも、地域自治の土壌を形成するため、行政区や各種まちづくり団体との体系的な連携を図り、誰もがあらゆる面からまちづくり活動に取り組める協働のまちづくりの体制を整えます。

(2) 資産の有効活用をおこなう体制の確立

鞍手町では現在、インターチェンジや遠賀川架橋の建設、下水道整備事業などインフラ整備を進めています。今後はインフラの整備に伴い変動する土地の資産価値や利用価値を検証し、売却を含めた有効活用を図ります。また、現有する施設についても、その設置効果、維持経費などが適正なのか十分に検証し、統廃合や売却を視野に入れ、資産の有効活用を推進する体制を整えます。

(3) 効率的・効果的な運営による健全財政の確立

行政評価の強化により各種事務事業のムリ・ムダ・ムラを無くし、徹底した歳出の抑制と歳入の確保に取り組み、第4次行財政改革で構築したPDCAサイクル手法により明確な検証・見直しを行うことによって、持続性のある健全な財政基盤を確立します。

Ⅲ 改革の柱と推進項目

改革の目標を達成するため、「人が主役のまちづくり」、「資産を有効活用するまちづくり」、「健全財政を確立できるまちづくり」の3項目を柱として改革に取り組みます。

1 人が主役のまちづくり（ヒト、情報）

町は、住民のニーズに応える行政運営を行わなければなりません。しかし、地方自治体を取り巻く環境は非常に厳しく、行政だけでまちづくりを進めることは困難となっています。今後、人が主役のまちをつくるためには、住民と行政が一体となって取り組む必要があります。

十分に住民の声を聞き、町政に反映できるものは取り入れ、住民と行政の信頼関係を確立するために行政情報を分かりやすく提供し、その中から行政が実施すべきこと、住民が実施できること、地域の協働により実施すべきことなどを整理・明確化して、協働のまちづくり（人が主役のまちづくり）の実現を図ります。

（1）協働体制の構築

住民とともに実効性のある「協働のまちづくり基本計画」を策定し、行政と住民が力をあわせてまちづくりに取り組む体制を確立します。

事務事業	行政活動
協働のまちづくり推進体制の確立	住民と行政が一体となったまちづくりを推進するため協働推進体制を確立するとともに、住民参画による実効性を持った基本計画を策定する。住民主体のまちづくりと地域コミュニティの活性化を促進し、自主的に住みよいまちにしていく地域社会を目指す。

(2) 情報の公開と共有

住民参画によるまちづくり、開かれた町政という観点から出前講座推進体制を整え、住民に対し行政情報を積極的に発信します。また、住民の声を町政に反映させるため「町長との対話集会」にも取り組みます。

事務事業	行政活動
まちづくり出前講座とキャッチボールトーク(町長との対話集会)の実施	町政や公的な制度などについて理解を深めるため、町職員による「出前講座」を推進する。また、講座のジャンルに「町長との対話集会」を加え、住民の声を直接聞く機会をつくる。
住民と行政の情報の共有化	24時間情報提供サービスが可能なホームページの充実を図り、「いつでも・どこでも」情報を取得できるようにするとともに、ホームページを活用したアンケート調査を取り入れ、住民ニーズの把握に努める。

(3) 住民サービスの向上

公共交通網の整備を図りながら、交通弱者といわれる高齢者や子どもに優しい生活環境をつくるとともに、人口増加を目指すために定住支援や行政サービスの向上を図ることで、活気のある優しい環境づくり、住みやすいまちづくりを促進します。

事務事業	行政活動
奨励金の交付による定住支援の実施	新築の住宅用家屋に課税される固定資産相当額を「定住奨励金」として交付することで定住支援を行い、人口増加を目指す。
持続可能な新たな地域公共交通体系の確立	公共交通の住民ニーズ調査や現状把握を行い、通勤・通学等の公共バスの利用促進を図るため、新たな地域公共交通体系を整備し、福祉バスの有償化やコミュニティバス化、乗合タクシー等の導入など、町財政を考慮した、将来にわたって持続可能な公共交通体系を確立する。
毎週木曜日の全庁的時間外業務の実施	毎週木曜日、税務住民課、会計課、教育課で19時までの時間外窓口を開設しているが、更なる住民の利便性の向上のため、全庁的に業務時間を延長し、サービスの充実を図る。
スムーズで快適な窓口サービスの導入	すべての人に快適でやさしい窓口サービスの提供を目的に、役場を訪れた住民が手続をスムーズに完結できるような体制を構築するとともに、取扱い業務一覧の設置や案内係制の導入、全申請書類のホームページからのダウンロードなど窓口体制の整備を図る。

(4) 事務事業の改善

危機的な財政状況下で行政サービスの低下を防ぐだけでなく、ムリ・ムダ・ムラを省いた効率的な事務事業化に取り組みます。

事務事業	行政活動
行政評価を活用した行政サービスの改善	第4次で構築した行政評価制度を活用して、イベント事業の見直しや行政サービス・事務事業の改善など、住民サービスの向上を図るとともに、行政のムリ・ムダ・ムラを洗い出す。
口座振替の利用促進と再振替の廃止	口座振替を促進し収納率の向上を図るとともに、口座引き落としの再振替を廃止して経費削減と事務軽減を図る。
上下水道料金の検針及び徴収方法の見直し	毎月行っている上下水道料の検針業務、徴収業務等の手法を見直し、業務の効率化及びコストの削減を図る。

(5) 附属機関等の整理

附属機関は行政運営を行う中で、住民の意見を聴いたり、民間基準での判断を仰いだりするために設置されている委員会などですが、設置の目的や構成、活動内容などの検証を行い、目的が達成されているものは廃止、過大な構成になっているものはスリム化するなど、運営の適正化・効率化を図ります。

事務事業	行政活動
外郭団体との関わり方の見直し	町の課局に事務局を設置している外部団体の実態を把握し、事務局のあり方について精査をおこない、自主自立した組織運営を促進する。
附属機関・審議会等の見直し	現在50機関ある委員会、審議会について、その目的・構成等を再検討し、類似する機関の統廃合や構成委員数の削減、女性委員登用など、選任基準により見直しを行う。

(6) 定員管理の適正化と柔軟な組織編制

第4次行財政改革では、平成17年度からの5ヵ年で31人(19.9%)の削減が実現できました。しかし、全国でも上位にある類似団体と比較するとまだ削減の余地があり、第5次行財政改革においても定員の適正化に努め、人件費の抑制を図ります。

また職員の削減に伴い、組織の再編制を行って、効率的な事務の遂行に務めます。

事務事業	行政活動
適正な定員配置	平成22年度から平成27年度までの定年退職者のうち3分の1は不補充とし、平成28年4月1日現在の普通会計職員数を10人(7.9%)削減する。
組織の再編と体制づくり	本町より少ない職員数で行政運営を行っている類似団体の組織機構、事務体制を調査・研究し、職員が削減となっても効率的な事務が行える体制を構築する。

(7) 人材育成の推進

社会経済状況の変化に対応し、的確な住民サービスを提供するためには、行政のプロとして住民の視点に立った政策能力、判断力、調整力、改善意識を持つ職員が求められます。

第4次行財政改革で策定した「人材育成基本計画」に基づき、より実践的な研修や職員自ら発案する「職員提案制度」の充実を図り、行政職員の育成を推進します。

事務事業	行政活動
研修体制の強化	職員研修制度のうち、特に「人事交流・派遣研修」に取り組み、より実践的に職員の育成を図る。
政策(業務改善)研究及び職員提案プレゼンの実施	第4次行革で取り入れた「職員提案制度」の課題や問題点を検証し、より充実した制度とするため見直しを行う。また、優秀な提案(実行し効果が得られたもの)については、評価する制度を取り入れる。

(8) 人事考課の導入

客観的で公平性、透明性の高い人事評価制度を導入することにより、職員の意欲を引き出し、組織全体の活性化・レベルアップを図ります。

事務事業	行政活動
人事評価制度の導入	職員の能力や意欲を高めながら組織の活性化を図るため、勤務実績の給与への反映を念頭に置いた、国と同様の人事評価システムを導入する。

2 資産を有効活用するまちづくり（モノ）

限られた財源や資源を有効に活用しながら最大限の効果を挙げるためには、選択と集中を進め、ムリ・ムダを廃し、中長期的な視野に立った計画的な行政運営、財政運営に努める必要があります。

そこで、町の規模に応じた行財政運営が行えるよう、町有地の売却や公共施設の統廃合などを含めた全町的な検証・検討を行い、資産の有効活用に努めます。

(1) 町の規模に応じた施設の配置

現在の小学校の配置は1町2村合併当時のままで、少子化が進む現状では教育効果の面からも財政の面からも課題があるため、統廃合を含む長期的な視野に立った、全町的な検討を行います。

事務事業	行政活動
小中学校の再編（統合）についての検討	文部科学省は、児童生徒が集団の中で切磋琢磨してその資質を高めるのに必要な学校規模の基準を示しているが、本町では少子化の進行により基準に沿った規模にはなっていない。教育効果の低下防止又は向上に向け、全町的な視野から統廃合について検討を行う。

(2) 施設運営方法の見直し

公共施設の運営は、経常経費として町財政に与える影響は非常に大きく、運営状況・経営形態について現状を十分に検証・検討を行います。

事務事業	行政活動
町立病院の経営形態の検討	町立病院は、地域住民に対して良質な医療の提供と経営の健全化を両立しなければならない。このため医療経営や管理分野に関する専門家や地域医療に関する有識者などで組織する経営形態検討委員会を立ち上げ、双方の視点から検証・検討を行う。
総合福祉センター運営見直しによるコスト削減	総合福祉センターは指定管理者制度導入後も一般会計の負担が大きく、町財政を圧迫している。住民サービスに配慮しながら運営方法を抜本的に見直し、徹底したコスト削減策を講じることにより、一般会計の負担軽減を図る。

(3) 管理経費の節減

公用車の90%以上が購入から10年以上経過しており、今後修繕費の増加が予測されます。公用車管理を一元化し、「公用車更新計画」を作って維持管理経費の削減に努めます。

事務事業	行政活動
公用車更新計画の策定と維持管理経費の削減	各課が所有する公用車を一元管理にし、車両の現状把握・必要台数の見直しを行うとともに、計画的な車両の更新等を行い維持管理経費の削減を図る。

(4) 資産の有効活用

第4次行財政改革で取り組んだ企業誘致や未利用町有地の売却を継続・促進し、資産の有効活用に努めます。

事務事業	行政活動
町有財産の効率的活用	第4次に引き続き、企業誘致や住宅団地誘致に取り組み、資産の有効活用を図る。また、規模の小さい未利用地は公募売却を行い、現状での売却が難しい土地については、分割や整備の検討を行い、できる限り売却する。

3 健全財政を確立できるまちづくり（カネ）

第4次行財政改革の取り組みにより危機的状況は幾分改善されたものの、依然続く景気の低迷や、地方交付税等の減少により本町の財政は現在もなお厳しい状況にあります。

行政サービスのレベルを低下させないよう、更には住民のニーズに応えられるよう、なお一層、歳入・歳出について見直しを行い、自主性・自立性の高い安定した健全財政の確立を図ります。

（1）収入の向上

税の徴収率向上や滞納処分に積極的に取り組むことはもちろん、有料広告の掲載など新たな歳入の増加に努めます。

事務事業	行政活動
福岡県内ベスト5の税収納率を達成	税の公平負担を実現するため、収納率の向上や積極的な滞納処分に取り組み、これによって町の歳入増加を図る。
有料広告掲載の拡大	ホームページや町が作成する印刷物、公用車などに有料で企業の広告を掲載することなどにより、新たな財源の確保を図る。

（2）経費の抑制

第4次行財政改革では旅費条例を改正したことにより支出の削減効果をあげました。第5次行財政改革では特別職及び一般職の旅費条例の見直しを行い、さらなる削減に努めます。

事務事業	行政活動
出張旅費の見直し	県内出張や公用車による県外出張に係る日当の廃止や、特別職の県外出張に係る日当、宿泊料を一般職と一元化することにより、出張旅費の削減を図る。

(3) 適正な負担と支出

補助金等については第4次行財政改革でも取り組み、関係機関等の理解・協力のもと、一定の額の補助金削減を実施しましたが、急激に変化する社会経済状況の中で、支出の根拠、必要性、公平性、費用対効果などを常に検証する必要があります。

また、現在は負担金を徴収していない農業用施設について、重大な過失などによる修繕及び工事等について、受益者に応分の負担を求めていくことで基準を策定します。

事務事業	行政活動
各種補助金の見直し	鞍手町補助金等交付規則及び基準に基づき、鞍手町補助金等審査委員会において交付及び額の適否を含め、精査を徹底する。
受益者負担金徴収基準の策定	農業用施設（ため池、水路）の補修等については、現在個人からの負担金を徴収していないが、個人の重大な過失や維持管理の不備などの原因による破損や故障の場合は、受益者に応分の負担を求める方向で新たに基準を設ける。

IV 実施期間等

1 実施期間

第5次行財政改革は、総合計画の一つの柱として位置付けられたことから、平成22年度を計画策定及び準備期間とし、平成23年度から平成27年度までの5年間を実施期間とします。

2 推進体制

第5次行財政改革は、第4次と同様、全庁的に取り組む必要があることから、各部署を統括し調整を図るため、町長を本部長とする行財政改革推進本部（以下「推進本部」という。）が進行管理を行い、定期的な検証により未着手の項目をなくす実施体制で実効性を確保します。

また、推進本部のもとには調整会議のほか、第4次での専門部会に代わる班長以下の職員で構成する行財政改革プロジェクトチームを新たに設け、改革の取り組みが停滞し推進が困難となる項目がないよう検証・検討を行い、改革推進の体制を維持します。

3 進捗状況の報告及び公表

推進本部は、第5次行財政改革の実施経過及び結果について、原則、各年度終了後に行財政改革推進委員会への報告と、住民に対して分かりやすい速やかな公表を行い、透明性の確保を図ります。

また、住民への公表は、広報紙やホームページを活用して行うものとし、住民からの質問や意見は、当面、ホームページ上の「行政相談コーナー」を活用して受け付けるものとします。

V 実施計画

第5次行財政改革の実施計画は、第4次と同じく大綱部分と一体化して策定します。

実施計画は、実施期間中、毎年度評価・点検を行い、取り組みに反映させることとなります。具体的には、改革項目ごとに目標、実施概要、指標（目標達成の状態）などを掲げるPDCAシートを作成し、計画期間内の達成状況などを管理していきます。

■PDCAシート

このシートは、計画（PLAN）、実施（DO）、評価・点検（CHECK）、見直し（ACTION）を継続的に行うため作成するもので、行財政改革の取り組みの基礎となるものです。

・「計画⇒実施」に関する部分

実施概要や指標（目標達成の状態）を掲げて、その改革項目の目的・目標を定めます。

・「評価点検⇒見直し」に関する部分

毎年度終了後、当該年度中の具体的な取り組み内容、目標達成に対する進捗率や単年度効果額などを検証し、推進委員会へ報告します。

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施													
連番	1	主管課	企画財政課	その他担当課	全庁								
最終目標	人が主役のまちづくり（ヒト、情報）				●指標（実施に関する目標達成の状態）								
中間目標	住民と行政の協働				計画期間中に協働10事業実施								
直接的な目標	協働体制の構築				(現在までの累積効果額) 0千円								
具体的改革項目	協働のまちづくり推進体制の確立				▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）								
					24年度までにモデル事業の実施								
実施概要	<p>住民と行政が一体となった協働のまちづくりを目指し、これを推進するため、協働推進体制を確立するとともに、住民参画による実効性をもった基本計画を策定する。住民主体のまちづくりと地域コミュニティの活性化を促進し、自分たちが暮らす鞍手町という地域を、力を合わせて自主的に住みよいまちにしていく地域社会を目指す。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>■23年度～24年度</p> <p>①担当課（班）またはプロジェクトチームの創設による協働推進の組織体制を整備</p> <p>②（仮称）協働のまちづくり推進基本計画の策定 協働の意識づくり、機会づくり、システムづくり、環境づくり等</p> <p>③モデル事業の実施（図書室の運営、地域の草刈や溝掃除、町民体育祭実施等）</p> <p>■25年度～</p> <p>④各課局において、協働のまちづくりの推進</p>												
■ 評価点検⇒見直し													
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額			
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額
平成23年度	▲	▲	▲	▲	▲				0%	—			
	具体的取組内容												
平成24年度	▲	▲	▲	▲	▲				0%	—			
	具体的取組内容												
平成25年度			●	●	●	●	●	●	0%	—			
	具体的取組内容												
平成26年度			●	●	●	●	●	●	0%	—			
	具体的取組内容												
平成27年度			●	●	●	●	●	●	0%	—			
	具体的取組内容												

■協働とは

地方分権の進展、行財政改革の取り組み、少子高齢化の加速、地域コミュニティ機能の低下、住民ニーズの多様化など様々な背景から、今後は住民【※1】と行政がよきパートナー【※2】として連携し、地域の公共的課題の解決や、快適な住みよい鞍手町を創造するため共に積極的に考え、協力していくこと。

【※1】「住民」とは、町内に在住する人や通勤・通学する人、町内で活動を行なうNPO・ボランティア団体、個人、企業を指す。

【※2】「パートナー」とは、公共を担う協働の相手方を指す。

■協働の領域



A・・・住民の責任と主体性によって行なう領域

B・・・住民の主体性のもとに行政の協力によって行なう領域

C・・・住民と行政がそれぞれの主体性のもとに行なう領域

D・・・住民の協力を得ながら行政の主体性のもとに行なう領域

E・・・行政の責任と主体性によって行なう領域

協働の領域

【参考：自治体における市民セクター支援に関する報告書／山岡義典（日本NPOセンター）】

■協働の原則

①対等の原則

住民は行政の下請けでなく、公共サービスの担い手としてお互い対等な関係。

②自主・自立の原則

協働するパートナー同士は、お互いに自主性を尊重し、自立した存在として自己決定、自己責任を持って取り組む。

③相互理解の原則

お互いの特性や能力を認め合い協力し合うことが大切。

④目的・目標共有の原則

協働の「目的」と達成する「目標」を共有することが必要。また、活動に必要な情報もお互いに共有することが大切。

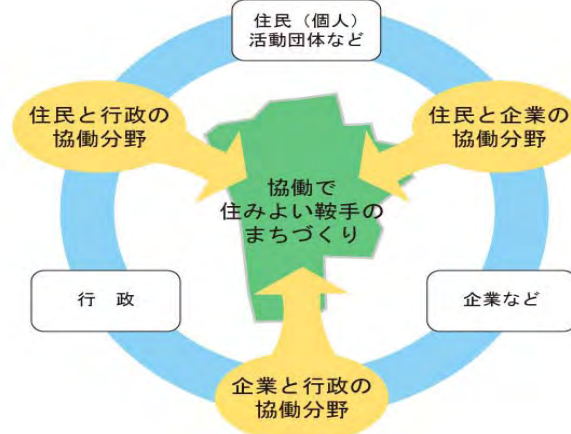
⑤公開の原則

決定までの過程や協働の内容は誰もが知ることができるように、積極的に情報公開をすることが大切。

■協働の形態

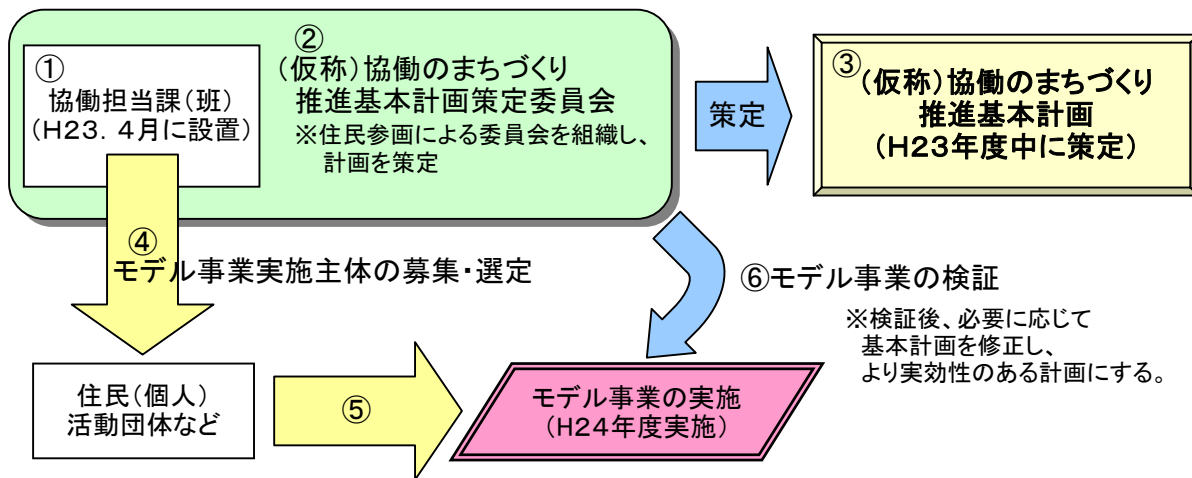
- 委託
- 補助
- 共催、事業協力
- 後援
- 実行委員会・協議会
- 情報提供・情報交換
- 政策提案
- 評価

■協働のイメージ図

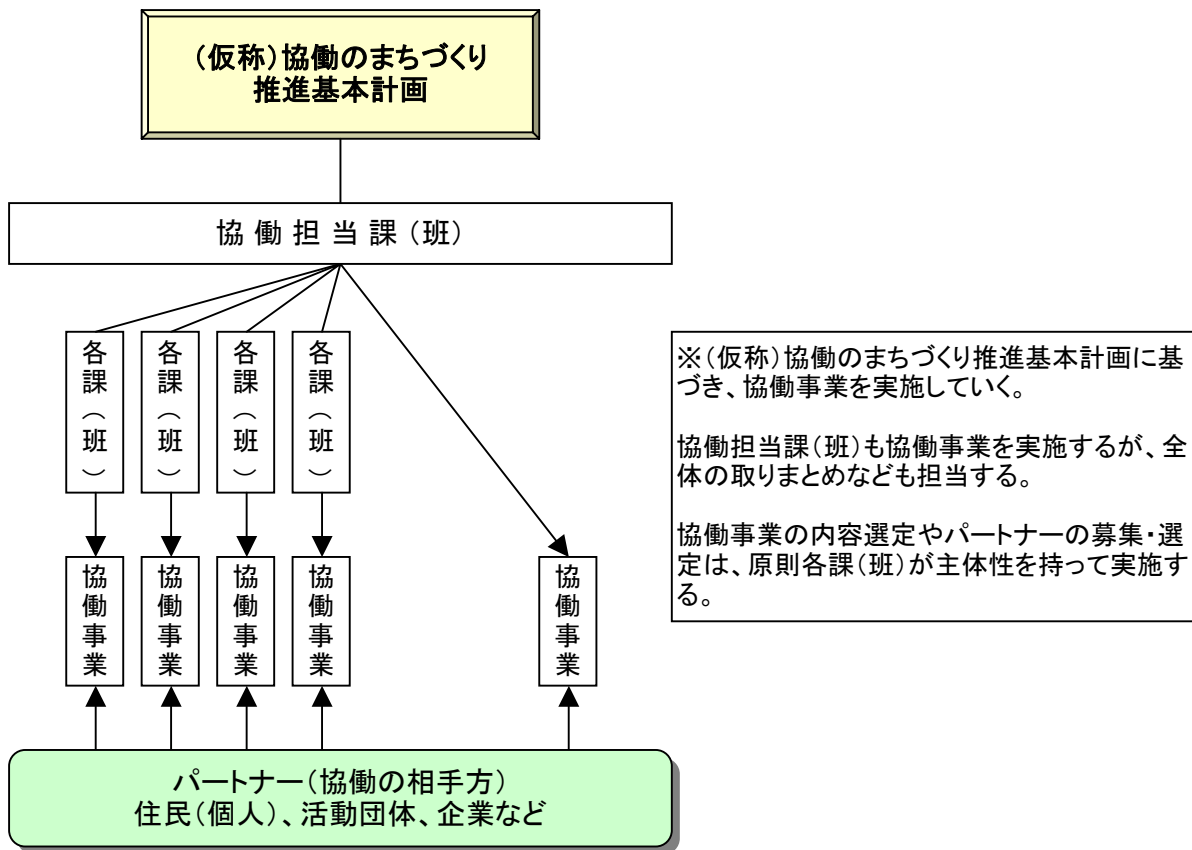


協働推進の組織体制(案)

■協働モデル事業実施までの体制(平成23年度～平成24年度)



■協働の本格実施時の体制(平成25年度から)



協働モデル事業実施案

1. 中央公民館図書室の運営

現在、職員で行っている図書の管理や貸出業務を町民によるボランティアに担ってもらう。また、図書室を活用した活動を行ってもらう。

■ボランティアが担う業務、活動

- ・図書の管理、貸出返却
 - ・購入図書の提案
 - ・図書室の清掃
 - ・子どもへの読み聞かせ活動
 - ・季節に応じたイベントの開催
 - ・ピアノ演奏(町民ホール)
- ※本が好きな老若男女、学生ボランティアなどに依頼する。
※できれば、司書資格を持った方が望ましい。

■行政が担う業務、活動

- ・図書室の提供

2. 地域の環境美化(草刈りや溝掃除など)

町が補助金を出すことで、民有地以外の草刈りや溝掃除を地域(区・組や団体等)に担ってもらい、行政支出を減らすことはもとより、「自分たちでできることは自分たちでやる」という住民意識の高揚につなげる。

■地域(区・組や団体)が担う業務、活動

- ・指定された範囲の草刈りや溝掃除
- ・人員や用具の確保
- ・日程調整

■行政が担う業務、活動

- ・補助金の支払い
例:定額を前払いし、ごみ袋の使用枚数によって実績払い など
- ・ごみ袋の無料提供
- ・ごみの搬送(業者に働きかけ、無償で収集搬送してもらう)

3. 町民体育祭

現在は町が主体的に行なっているが、今後は住民との協働で開催する。個人や団体等に呼びかけ、町民体育祭実行委員会を組織し、準備・当日の運営・片付けなどを主体的に行なってもらう。

■個人や団体等が担う業務、活動

- ・町民体育祭の準備、当日の運営、片付け
- ・競技種目の選定やプログラムづくり

■行政が担う業務、活動

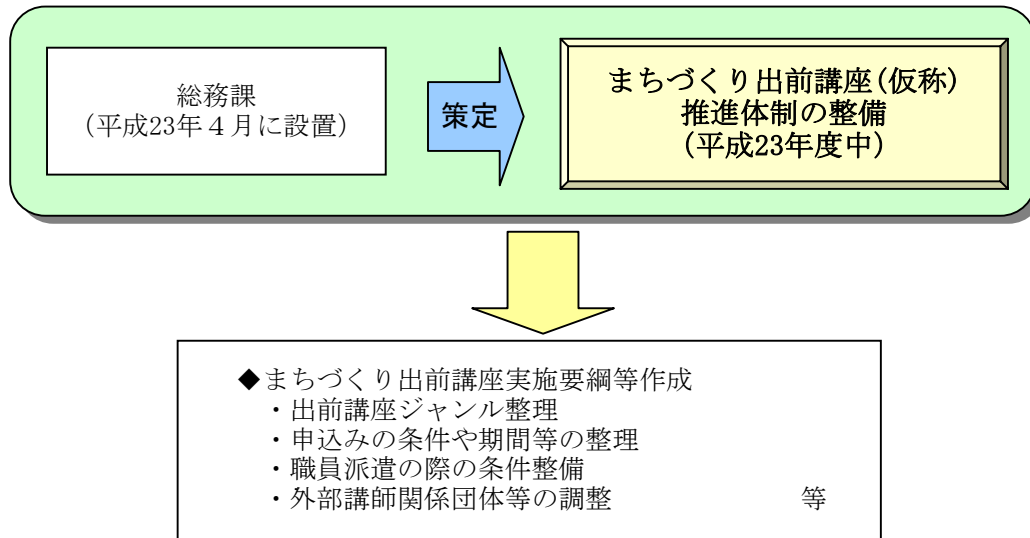
- ・補助金の支払い
- ・道具など必要物品の貸し出し

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

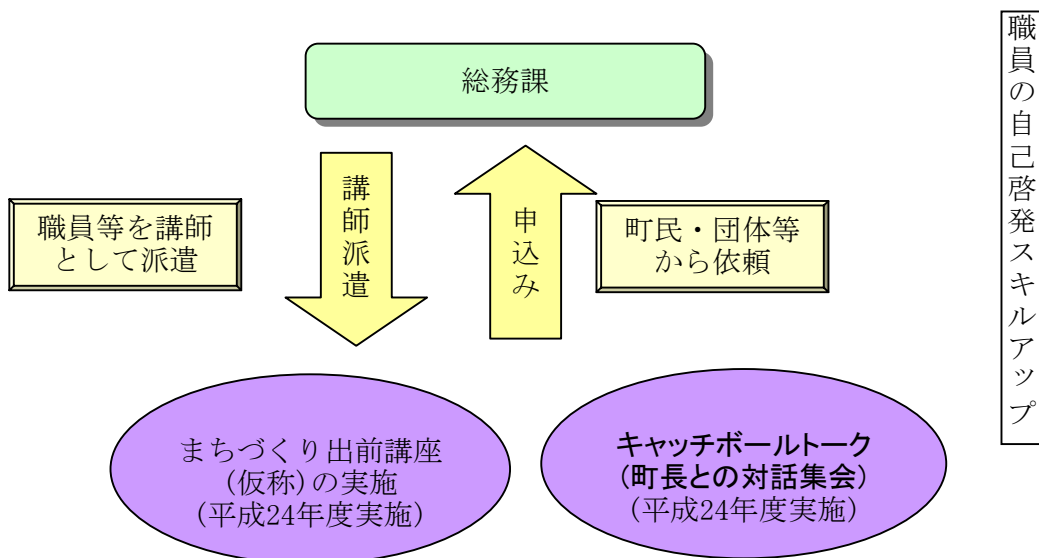
■ 計画⇒実施																
連番	2	主管課	総務課	その他担当課	全庁											
最終目標	人が主役のまちづくり (ヒト、情報)				●指標 (実施に関する目標達成の状態)											
中間目標	住民と行政の協働				計画期間中に48講座を開催 (年12講座)											
直接的な目標	情報の公開と共有				(現在までの累積効果額) 0千円											
具体的改革項目	まちづくり出前講座(仮称)とキャッチボールトーク(町長との対話集会)の実施				▲指標 (検討または準備に関する目標達成の状態) 推進体制の整備完了											
実施概要	<p>町民参画によるまちづくり、開かれた町政という観点から町職員による講座を行う。講座の内容は町政や公的な制度などについて理解を深め、協働の町づくりを推進することを目的に「出前講座」の推進体制を整え出前講座を開催する。また、町民1万8千人の声に耳を傾け、町政に反映させることで、鞍手町を住み良い魅力あるまちにするため、キャッチボールトーク(町民対話集会)を実施する。</p> <p>※具体的な実施内容 出前講座・キャッチボールトークの推進体制の整備 ①出前講座等の要綱作成 ②出前講座等のジャンル整理 ③申込の条件や期間等の整理 ④職員派遣の際の条件整備 ⑤出前講座を行うことにより職員の自己啓発・スキルアップにつなげる ⑥外部講師関係団体等の調整 等</p>															
■ 評価点検⇒見直し																
年度	検討及び実施期間 (検討または準備: ▲ 実施: ●)							現在の状況	進捗率 (%)	単年度効果額						
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額			
平成23年度	▲	▲	▲					H23年04月	H24年03月		0%	—				
	具体的取組内容															
平成24年度		●	●	●	●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月		0%	—		
	具体的取組内容															
平成25年度		●	●	●	●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月		0%	—		
	具体的取組内容															
平成26年度		●	●	●	●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月		0%	—		
	具体的取組内容															
平成27年度		●	●	●	●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月		0%	—		
	具体的取組内容															

まちづくり出前講座等推進体制の整備（案）

■まちづくり出前講座実施までの体制（平成23年度）



■まちづくり出前講座実施体系（平成24年度～）



鞍手町まちづくり出前講座(仮称)・キャッチボールトーク実施(案)

趣 旨

町民等で構成される団体またはグループからの要請に基づき、町の職員等を講師として派遣し、町民の暮らしに密接に関係する町の施策、健康づくりや生活習慣病、高齢者の介護・予防、環境についてや子育て、スポーツ教室などの専門知識を活かした講座等を行う出前講座を実施することにより、町民の町政への理解を深めるとともに、情報の共有及び学習機会の拡大を図り、町民の学習意欲やまちづくりを推進することを目的とする。また、町民との対話を通じて町政やまちづくりに対する意見や提案を広く聴き、今後の町政運営に活かすとともに町民との協働のまちづくりを活かしていくことを目的として町民とのキャッチボールトークを実施する。

申し込み対象

出前講座を受講できる者及びキャッチボールトークを申込できる者は、町内に住所を有する者、勤務する者等で構成された10人以上の団体・グループとする。

講座時間帯等

①午前9時から午後9時までの2時間以内。ただし、12月28日から翌年1月4日を除く。また、開催を行いやすくするため、第3希望日までを設定。

②出前講座を開催する会場は、町内に限るものとする。また、会場は受講しようとする団体等が確保。

申し込み手続き

出前講座・キャッチボールトークに申し込む団体等は、開催希望の1ヶ月前までに申込書を提出するものとする。なお、出前講座・キャッチボールトークの準備及び運営は申込みの団体等が行うものとする。

経費等

出前講座の講師料は無料とする。内容によっては、講座で使用する材料費等が別途必要な場合がある。また、講座開催の施設の借上料は受講する団体が負担する。

その他

次のような場合は出前講座・キャッチボールトークは実施しないものとする。

- ①政治、宗教または営利を目的とした学習会
- ②批判や苦情、個別相談等を目的とした場合
- ③公の秩序または善良な風俗を害する場合
- ④出前講座の目的を著しく逸脱する場合や出前講座の趣旨に反する場合

ジャンル(例)

■町長とのキャッチボールトーク(対話集会)
町政やまちづくりについての対話集会

■行政・まちづくり
鞍手町総合計画について
鞍手町の行財政改革
行政評価について
情報公開制度について
都市計画について

■安全・安心
救命講習会
家庭の防火・防災対策
防犯教室

■税・年金
パート収入と税
固定資産税について
国民年金のはなし

■産業・観光
地産地消を考えよう
鞍手町の農業の現状
鞍手町の観光振興

■環境
環境問題
下水道の役割としくみ

■健康・福祉
国民健康保険のしくみ
後期高齢者医療制度について
障害者の福祉サービスについて
介護保険について
健康づくり教室
生活習慣病について
乳幼児の福祉制度

■教育・文化・スポーツ
教育委員会のしくみ
歴史講座
生涯学習のすすめ
ブックトーク
ニュースポーツと快適ライフ
家庭教育について

◆福岡県内市町村出前講座実施状況

No.	市町村名	実施状況	主管課	名称等	ジャンル数	メニュー数
1	北九州市	○	総務市民局安全・安心部	出前講座	11	19
2	福岡市	○	公聴課	出前講座	12	186
3	大牟田市	○	教育委員会	出前講座	11	106
4	久留米市	○	広報公聴課	出前講座	7	85
5	直方市	○	政策推進課	出前講座・健康出前講座	13	52
6	飯塚市	×	—	—	—	—
7	田川市	×	—	—	—	—
8	柳川市	○	人事秘書課	柳川市まちづくり出前講座	—	50
9	朝倉市	×	—	—	—	—
10	八女市	○	生涯学習課	男女共同参画に関する出前講座	1	5
11	筑後市	○	社会教育課	生涯学習まちづくり出前講座	25	62
12	大川市	×	—	—	—	—
13	行橋市	○	—	外部出前講座	—	—
14	豊前市	×	—	—	—	—
15	中間市	×	—	—	—	—
16	小郡市	○	生涯学習課	七夕出前講座	10	16
17	筑紫野市	○	商工観光課	消費生活基礎講座	2	5
18	春日市	○	地域づくり課	市職員出前講座あすか市民塾	9	60
19	大野城市	○	文化学習課	生涯学習まちづくり出前講座等	12	68
20	宗像市	○	市民活動交流室	ルック講座	10	177
21	太宰府市	○	生涯学習課	いろいろ端学習「行政出前講座」	24	51
22	古賀市	○	市民共働課	まちづくり出前講座	6	44
23	福津市	○	郷育推進課	出前講座	1	1
24	うきは市	○	生涯学習課	まちづくり出前講座	7	40
25	宮若市	○	企画財政課	まちづくり出前講座	8	50
26	嘉麻市	×	—	—	—	—
27	みやま市	○	生涯学習課	生涯学習出前講座	19	45
28	糸島市	○	生涯学習課	出前講座	25	50
29	那珂川町	○	生涯学習課	まちづくり出前講座	—	—
30	宇美町	○	社会教育課	職員出前講座	5	36
31	篠栗町	×	—	—	—	—
32	志免町	○	総務課	まちづくり出前講座	15	34
33	須恵町	×	—	—	—	—
34	新宮町	×	—	—	—	—
35	久山町	×	—	—	—	—
36	粕屋町	○	協働のまちづくり	まちづくり出前講座	11	28
37	芦屋町	○	企画政策課	出前講座	6	36
38	水巻町	○	企画課	出前講座	—	29
39	岡垣町	○	中央公民館	出前講座	13	64
40	遠賀町	○	生涯学習課・住民課	まちづくり出前講座	—	25
41	小竹町	×	—	—	—	—
42	鞍手町	×	—	—	—	—
43	桂川町	×	—	—	—	—
44	筑前町	○	—	外部出前講座	—	—
45	東峰村	×	—	—	—	—
46	大刀洗町	×	—	—	—	—
47	大木町	×	—	—	—	—
48	広川町	×	—	—	—	—
49	香春町	×	—	—	—	—
50	添田町	×	—	—	—	—
51	糸田町	○	—	外部出前講座	—	—
52	川崎町	×	—	—	—	—
53	大任町	○	—	外部出前講座	—	—
54	福智町	×	—	—	—	—
55	赤村	○	—	外部出前講座	—	—
56	荻田町	○	—	外部出前講座	—	—
57	みやこ町	×	—	—	—	—
58	吉富町	×	—	—	—	—
59	上毛町	×	—	—	—	—
60	築上町	○	—	外部出前講座	—	—
計		35				

※60市町村中35自治体で実施。

◆県内60各市町村における広報誌作成状況

月1回	32
月2回	28
合計	60

◆情報通信調

パソコン普及率 87.2%
 インターネット利用率 92.7%
 携帯電話普及率 96.3%

※いずれも内閣府調査(2009.12現在)

◆県内65各市町村別ホームページ開設内容

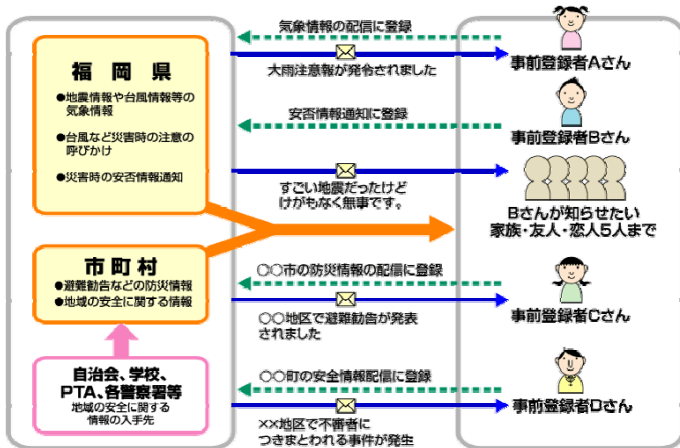
No.	市町村名	アクセス数 (H20年度・件)		外国語対応	携帯 ホームペー	メール マガジン	防災・安心 等情報メー	ホームペー ジアンケー
		総数	トップページ					
1	北九州市	2,291,000	289,500	○	○	○	○	○
2	福岡市	38,504,657	5,325,840	○	○	○	○	○
3	大牟田市	4,622,272	648,569	○	○	○	○	○
4	久留米市	24,102,731	918,398	○	○	○	○	○
5	直方市	-	-		○	○		
6	飯塚市	不明	231,000	○	○		○	○
7	田川市	-	-		○			
8	柳川市	326,737	267,895		○	○		
9	朝倉市					○	○	
10	八女市	444,836	255,885	○	○			
11	筑後市	5,066,724	271,475		○	○		○
12	大川市	2,438,524	406,620					
13	行橋市		684,324					○
14	豊前市	-	-		○			
15	中間市	-	283,889		○			
16	小郡市	-	268,102		○			
17	筑紫野市	不明	399,350		○			
18	春日市	917,949	未集計	○		○	○	
19	大野城市	1,159,422	754,023		○		○	○
20	宗像市	8,300,000	1,100,000	○	○		○	
21	太宰府市	不明	374,633	○	○		○	
22	古賀市	487,292	216,000	○	○		○	○
23	福津市	2,775,251	168,783	○	○	○	○	
24	うきは市	-	399,850		○	○	○	
25	宮若市	50,000	-	○	○		○	
26	嘉麻市	-	-				○	
27	みやま市	-	188,772		○	○		
28	糸島市	-	-	○	○		○	
29	那珂川町	351,878	381,878		○		○	
30	宇美町	不明	100,133		○		○	
31	篠栗町	-	86,200				○	
32	志免町	120,000	10,000		○		○	
33	須恵町	-	-	○			○	
34	新宮町	610,000	-		○			
35	久山町	不明	400	○	○			
36	粕屋町	14,235,351	44,809		○		○	
37	芦屋町	380,000	-		準備中			○
38	水巻町	808,551	621,216	○	○		○	○
39	岡垣町	168,770	168,770	○			○	
40	遠賀町	736,616	99,385				○	
41	小竹町	149,432	53,240				○	
42	鞍手町	100,969	-		○			
43	桂川町	126,200	22,277		○		○	
44	筑前町	102,507	102,507				○	
45	東峰村	-	106,094		○			
46	大刀洗町	434,804	114,283				○	
47	大木町	146,000	90,000		○		○	
48	広川町	80,945	-					
49	香春町	1,000	1,000					○
50	添田町	297,280	101,138					
51	糸田町	不明	不明					
52	川崎町	2,457,337	148,948					
53	大任町	1,259	59					
54	福智町	不明	132,000					
55	赤村	不明	不明		○			
56	荻田町	527,000	-				○	
57	みやこ町	665,930	214,074				○	
58	吉富町	1,651	1,651		○			
59	上毛町	94,362	41,641					
60	築上町	61,842	61,842					
件数				17	36	12	33	12

◆情報の共有化のための防災情報等の発信

・防災メールまもるくん

福岡県、福岡県内市町村から配信される「防災・安全情報」と県内防災気象情報が配信される「福岡県防災気象情報」と「安否確認メール」の3つから選択できる。

※現在、鞍手町からの地域の安全に関する情報については、配信していない。



・ふっけい安心メール

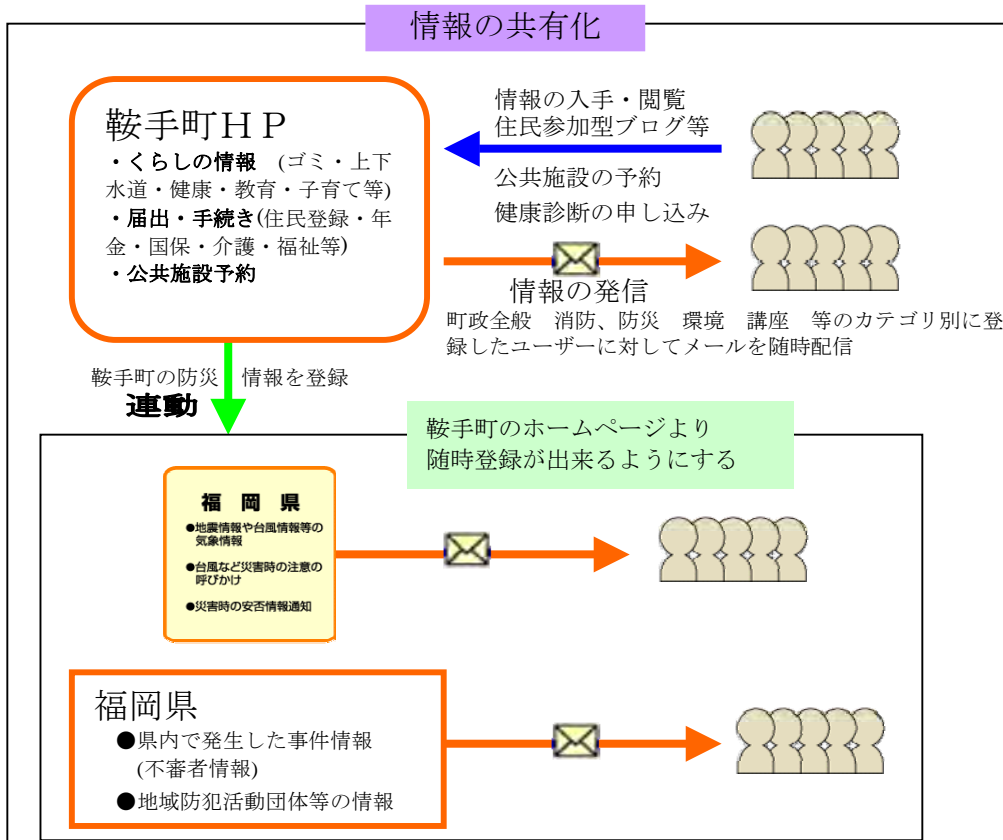
県内で発生した事件等の地域安全情報を福岡県警察が配信。

・あんあんメール

県、県警察、市町村からの地域防犯活動団体の活動を支援する情報や防犯の啓発情報等の安全・安心まちづくりに関する情報を配信。地域防犯活動団体からはイベントの情報、合同活動の呼びかけなど他の団体へのお知らせを配信。



◆今後の鞍手町情報発信システム(案)



◆住民ニーズの把握

多くの住民の関与を求めるには、アンケート調査が有効である。アンケート調査の実施は、広報や直接住民に対し周知を図っているが、全住民を対象とすることは無理である等の問題が生じる。そこで、ホームページにおいて公開アンケートを実施することで、より多くの参加を求められることが可能と考えられる。そこで、ホームページを通じてさまざまな住民意見を吸い上げるとともに、住民への意識調査を行い、住民ニーズの把握に努める。

■各課局の住民ニーズの把握要領(案)

- ①各課局でアンケート調査を必要とする項目を選別
- ②調査が決定した場合、アンケート項目を整理
- ③アンケート開始前40日前までに、アンケート趣旨等をまとめ、決裁
- ④アンケート開始30日前までに主管課(総務課)へ提出
- ⑤アンケート開始(期間については、各課局で設定)

◆住民の声をフィードバック(案)

ホームページによる行政情報の発信は、どこの自治体でも行っている。しかし、一般的な行政案内情報ではなく、住民の声を収集した行政側がどのような情報を住民にフィードバックすべきかを考えなくてはならない。

そこで、アンケート実施で得られた内容や行政相談で寄せられた内容について、特に疑問点等が生じる場合等は、住民個人に回答するのはもちろんのことだが、Q&A方式で「よくある質問集」として整理した上で、ホームページ上等で公開する形をとるのも一つの方策である。これは、日常的に役場の業務上で「わかりにくい」、「説明不足」等、住民側の視点に立ったわかりやすい行政を構築させる重要なものであり、ホームページ等で公開することにより、住民と行政が共通の問題意識を持つこと、さらには行政の信頼度の向上にもつながり、事実を公開することで住民と行政の壁が低くなっていく。

◆ホームページアンケート実施に関するメリット・デメリット

■メリット

- ①ホームページや携帯からアンケートが瞬時に行える。
- ②電子アンケートは紙のアンケートに比べ何度でもでき、手軽にでき、すぐに回収、大量にできる
- ③集計作業はシステムにより集計処理の自動化で手間が省け、通常のアンケート調査を行った場合と比較すると人件等が削減される。
- ④不特定多数の情報や内容を入手することができる。

注：・同一登録者からの重複回答防止

・住民であるかの認証登録

・ホームページでのアンケート調査が行われていることの周知

■デメリット

- ①ホームページや携帯からのアンケートになるので、IT(情報技術)未利用者等からの回答を求められない。

※しかし、現状では携帯利用者も96.3%の普及率となっている。

◆ホームページ上の個々の情報に対しての役立ち度調査(案)

皆様のご意見をお聞かせください。

質問：このページの情報は役に立ちましたか？

1：役に立った
2：ふつう
3：役に立たなかった

質問：このページの情報は見つけやすかったですか？

1：見つけやすかった
2：ふつう
3：見つけにくかった

このページについてご要望がありましたら、下記に入力してください。

なお、回答が必要なお問い合わせにつきましては、行政相談または各課へお問い合わせください。

(個人情報を含む内容は記入しないでください。)

※いただいたご意見は、より分かりやすく役に立つホームページとするために参考にさせていただきますので、ご協力をお願いします。

送信

◆テーマ別のアンケート実施(案)

鞍手町アンケート

さまざまなアンケートを鞍手町ホームページで実施します。鞍手町にとって有用な参考意見を収集させていただき行政に反映させていただきます。皆様のご協力をお願いします。

実施中のアンケート情報

- ・このアンケートを通じていただいた情報は、目的のための貴重な参考資料とし、それ以外の目的には使用しません。
- ・いただいた情報が有用となるように回答回数はお一人様一回のみとさせていただきます。

テーマ	期間
鞍手町ホームページについて	平成22年8月 1 日～9月20日
高齢者福祉について	平成22年8月 1 日～9月21日

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施																							
連番	4	主管課	企画財政課	その他担当課	税務住民課																		
最終目標	人が主役のまちづくり(ヒト、情報)				●指標(実施に関する目標達成の状態)																		
中間目標	効果的、効率的な行政運営				町民税増収と奨励金の差引増収5,406千円																		
直接的な目標	住民サービスの向上				(現在までの累積効果額) 0千円																		
具体的改革項目	奨励金の交付による定住支援の実施				▲指標(検討または準備に関する目標達成の状態) 条例等の整備完了																		
実施概要	<p>新築の住宅用家屋に課税される固定資産税相当額を「定住奨励金」として交付することで定住支援を行なう。平成23年度中に奨励金の具体的な交付内容や交付要件の検討及び必要な条例・要綱などの整備を行い、平成24年度から実施し人口増加を図る。</p> <p>※具体的実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ■奨励金内容 <ul style="list-style-type: none"> 課税年度1年目から5年目まで、納税した固定資産税の全額を本人からの申請により交付 ■交付要件(案) <ul style="list-style-type: none"> 奨励金の対象となる新築家屋：新築軽減の対象となる家屋を交付対象とする ※10年目の課税年度終了まで、鞍手町に居住すること。それまでに町外へ転出した場合、交付された奨励金を町に返還すること ※交付要件等については、条例、要綱の整備を行う中で詳細に検討を行う 																						
■ 評価点検⇒見直し																							
年度	検討及び実施期間(検討または準備：▲ 実施：●)							現在の状況	進捗率(%)	単年度効果額													
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額										
平成23年度	▲	▲	▲					H23年04月	H24年03月		0%	—											
	具体的取組内容																						
平成24年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容																						
平成25年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容																						
平成26年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容																						
平成27年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容																						

住宅用家屋新築件数(単位:戸)

新築年度	木造	非木造	計
17年度	41(13)	3(0)	44(13)
18年度	36(12)	9(2)	45(14)
19年度	34(11)	1(1)	35(12)
20年度	25(9)	5(3)	30(12)
21年度	30(9)	3(2)	33(11)
平均	33(11)	4(1)	37(12)

※()内は転入者の新築件数

平均課税標準額(単位:円/㎡)

新築年度	木造	非木造
17年度	60,960	64,105
18年度	63,566	63,128
19年度	66,125	62,608
20年度	62,044	71,291
21年度	73,214	74,501
平均	65,182	67,127

新築時の世帯構成人数(単位:人/戸)

新築年度	構成人数	うち18歳以上
17年度	3.71	2.41
18年度	3.41	2.57
19年度	2.96	2.08
20年度	3.26	2.35
21年度	3.45	2.48
平均	3.36	2.38

町民税課税状況(単位:人、千円)

課税年度	課税人数	課税総額	1人あたり課税額
18年度	7,990	476,165	60
19年度	7,970	660,338	83
20年度	7,910	652,947	83
21年度	7,783	634,156	81
22年度	7,522	562,109	75
平均	7,835	597,143	76

【試算条件】

- ・転入者の新築が年間に12戸、その床面積120㎡、課税標準額65,000円/㎡とする。
- ・課税標準額は5年間変動しないものとし、固定資産税率は1.4%とする。
- ・新築家屋の居住人数は、3.36人/戸(うち18歳以上が2.38人/戸)とする。
- ・18歳以上の者に76,000円/年の町民税が5年間課税されるものとする。

■定住奨励金の交付見込額

$$65,000円 \times 120㎡ \times 1.4\% \times 1/2 \times 12戸 \times 3年 = 1,965,600円$$

$$65,000円 \times 120㎡ \times 1.4\% \times 1/1 \times 12戸 \times 2年 = 2,620,800円$$

5年間で 4,586,400円 の交付見込

■町民税の増収見込額

$$76,000円 \times 2.38人 \times 12戸 \times 5年 = \underline{10,852,800円}$$

■差引増収見込額(5年分)

$$10,852,800円(町民税) - 4,586,400円(奨励金) = \underline{6,266,400円}$$

※H24~27見込額 5,406,200円

■メリット

- ・交付対象者を転入者に限定すれば、奨励金は町民税増収分で補うことができる。
- ・人口(国勢調査人口)が増えれば、交付税が増加する。
- ・新築して5年間、固定資産税収入は交付金で相殺されるが、6年目からは家屋が存在する限り(免税点を下回るまで)固定資産税を徴収できる。

■デメリット

- ・町民税の増収で補うことができるとはいえ、奨励金交付額は決して少なくはない。
- ・町内在住者の建替えも交付対象とすれば、奨励金の支出が増加するのみとなる。(しかし、住民の町外流出を抑制する効果は期待できる。)

■検討課題

- ・交付対象者を転入者限定とするか、町内での建替えも対象とするか検討が必要。

現在実施されている新築家屋に対する軽減(新築軽減)の内容(H22年度)

■軽減の対象となる家屋

- ア 専用住宅や併用住宅(併用住宅は居住部分の割合が1/2以上のもの)
 ※併用住宅:家屋の一部を居住の用に供する家屋(店舗併用住宅等)
- イ 床面積が50㎡(一戸建以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下

■減額される範囲

新築された住宅用家屋のうち住居として用いられる部分(居住部分)だけで、併用住宅における店舗部分、事務所部分は減額の対象外。

なお、居住部分の床面積が120㎡までのものは全部、120㎡を超えるものは120㎡に相当する部分が減額対象。

■減額される額

上記の減額対象に相当する固定資産税額の1/2が減額される。

■減額される期間

- ア 一般の住宅(イ以外の住宅):新築後3年度分
 (長期優良住宅は5年度分※)
- イ 3階建以上の中高層耐火住宅等:新築後5年度分
 (長期優良住宅は7年度分※)
 ※市町村へ申告書の提出が要件

(参考)宮若市定住奨励金制度

宮若市ホームページより抜粋

■制度の概要

定住を目的として、宮若市内に土地及び住宅を取得した者に対して、固定資産税相当額の定住奨励金を交付する。

■奨励金の対象者

定住目的で、宮若市内に自己の居住のための土地及び住宅を取得した者。

ただし、下記の場合は対象外となる。

- ・贈与、相続されたもの
- ・市内に住宅を所有している者が、建て替え、または新たに住宅を取得
- ・市税や国民健康保険税、各種使用料の滞納がある
- ・過去に宮若市から定住奨励金の交付を受けた

■奨励金の対象となる土地・住宅

平成20年1月2日から平成24年12月31日までに上記対象者が取得し、登記が完了した土地・住宅であり、

- ・住宅取得のために購入した土地で330㎡以下の土地
- ・居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下の家屋

■奨励金額・期間

- ・対象の土地・住宅に課税される固定資産税に相当する額(ただし、年間15万円が限度)
- ・対象の土地・住宅に新たに固定資産税が課税された年度から7年間

■交付実績

交付件数	43件
交付金額	2,475,000円

交付件数の内訳は、新築住宅:27件、中古住宅:16件

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	5	主管課	企画財政課	その他担当課	福祉人権課	最終目標	人が主役のまちづくり(ヒト、情報)					●指標(実施に関する目標達成の状態)			
中間目標	効果的、効率的な行政運営					公共交通体系確立のための実証運行完了									
直接的な目標	住民サービスの向上					(現在までの累積効果額)				0千円					
具体的改革項目	持続可能な新たな地域公共交通体系の確立					▲指標(検討または準備に関する目標達成の状態)				連携計画の策定完了					
実施概要	地域公共交通活性化再生総合事業(国土交通省所管)を活用し、バス路線を中心とした公共交通の住民ニーズや地域の現状、利用不便地域の把握等の調査を行う。その上で、通勤、通学等での公共バスの利用促進、福祉バスの有償化やコミュニティバス化、乗合タクシー等の導入など、町の財政状況を考慮した新たな公共交通体系及びシステムを構築するため、鞍手町地域公共交通総合連携計画を策定する。また計画策定後、3カ年度にわたり当該計画に基づいた実証運行(試験運行)を行い、将来にわたって持続可能な公共交通体系を確立する。														
	※具体的実施内容 ①路線バス、コミュニティバス、福祉バスの実態調査及び類似地域先進地域における公共交通システムの事例調査 ②利用者のニーズ把握調査、調査結果の整理・分析 ③交通施策立案と基本方針の策定 ④新たな公共交通体系による実証運行(平成23年10月～平成26年3月)														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検討及び実施期間(検討または準備:▲ 実施:●)							現在の状況	進捗率(%)	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	▲	▲							0%	—					
	具体的取組内容														
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	●	0%	—					
	具体的取組内容														
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	●	0%	—					
	具体的取組内容														
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	●	0%	—					
	具体的取組内容														
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	●	0%	—					
	具体的取組内容														

■過去3年間の利用者の推移

(単位：人)

種 別	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合 計	1日平均	備 考	
西鉄バス	中山・中間線	244,018	228,843	214,412	687,273	628	直方市、中間市、宗像市、遠賀町等町外利用者を含む
	西川線	105,322	97,639	91,445	294,406	269	
	小計	349,340	326,482	305,857	981,679	897	
コミュニティバス	38,276	40,640	39,511	118,427	108	宮若市等町外利用者を含む	
福祉バス	20,834	20,390	21,230	62,454	71		
合 計	408,450	387,512	366,598	1,162,560	1,075		
1日平均	1,119	1,062	1,004	—	—		

■過去3年間の運行経費補助の推移

(単位：円)

種 別	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合 計	年平均	備 考
西鉄バス	13,640,000	11,919,000	15,179,000	40,738,000	13,579,333	
コミュニティバス	2,913,618	4,048,558	4,101,100	11,063,276	3,687,759	宮若市負担金を除く
福祉バス	10,648,506	11,227,723	10,947,327	32,823,556	10,941,185	
合 計	27,202,124	27,195,281	30,227,427	84,624,832	28,208,277	

■直近の2年間における運行経費補助額増減額及び主な理由

西鉄バス	3,260,000
コミュニティバス	52,542
福祉バス	-280,396

契約単価の見直し（増額）や国補助金の対象から一部除外（中山・中間線中間系統の輸送量が基準以下）されたため

時間外窓口開設に係る県内市町村の現状

平成22年7月現在

市町村名	開設	曜日	延長時間	勤務体系	開設課	閉庁日の対応等
北九州市	○	木曜日	午後7時		市民課・保健福祉課・生活支援課・国保年金課・課税納税業務	
福岡市						
大牟田市	○	木曜日	午後7時	フレックス	市民課	
久留米市	○	木曜日	午後7時	フレックス	市民課・税の証明納付発行のみ・国民健康保険・年金・医療・母子・障害	年度末3月第3、4日曜 年度当初4月第1、2日曜 終日（振替）
直方市	○	木曜日	午後7時	フレックス	市民課・児童福祉係・税・健康福祉	
飯塚市	○	木曜日	午後7時	フレックス	市民課・課税課・納税課・市民活動推進課	
田川市	○	第2木曜	午後7時	フレックス	納税係	
柳川市	×					
八女市	○	水曜日	午後7時	フレックス	市民課・税務課・納税課・福祉健康課・上下水道	年度末3月最終土曜 年度当初4月第1土曜 午前中（振替）
筑後市	×				市民課・税務課	第2、4日曜日 午前中 振替
大川市	×				転入、転出に関する課	年度末3月最終日曜とその前週の日曜 年度当初4月第1日曜 8:30～12:00（振替）
行橋市	○	第2、4木曜	午後8時	時間外手当	納税課・国民健康保険課・後期高齢者	
豊前市	×					
中間市	×					
小郡市	×				市民課	第3日曜日以外開庁 振替
筑紫野市	×					第2、4土曜日 午前中 振替
春日市	×				住民票、印鑑登録、戸籍等	出張所 土日祝 再雇用で対応
大野城市	×				市民・市税・収納・国保年金・子育て支援・上下水道	第2、4土曜 9:30～12:30 振替
宗像市	×					
太宰府市	×				市民課・税務課（証明発行のみ）	第2、4土曜 9:00～12:00
糸島市	×					
古賀市	×				市民課	3/28（日）4/4（日）8:30～12:00検討中 来年度未定 休日手当
福津市	×					
うきは市	○	木曜日	午後6時30分	フレックス	住民課	
宮若市	○	木曜日	午後7時15分	フレックス	市民課 発行のみ	
嘉麻市	○	木曜日	午後7時	時間外手当	市民課・税務課	
朝倉市	○	水曜日	午後7時	フレックス	市民課	
みやま市	×	要望があれば		時間外手当		
那珂川町	○	第2、4木曜	午後9時	時間外手当	税務課・国保の課	
宇美町	○	毎月15日	午後8時	時間外手当	住民課・税務課・健康福祉課	第4日曜 税務課 8:30～17:15
篠栗町	×					年に4回期間を決めて 時間外手当
志免町	×					
須恵町	○	第3水曜日	午後8時	時間外手当	住民課・健康福祉課・税務課	
新宮町	×					
久山町	×					
粕屋町	×					
芦屋町	×					
水巻町	○	木曜日	午後7時	フレックス	住民課・福祉課・税・健康福祉・下水	
岡垣町	○	木曜日	午後7時	フレックス	住民課・こども未来課・（税・健康福祉・下水は3月まで）	
遠賀町	×					
小竹町	○	木曜日	午後7時	フレックス	税課・環境・住民・町営・国保等	
鞍手町	○	木曜日	午後7時	フレックス	税務住民課・会計課・教育課	
桂川町	○	木曜日	午後7時	フレックス	住民課・税務課・保健環境課・水道課・学校教育課	
筑前町	○	木曜日	午後7時	時間外手当	住民課（証明発行のみ）	
東峰村	×					
大刀洗町	○	木曜日	午後7時	フレックス	住民課・健康福祉課・会計課・税務課・建設課・上下水道管理係	21年度3月最終日曜日終日 22年度4月最初の日曜日終日 異動関係の課受付のみ 代休
大木町	×				税務町民課（証明のみ）	第2、4日曜 9:00～13:00 代休 年度末年度当初日曜日 8:30～17:15 健康福祉課、教育課
広川町	×				証明のみ	第1日曜 8:30～12:00
香春町	×				証明のみ（自動交付機 午後8時まで 事前登録365日対応）	
添田町	×					
糸田町	×					土日祝 日直体制2名
川崎町	×					
大任町	×					
赤村	×					
福智町	×					
荻田町	×	宿直で対応				
みやこ町	×					
吉富町	×					
上毛町	×					
築上町	×				住民票、印鑑証明、発行のみ	土日祝 8:30～12:00 管理職で対応

時間外窓口に関する利用者用件別状況等調

■利用者用件別状況

担当課		目的	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計	備考
税務住民課	税務関係	税の納付	76件	182件	163件	190件	611件	平成18年度には平成18年1月から3月までのデータを含む
		税の証明	23件	14件	44件	41件	122件	
		納税相談	16件	13件	17件	22件	68件	
		申告・その他	26件	19件	9件	1件	55件	
		電話問合せ等	10件	83件	9件	23件	125件	
		計	151件	311件	242件	277件	981件	
	住民関係	戸籍に関すること	28件	42件	56件	71件	197件	
		住民登録に関すること	90件	157件	150件	141件	538件	
		印鑑登録に関すること	17件	25件	23件	21件	86件	
		各種証明に関すること	79件	145件	113件	135件	472件	
		その他	0件	20件	14件	10件	44件	
計		214件	389件	356件	378件	1,337件		
会計課	税関係	—	135件	224件	135件	494件	平成19年6月からのデータによる	
	国保関係	—	113件	164件	78件	355件		
	住宅関係	—	27件	48件	20件	95件		
	水道関係	—	54件	173件	65件	292件		
	下水道関係	—	14件	24件	5件	43件		
	計	0件	343件	633件	303件	1,279件		
教育課	使用料支払	—	6件	18件	35件	59件	平成19年9月からのデータによる	
	各種施設予約	—	5件	3件	3件	11件		
	その他問い合わせ等	—	5件	3件	2件	10件		
	計	0件	16件	24件	40件	80件		
合計			365件	1,059件	1,255件	998件	3,677件	

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施														
連番	7	主管課	総務課	その他担当課	全庁									
最終目標	人が主役のまちづくり(ヒト、情報)				●指標(実施に関する目標達成の状態)									
中間目標	効果的、効率的な行政運営				アンケートに基づく住民満足度100%の達成									
直接的な目標	住民サービスの向上				(現在までの累積効果額) 0千円									
具体的改革項目	スムーズで快適な窓口サービスの導入				▲指標(検討または準備に関する目標達成の状態)									
実施概要	<p>現在、役場の行政サービスについては役場・教育委員会(中央公民館)・福祉センター3つの拠点で分散されている状況であり、住民サービスの低下が見受けられる。本来は、役場庁舎内に統一することが望ましいが現状では課題が多い。そこですべての人に快適でやさしい窓口サービスの提供を目標に、役場を訪れた住民が手続きをスムーズに完結出来るように体制を整備する。</p> <p>※具体的実施内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ①適切なフロアスペースの確保 ②窓口取扱い業務一覧を作成し窓口での連携強化を図るとともに、庁舎玄関に案内板を作成する ③職員研修の一環として、各課の交代制による案内係の設置を検討する ④申請書類等はすべてホームページよりダウンロードできるようにする ⑤住民の満足度調査を行う 													
■ 評価点検⇒見直し														
年度	検討及び実施期間(検討または準備:▲ 実施:●)							現在の状況	進捗率(%)	単年度効果額				
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額	
平成23年度	▲	▲	▲				H23年04月	H24年03月		0%	—			
具体的取組内容														
平成24年度		●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月		0%	—			
具体的取組内容														
平成25年度		●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月		0%	—			
具体的取組内容														
平成26年度		●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月		0%	—			
具体的取組内容														
平成27年度		●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月		0%	—			
具体的取組内容														

窓口サービスに係る県内市町村の実施状況 (県内約65%は総合案内を実施している)

平成22年7月現在

市町村名	総合窓口	総合案内	体制
北九州市			
福岡市			
大牟田市	×	○	業務委託
久留米市	×	○	業務委託
直方市	×	○	委託
飯塚市	×	実施の方向で検討中	
田川市	×	○	
柳川市	×	○	嘱託職員
八女市	×	○	職員当番制 職員研修の一環
筑後市	×	○	職員
大川市	×	○	フロアマネージャー OB
行橋市	×	×	
豊前市	×	○	業務委託
中間市	×	○	臨時職員2名 代表電話の取次ぎも
小郡市	×	○	業務委託
筑紫野市	×	○	派遣
春日市	×	○	委託2名
大野城市	○	○	民間委託
宗像市	×	○	業務委託
太宰府市	×	○	業務委託
糸島市	×	×	
古賀市	×	○	業務委託
福津市	×	○	業務委託
うきは市	×	×	
宮若市	×	○	5月より 臨時2人体制 週3回
嘉麻市	○	○	職員
朝倉市	×	○	業務委託
みやま市	×	×	
那珂川町	×	○	
宇美町	×	○	非常勤職員
篠栗町	×	×	
志免町	×	○	非常勤職員
須恵町	×	×	
新宮町	×	○	住民課と兼用 現況はあまりやっていない
久山町	×	○	臨時 8時30分から12時 13時から14時
粕屋町	×	○	臨時
芦屋町	×	○	派遣
水巻町	×	×	
岡垣町	×	○	臨時
遠賀町	×	×	
小竹町	×	×	
鞍手町	×	×	
桂川町	×	×	
筑前町	×	○	1人嘱託職員(環境防災課の配置)
東峰村	×	×	住民福祉課の窓口で対応
大刀洗町	×	○	総合受付 住民課と兼用 嘱託職員
大木町	×	×	
広川町	×	×	
香春町	×	○	全職員で交代制
添田町	×	×	住民課 紙で案内
糸田町	×	×	
川崎町	×	○	嘱託職員
大任町	×	×	2年前になくなった
赤村	×	×	
福智町	×	×	
荻田町	×	○	委託
みやこ町	○	○	総合窓口課(豊津支所・犀川支所)
吉富町	×	×	
上毛町	○	○	総合窓口課(太平支所) 今年度住民課総合案内
築上町	×	○	電話交換 業務委託1名
計	4	37	

◆役場庁舎内に統一する実施案

- ・教育課の公民館係のみを中央公民館に残して、役場庁舎内に配置する。
- ・健康増進班を福祉センターに配置する。
事業のほとんどが福祉センターで実施されており、保健師は福祉センターに常駐することが多く住民も利用しやすい。また、電話等の対応も即できない場合も多く、住民サービスの低下が起きている。

◆役場庁舎内に統一するメリット・デメリット**■メリット**

- ・役場庁舎内に全ての部署が統合されると、住民の手続きがスムーズに行なわれサービスの向上になる。
- ・関係部署を集約することで、手続きの漏れがなくなる。（1フロアーに集約）
（例 住民移動 子ども手当 乳児医療 ひとり親医療 児童扶養手当 等）

■デメリット

- ・中央公民館は職員が少なくなることで、施設の管理運営の体制を確立させる必要がある。

懸案事項

※庁舎内の課の配置及びスペースの確保について検討が必要

■窓口サービスアンケート（案）

町では、みなさんにより満足いただける窓口サービス・窓口業務を目指して「窓口サービスアンケート」を行なうことになりました。大変お手数ですが、アンケートにご協力をお願いいたします。

次の項目にでお答えください。

◆本日は、どのような用件で来られましたか？

申請・届出 相談 その他

() 課 () 課 () 課

◆性別

男性 女性

◆年齢

10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代以上

◆職員の対応や説明の仕方はいかがでしたか？

わかりやすい ややわかりやすい ややわかりにくい わかりにくい

◆手続きの仕方や申請書の書き方はわかりやすかったですか？

わかりやすい ややわかりやすい ややわかりにくい わかりにくい

◆町ではスピーディな対応を心がけていますが、本日のご用件はスムーズにすみましたか？

快適だった やや快適だった やや不快だった 不快だった

◆時間外窓口をしていますか？

知っている 知らない



時間外窓口を利用したことがありますか？

ある ない

◆その他、窓口サービスについてお気づきの点やご意見がありましたら、ご記入ください

行政評価を活用した行政サービスの改善

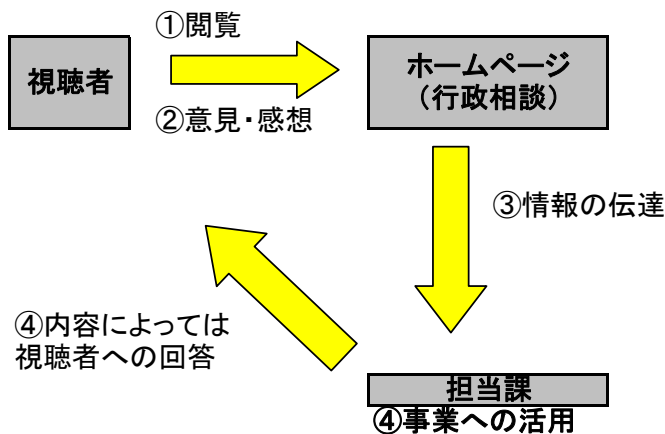
行政評価を最大限有効活用し、行政のムリ・ムダ・ムラを洗い直し事業改善を行うために、行政評価及び業務日誌のデータを利用し、また広く公開し、多角的に事業検証を行う。

- ① 行政評価のホームページ公開
- ② 行政評価検証チームの設立

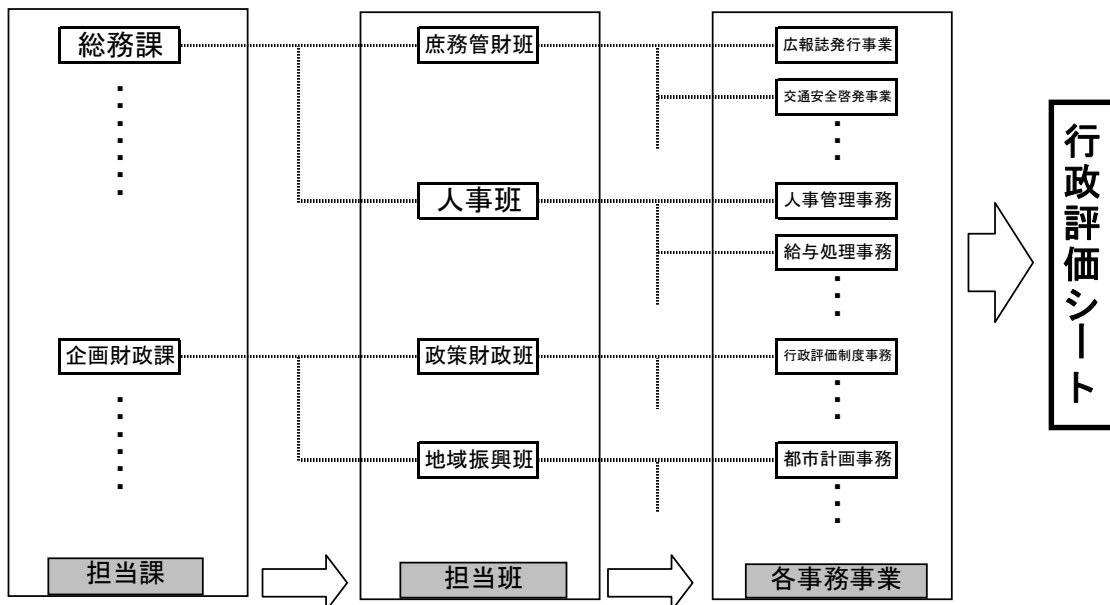
① 行政評価のホームページ公開

行政評価制度を導入した当初の目的どおり、ホームページ上で行政評価シートを公開し、広く住民(視聴者)に公開することで、町が行う様々な事業の紹介と、それに伴う意見・感想(住民視点)を求める。あがってきた意見・感想は今後の事業に活用する。

業務の流れ



公開参考例(アクセス手順)



② 行政評価検証チームの設立

・評価シート内の実績・一次判定等の内容を検証するプロジェクトチームを設立し、より多角的な事務事業評価を行う。

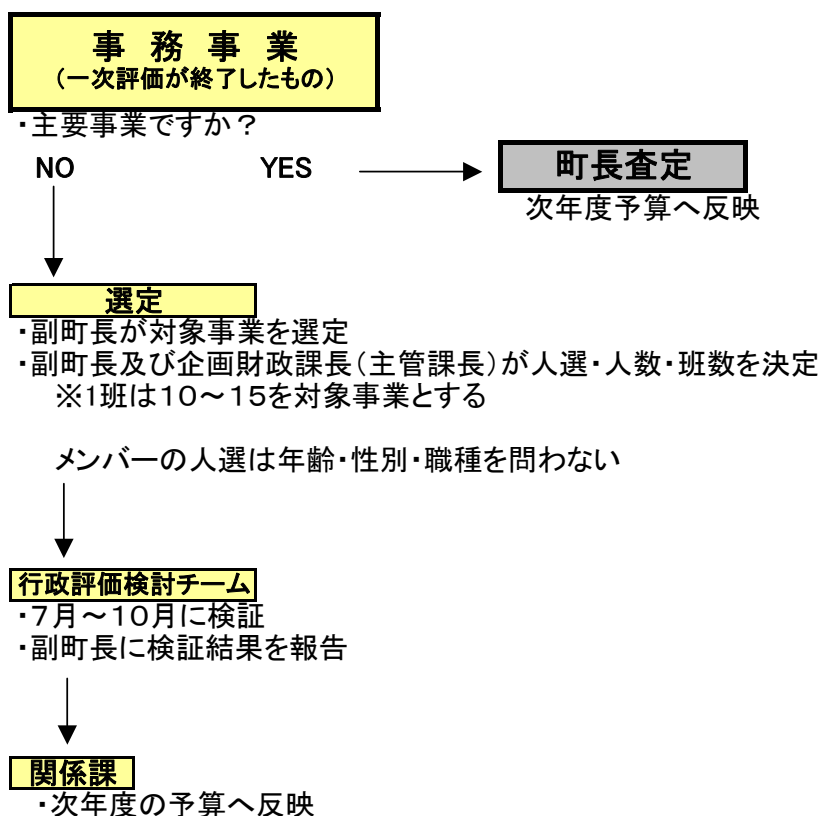
- ・職員による検討チームを設立し、行政評価の内容を検討する。
- ・人数は、5～8人程度を1班とし、評価項目の数によっては複数の班を形成する。
- ・時期は、結果を12月の予算査定に反映させるため、行政評価の一次判定終了後(7月)から10月を目処とする。

メリット ……報酬等の経費が発生しない。業務内容を把握しており、個別に評価シートの内容を確認する手間がかからない。

経験したことのない業務に対し様々な資料を集め、また班内で意見を交わし検証していくことは、職員の知識、資質向上及び意識改革へと繋がる面がある。

デメリット ……職員の業務を職員で評価するため、評価内容の公平性や民間視点での評価ができず、また、班を増やしたとしても約300(平成21年度分)ある事務事業全てを検証することは不可能に近く、一度にどれだけの数をこなすかが課題となる。
一般業務と同時進行で行っていくため、時間外勤務手当が発生すると思われる。

事務フロー図



近隣市町の主な収入の口座振替率一覧表 (平成21年度実績 平成22年3月現在)

項 目	町民税 (普通徴収のみ)	固定資産税	国民健康保険税	住宅家賃	保育料	水道使用料	下水道使用料	計	
鞍手町	総件数	3,952	7,035	2,819	477	318	6,015	1,427	22,043
	振替件数	1,184	3,482	1,118	165	200	5,631	1,371	13,151
	振替率	29.96%	49.50%	39.66%	34.59%	62.89%	93.62%	96.08%	59.66%

※軽自動車税については、年1回で金額も少ないためはずす。定期的にある項目で判断する

■ 21年度課税状況等調べより

項 目	市町民税 (普通徴収のみ)	固定資産税	国民健康保険税	住宅家賃	保育料	水道使用料	下水道使用料	計	
直方市	総件数	7,584	21,986	9,341			304,965	18,952	362,828
	振替件数	3,394	9,579	2,512			245,923	16,285	277,693
	振替率	44.75%	43.57%	26.89%	50.00%	園徴収	80.64%	85.93%	55.30%
宮若市	総件数	6,290	11,979	4,593			98,696	2,362	123,920
	振替件数	1,739	4,848	1,659			76,403	2,013	86,662
	振替率	27.65%	40.47%	36.12%	出していない	63.00%	77.41%	85.22%	54.98%
小竹町	総件数	1,844	3,543	1,639			3,840	173	11,039
	振替件数	672	1,572	516			3,309	150	6,219
	振替率	36.44%	44.37%	31.48%	出していない	100.00%	86.17%	86.71%	64.20%
中間市	総件数	9,457	16,492	6,886			325,518	10,065	368,418
	振替件数	4,039	10,487	3,746			278,975	8,873	306,120
	振替率	42.71%	63.59%	54.40%	47.00%	園徴収	85.70%	88.16%	63.59%
遠賀町	総件数	3,907	7,778	3,008					14,693
	振替件数	1,292	4,091	1,375					6,758
	振替率	33.07%	52.60%	45.71%	54.60%	100.00%			57.20%
水巻町	総件数	5,791	5,791	5,029			154,053	88,471	259,135
	振替件数	1,705	1,705	1,884			151,002	86,679	242,975
	振替率	29.44%	29.44%	37.46%	68.68%	60.00%	98.02%	97.97%	60.14%
岡垣町	総件数	6,508	13,275	4,724			11,863		36,370
	振替件数	2,922	8,088	1,939			10,630		23,579
	振替率	44.90%	60.93%	41.05%	40.00%	6月～口振開始	89.61%		55.30%
芦屋町	総件数	2,909	4,818	2,469				1,040	11,236
	振替件数	1,823	3,548	1,585				900	7,856
	振替率	62.67%	73.64%	64.20%	80.00%	65.00%		86.54%	72.01%

近隣市町の主な再振替実施状況

項 目	町民税 (普通徴収のみ)	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	住宅家賃	保育料	水道使用料	計	
鞍手町	延総振替件数	3,329	13,736	1,211	10,201	1,939	2,209	69,167	101,792
	延再振替件数	93	505	42	207	72	169	2,646	3,734
	再振替率	2.79%	3.68%	3.47%	2.03%	3.71%	7.65%	3.83%	3.67%

項 目	市町民税 (普通徴収のみ)	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	住宅家賃	保育料	水道使用料
直方市	再振有無	無			無		無
	対応状況	納付書を送付			納付書を送付		納付書を送付
宮若市	再振有無	無			無	無	無
	対応状況	不納通知書と一緒に納付書を送付			納付書を送付	納付書を送付	引去り出来ない分は翌月一緒に引去る
小竹町	再振有無	有			有	有	無
	対応状況	不納分は、翌月の引去り日に当月分と一緒に引去り				残高があれば月に限らず引去り	引去り出来ない分は翌月一緒に引去る
中間市	再振有無	無			無		無
	対応状況	納付書を送付			納付書を送付		納付書を送付
遠賀町	再振有無	無			無	無	無
	対応状況	口座振替不納通知文が記載してある納付書を送付。10月中旬よりコンビニ納付を予定			納付書を送付	納付書を送付	納付書を送付
水巻町	再振有無	無			無	無	無
	対応状況	分納と期別ごとの口座振替がある。納付書として使える不納通知書を送付。			納付書を送付	納付書を送付	翌月残高があれば2か月分おちる
岡垣町	再振有無	有			有	有	有
	対応状況	年度内は次の期別分の引去りと一緒に引き落とし。不納者への通知はしていない。			残高があれば月に限らず引去り		翌月自動的に再振替
芦屋町	再振有無	無			無	無	無
	対応状況	引去り不納者へ納付書として使える通知書を送付			不納通知案内と一緒に納付書を送付		

◆他市町村の提携金融機関

鞍手町	福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	直鞍農協
	ゆうちょ銀行	りそな銀行		
直方市	福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	直鞍農協
	ゆうちょ銀行	福岡中央銀行	九州労働金庫	
宮若市	福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	直鞍農協
	ゆうちょ銀行	飯塚信用金庫	九州労働金庫	
小竹町	福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	直鞍農協
	ゆうちょ銀行			
中間市	福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	ゆうちょ銀行
	九州労働金庫八幡支店	北九州市農協	遠賀信用金庫	
遠賀町	福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	北九州市農協
	遠賀信用金庫	ゆうちょ銀行		
水巻町	福岡銀行	西日本シティ銀行	北九州市農協	遠賀信用金庫
	ゆうちょ銀行			
岡垣町	福岡銀行	西日本シティ銀行	北九州市農協	遠賀信用金庫
	ゆうちょ銀行			

◆口座振替促進に係るメリット・デメリット

■メリット
 ・収納率の向上が期待できる。
 ・滞納額全体の減少に繋がる。

■デメリット
 ・口座振替用紙の経費がかかる。

◆再振替廃止に係るメリット・デメリット

■メリット
 (削減)
 ・再振り通知（シーラー）の経費削減 @4.98×3,734≒18,600
 ・再振り通知（郵便料）の経費削減 @50×3,734=186,700
 ・再振り委託料の削減 口座振替手数料 @10×3,734=37,340
 ・提携金融機関回り（職員が交代で行なっている） @3,360×2時間×12ヶ月=80,640
 ・再振り不能による納付書の削減 @3.42×1,634≒5,600
 ・納付書送付（郵便料）の削減 @80×1,634=130,720
 ・再振に係る事務事業（行政評価より税務27時間・水道36時間その他の課については不明） @3,360×63時間=211,680
 計 671,280円
 (増加)
 ・不能通知（納付書） @3.42×3,734≒12,780
 ・不能通知（郵便料） @80×3,734=298,720
 計 311,500円
 削減額 359,780円

■デメリット
 ・再振替を行なっていることで、現在の徴収率を保っている可能性があり、廃止すると滞納等の増加により事務処理が増える可能性がある。
 特に水道課の場合、給水停止に係る事務が増える可能性がある。

◆検討課題

・口座振替率を上げるのと同時に収納率も上げる
 ・口座振替が出来なかった場合の検討
 （例）3ヶ月落ちない場合は納付書に切り替える等
 ・再振を止めることで収納率の低下にならないようにする。
 再振替があることで、本来の納期限に納めなくても良いという住民の意識を変えていく。（近隣市町村では再振替はほとんどしていない）
 ・提携金融機関の見直しをする
 （例）遠賀信用金庫等を新規に入れる

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	10	主管課	上下水道課	その他担当課		最終目標	人が主役のまちづくり(ヒト、情報)					●指標(実施に関する目標達成の状態)			
中間目標	効果的、効率的な行政運営					検針委託料削減7,254千円(年2,418千円)									
直接的な目標	事務・事業の改善					(現在までの累積効果額)				0千円					
具体的改革項目	上下水道料金の検針及び徴収方法の見直し					▲指標(検討または準備に関する目標達成の状態)				実施方法の検討及び事前周知完了					
実施概要	<p>現在毎月行なっている上下水道料の検針業務、徴収業務等の手法を見直し、業務の効率化及びコスト削減を図る。見直しにあたっては、メリットとデメリットを総合的に検討した上で実施することとする。なお、検討の結果、実施することとなった場合には、この見直し実施による住民への影響を考慮し、周知期間を十分に設けるなど、見直しに伴う混乱を最小限にする。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>①検針を毎月から隔月に変更し、検針業務の効率化及びコスト削減を図る</p> <p>②料金を隔月徴収にすると住民への影響が大きいと思われるため、毎月徴収のままとするが、ふた月分の納付書(例：4月分1枚、5月分1枚)を同時に郵送するなどの事務改善によって業務の効率化を図る</p> <p>③見直しについての住民への周知を徹底する</p>														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検針及び実施期間(検討または準備：▲ 実施：●)							現在の状況	進捗率(%)	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		0%	—					
	具体的取組内容														
平成24年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		0%	—					
	具体的取組内容														
平成25年度			●	●	●	●	●	H25年04月	H28年03月	0%	—				
	具体的取組内容														
平成26年度			●	●	●	●	●	H25年04月	H28年03月	0%	—				
	具体的取組内容														
平成27年度			●	●	●	●	●	H25年04月	H28年03月	0%	—				
	具体的取組内容														

検針委託料の状況

検針委託料(単位:円)

	検針委託料
17年度	4,635,926
18年度	4,837,124
19年度	4,846,912
20年度	4,824,902
21年度	4,755,586
平均	4,780,090
22年度 当初予算	4,836,000

※参考:検針受持戸数状況(単位:戸)

	H22年3月	H22年6月
検針員1	1,164	1,167
検針員2	511	—
検針員3	1,392	1,392
検針員4	938	939
検針員5	1,538	1,546
検針員6	921	921
水道班職員	231	751
計	6,695	6,716

6,500戸を単価62円で予算計上

$$\textcircled{62}\text{円} \times 6,500\text{戸} \times 12\text{回/年} \\ = 4,836,000\text{円}$$

給水の開始・停止があるため、毎月の検針戸数は変動する。

なお、22年度から検針員が1名減ったため、水道班職員の受持戸数が増加している。

■検針を隔月にした場合の委託料削減額

$$\textcircled{62}\text{円} \times 6,500\text{戸} \times 6\text{回/年} = \underline{\underline{2,418,000\text{円}}}$$

水道料金徴収方法(案)

■2ヶ月分の使用水量を2分し、各月平均して使用したものとみなして徴収する

例:4月に13立方メートル、5月に15立方メートル使用すると、合計28立方メートルの使用となる。
これを2分し、それぞれの月で14立方メートルを均等に使用したものとみなす。

この徴収方法を取ることで、現状よりも水道料金が低くなる場合があるので、住民にとっては支払う料金が安くなる。しかし、行政にとっては収入が減少することとなる。
(別紙1及び2を参照)

■メリット

- ・検針回数が毎月(年12回)から隔月(年6回)になることで、検針委託料が半減できる。
- ・水道料金が安くなる場合があるので、住民にとってのメリットとなる。(別紙1、2参照)

■デメリット

- ・検針が2ヵ月に1度になるため、漏水の発見が遅れる可能性がある。
- ・水道料金が安くなる場合があるので、料金収入が減少する。(別紙1、2参照)

■検討課題

- ・奇数月検針地区と偶数月検針地区とに分け、検針員が毎月検針に回れる体制を取ることにしても検討する。
- ・2ヶ月分の使用料を2回に分けて徴収することになるため、料金の算定方法について条例改正を含めて検討が必要となる。
- ・漏水が発見された場合の対応(料金の徴収)についての検討が必要となる。
- ・収入が減少することを考慮して、この手法を実施するかどうか判断する必要がある。

(別紙1) 現状の水道料金算出方法

鞍手町水道事業給水条例第23条(料金)

料金は、次の区分による基本料金と従量料金の合計額に100分の105を乗じて得た金額とする。ただし、当該金額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

種別及び口径	料金		従量(超過)料金
	水量	基本料金	
一般	13mm	1,000円	9~25立方メートルまで 1立方メートル 125円 26~50立方メートルまで 1立方メートル 195円 51立方メートル以上 1立方メートル 225円
	20mm	1,700円	
	25mm	2,600円	
	30mm	4,300円	
	40mm	7,000円	
	50mm	10,000円	
	75mm	15,000円	
	100mm以上	管理者が定める額	
共用栓用	8立方	800円	
湯屋営業用	1立方メートル当たり 80円(基本料金なし)		
一時用	8立方	3,000円	9立方メートル以上 1立方メートル当たり 225円
私設消火栓用	演習 10分ごとに	2,000円	

■水道料金の算出方法(口径13mmとする)

ひと月の使用水量が8立方メートル以下の場合

基本料金以内となるため、1,000円 × 1.05 = 1,050円

ひと月の使用水量が11立方メートルの場合

8立方メートルまでは基本料金で、超過した3立方メートル分は1立方メートルにつき125円加算。
(1,000円 + 125円 × 3) × 1.05 = 1,440円 (10円未満は切り捨て)

ひと月の使用水量が28立方メートルの場合

8立方メートルまでは基本料金で、超過した17立方メートル分(25立方メートルまで)は1立方メートルにつき125円加算、3立方メートル分(50立方メートルまで)は1立方メートルにつき195円加算。
(1,000円 + 125円 × 17 + 195円 × 3) × 1.05 = 3,890円 (10円未満は切り捨て)

※平成22年8月 段階・口径別統計表

(単位:件、%)

	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm以上	一時用	合計
8m ³ 以下	1,842 27.4%	54 0.8%	4 0.1%						15 0.2%	1,915 28.5%
9~25m ³	3,473 51.6%	73 1.1%	8 0.1%	1 0.01%	1 0.01%	1 0.01%			1 0.01%	3,558 52.9%
26~50m ³	1,058 15.7%	39 0.6%	9 0.1%	1 0.01%	3 0.04%	2 0.03%			1 0.01%	1,113 16.5%
51m ³ 以上	71 1.1%	15 0.2%	20 0.3%	6 0.1%	19 0.3%	9 0.1%	3 0.04%			143 2.1%
合計	6,444 95.8%	181 2.7%	41 0.6%	8 0.1%	23 0.3%	12 0.2%	3 0.04%	0 0.0%	17 0.3%	6,729 100.0%

総数6,729件のうち、一般用口径13mmが95.8%、使用水量は13mmで9~25立方メートルが51.6%を占めている。

(別紙2) 水道料金算出方法を変更した場合の料金比較

区分①:ひと月の使用水量が8立方メートル以下

区分②:ひと月の使用水量が9立方メートル以上25立方メートル以下

区分③:ひと月の使用水量が26立方メートル以上50立方メートル以下

口径13mmの場合(単位:立方メートル、円)

	4月	5月	合計	平均	ふた月合計料 金	ふた月合計料 金	B-A	現状との 比較
(1) 4月も5月も使用水量が①の場合								
	6	6	12	6	2,100	2,100	0	
	5	7	12	6	2,100	2,100	0	
	4	8	12	6	2,100	2,100	0	
(2) 4月も5月も使用水量が②の場合								
	18	18	36	18	4,720	4,720	0	
	17	19	36	18	4,720	4,720	0	
	16	20	36	18	4,720	4,720	0	
	15	21	36	18	4,710	4,720	10	高
	14	22	36	18	4,710	4,720	10	高
	13	23	36	18	4,710	4,720	10	高
	12	24	36	18	4,720	4,720	0	
(3) 4月も5月も使用水量が③の場合								
	34	34	68	34	10,240	10,240	0	
	33	35	68	34	10,230	10,240	10	高
	32	36	68	34	10,240	10,240	0	
	31	37	68	34	10,230	10,240	10	高
	30	38	68	34	10,240	10,240	0	
	29	39	68	34	10,240	10,240	0	
	28	40	68	34	10,240	10,240	0	
	27	41	68	34	10,240	10,240	0	
	26	42	68	34	10,240	10,240	0	
(4) 4月の使用水量は①、5月の使用水量は②だが、平均すると①になる場合								
	7	9	16	8	2,230	2,100	-130	安
	6	10	16	8	2,360	2,100	-260	安
	5	11	16	8	2,490	2,100	-390	安
(5) 4月の使用水量は①、5月の使用水量は②だが、平均すると②になる場合								
	8	12	20	10	2,620	2,620	0	
	7	13	20	10	2,750	2,620	-130	安
	6	14	20	10	2,880	2,620	-260	安
	5	15	20	10	3,010	2,620	-390	安
(6) 4月の使用水量は②、5月の使用水量は③だが、平均すると②になる場合								
	24	26	50	25	6,630	6,560	-70	安
	23	27	50	25	6,700	6,560	-140	安
	22	28	50	25	6,770	6,560	-210	安
	21	29	50	25	6,850	6,560	-290	安
	20	30	50	25	6,920	6,560	-360	安
(7) 4月の使用水量は②、5月の使用水量は③だが、平均すると③になる場合								
	22	30	52	26	7,180	6,960	-220	安
	21	31	52	26	7,250	6,960	-290	安
	20	32	52	26	7,330	6,960	-370	安
	19	33	52	26	7,400	6,960	-440	安
	18	34	52	26	7,480	6,960	-520	安
	17	35	52	26	7,550	6,960	-590	安

- ・(1)～(3)のように同一区分内で使用水量が変動する場合、料金は変わらないことが多い。
※10円未満の切捨ての関係上、高くなる場合も考えられる。
- ・(4)～(7)のように区分を超えて使用水量が変動する場合、料金は安くなるが多い。

(参考)平成21年度 業務従事時間調(業務日誌より抽出)

検針事務関連(単位:時間)

事務事業名	作業名	年間従事時間
水道検針関連	検針後の処理業務	137.0
水道検針関連	水道検針	1.0
水道検針関連	水道検針業務	375.0
水道検針関連	水道検針後の処理	4.0
計		517.0

検針を隔月にする、単純計算で

$$517時間 \div 2 = \underline{258.5時間} \text{ ①}$$

業務従事時間を削減できる

水道料金徴収事務関連(単位:時間)

事務事業名	作業名	年間従事時間
水道料収納・調定	OCR読込作業	11.5
水道料収納・調定	月調定業務	10.0
水道料収納・調定	調定簿整理	7.0
納付書関連	異動入力、チェック	7.0
納付書関連	一括調定処理	25.0
納付書関連	再納付書配布業務	36.0
納付書関連	督促状業務	120.0
納付書関連	納付書持込準備業務	214.5
納付書関連	納付書配布業務	71.0
納付書関連	文書各金融機関へ送付業務	7.5
計		509.5

徴収を隔月にする、単純計算で

$$509.5時間 \div 2 = \underline{254.75時間} \text{ ②}$$

業務従事時間を削減できる

削減時間合計

$$\text{①} + \text{②} = \underline{513.25時間}$$

水道料金未納処理事務関連(単位:時間)

事務事業名	作業名	年間従事時間
給水停止	一覧表業務	126.5
給水停止	給水停止業務	334.0
給水停止	給水停止待機業務	72.5
給水停止	給水停止分の解除	4.0
給水停止	給水停止分料金整理収納	12.5
給水停止	金融機関への業務	13.0
給水停止	事前事後業務	295.0
給水停止	滞納者への事前電話連絡	94.0
口座振替関連	中止分口座振替業務	18.0
口座振替関連	督促状整理業務	8.0
未収金関連	納入者の消込	3.5
未収金関連	未収金一覧表確認	4.5
未収金関連	未収金整理	2.5
未収金関連	未収金徴収業務	22.5
計		1,010.5

徴収を隔月にする、水道料金未納者の増加が予想され、未収金処理事務や給水停止事務が増える可能性がある。

$$1010.5時間 \times 50.8\% = \underline{513.34時間}$$

未納者の増加により、未納金処理事務時間が50.8%増加すると、513.34時間の業務時間増加となり、削減時間を上回ることになる。

※参考:平成21年度 給水停止戸数

月	停止戸数
4月	0
5月	14
6月	5
7月	5
8月	11
9月	14
10月	8
11月	13
12月	0
1月	14
2月	6
3月	11
合計	101
月平均	8.4

※参考:平成21年度 水道検針異常件数(注)

月	件数
4月	164
5月	174
6月	162
7月	203
8月	186
9月	177
10月	162
11月	135
12月	142
1月	138
2月	193
3月	196
合計	2,032
月平均	169.3

(注)前回までと比べ水道使用量が大幅に増えており、漏水が疑われた件数
漏水・水道の閉め忘れ・水の使いすぎ等が原因

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施													
連番	11	主管課	教育課	その他担当課	総務課・企画財政課・保険健康課・福祉人権課・農政環境課・建設課								
最終目標	人が主役のまちづくり(ヒト、情報)				●指標(実施に関する目標達成の状態)								
中間目標	効果的、効率的な行政運営				事務局人件費30%削減10,800千円(年3,600千円)								
直接的な目標	附属機関等の整理				(現在までの累積効果額) 0千円								
具体的改革項目	外郭団体との関わり方の見直し				▲指標(検討または準備に関する目標達成の状態) 事務局のあり方についての検討完了								
実施概要	町に事務局を設置している外郭団体に対し、事務機能の整理を進め、自主自立した組織運営を促進する。												
	※具体的実施内容 ・外郭団体の実態を把握し、事務局のあり方について精査を行う。 ①現状維持(事務の内容について、団体と事務局で刷り合わせを行い役割分担をそれぞれで担う手法などを検討) ②自主運営(必要最低限の人的・財政的支援は必要) ③他外郭団体との統合 ④廃止												
■ 評価点検⇒見直し													
年度	検討及び実施期間(検討または準備:▲ 実施:●)							現在の状況	進捗率(%)	単年度効果額			
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額
平成23年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		0%	—			
	具体的取組内容												
平成24年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		0%	—			
	具体的取組内容												
平成25年度			●	●	●	●	●	●	0%	—			
	具体的取組内容												
平成26年度			●	●	●	●	●	●	0%	—			
	具体的取組内容												
平成27年度			●	●	●	●	●	●	0%	—			
	具体的取組内容												

鞍手町外郭団体の現状及び今後の方向性(案)

No.	団体名	担当課	現手法
1	鞍手美術協会	教育課	団体と行政で役割分担を担っている
2	鞍手文化連盟	教育課	団体と行政で役割分担を担っている
3	鞍手町自治公民館連絡協議会	教育課	自主運営
4	鞍手町人権・同和教育研究協議会	教育課	行政主導型
5	鞍手町青少年育成町民会議	教育課	一部自主運営
6	鞍手町公民館まつり実行委員会	教育課	団体と行政で役割分担を担っている
7	鞍手町子ども会連絡協議会	教育課	団体と行政で役割分担を担っている
8	鞍手町体育協会	教育課	団体と行政で役割分担を担っている
9	鞍手町食生活改善推進会	保険健康課	一部自主運営
10	鞍手町遺族会	福祉人権課	行政主導型
11	日赤紺綬会	福祉人権課	行政主導型
12	西川改修期成同盟会	建設課	行政主導型
13	産業まつり実行委員会	企画財政課	団体と行政で役割分担を担っている
14	鞍手町食育推進協議会	農政環境課	行政主導型

それぞれの事務局は設立の趣旨や活動内容に統一性はないので、それぞれ随時事務局整理を行い、人件費の削減を行っていく。

今後の方向性(案)

- ①今後さらに団体と行政で役割分担を整理し、運営を行っていく。
- ②外郭団体の持つ趣旨や内容から、行政で行った方が迅速な運営が行われると判断されるものは行政主導型として現状維持を行う。
- ③現状ではほぼ自主運営を行っている外郭団体は、事務局を廃止する。
- ④行政主導型の団体であっても、事務の内容等を整理し、団体と事務局で役割分担を精査し運営を行っていく。

外郭団体に係る経費等

番号	団体名	担当課	法定可否	業務時間	人件費A	補助金B	その他支出C	経費A+B+C	備考
1	鞍手美術協会	教育課	自主	73	245,280	0		245,280	補助金は、鞍手文化連盟分に含まれる
2	鞍手文化連盟	教育課	自主	140	470,400	400,000		870,400	
3	鞍手町自治公民館連絡協議会	教育課	自主	303	1,018,080	92,000		1,110,080	
4	鞍手町人権・同和教育研究協議会	教育課	自主	320	1,075,200	1,319,000	1,000	2,395,200	
5	鞍手町青少年育成町民会議	教育課	自主	157	525,840	0	1,040,000	1,565,840	
6	鞍手町公民館まつり実行委員会	教育課	自主	105	344,040	0	6,000	350,040	
7	鞍手町子ども会連絡協議会	教育課	自主	690	1,561,390	0	160,000	1,721,390	
8	鞍手町体育協会	教育課	自主	198	665,280	1,040,000		1,705,280	鞍手郡体育協会業務含む
9	鞍手町食生活改善推進会	保険健康課	自主	374	1,256,640	0	189,000	1,445,640	
10	鞍手町遺族会	福祉人権課	自主	211	707,280	64,000	328,000	1,099,280	鞍手地区遺族会業務含む
11	日赤紺綬会	福祉人権課	自主	473	1,589,280	0		1,589,280	
12	西川改修期成同盟会	建設課	内部	58	194,880	104,000		298,880	
13	産業まつり実行委員会	企画財政課	自主	570	1,915,200	1,800,000		3,715,200	
14	鞍手町食育推進協議会	農政環境課	自主	182	609,840	86,000		695,840	農業女性の会含む
計				3,852	12,178,630	4,905,000	1,724,000	18,807,630	

※ 平成21年度事務事業評価、業務日誌より作成

※ その他支出Cについては、団体に係る諸経費(役務費、使用料及び賃借料、消耗品費、原材料費)

鞍手町各種審議会・委員会設置状況

所管課・局名	審議会・委員会等名	選任区分											報酬対象委員	平成21年度実績							
		議会議員	町職員	行政機関の役員	公共団体の役員	学識経験者	公募	教育関係者	専門職	その他	合計	うち男性		うち女性	開催回数	出席人員	うち報酬対象延人員	費用弁償支払総額	報酬支払総額	合計	
総務課	1 鞍手町行財政改革推進委員会	2		2	4	5	2					15	12	3	15	1	15	15	30,000	69,000	99,000
	2 鞍手町特別職報酬等審議会				6							6	5	1	6						0
	3 鞍手町防犯灯設置協議会	3	1		4	1		8	1			18	18		9						0
	4 鞍手町災害時要援護者対策会議	2	4	3	7							16	14	2	10						0
	5 鞍手町防災会議		14	11	2							27	27		10						0
	6 鞍手町情報公開・個人情報保護審査会					5						5	4	1	5						0
	7 鞍手町水防協議会	3	6	2	4							15	14	1	8	1	14	7	14,000	32,200	46,200
	8 鞍手町表彰委員会	1	1	1				1		1		5			3	1		3	6,000	13,800	19,800
	9 人権・同和問題啓発推進委員会		6		1			1		2		10	9	1	0						0
企画財政課	10 鞍手町総合計画審議会	5	5	2	6	2					20	18	2	13							0
	11 鞍手町行政評価外部評価委員会				2		2			2	6	4	2	6	5	30	6	60,000	138,000	198,000	
	12 鞍手町公共用地利用対策会議	7	6	1	1						15	15		9							0
	13 鞍手町都市計画審議会	2		2		2	2				8	8		8							0
	14 鞍手町都市計画マスタープラン策定委員会	1	5	3	2	2					13	13		5							0
	15 鞍手町工場等設置奨励審議会	4	2	2	2						10	10		8							0
	16 鞍手町町地域公共交通会議	2	3	3	5					6	19	17	2	12							0
税務住民課	17 鞍手町固定資産評価審査委員会					3					3	3		3	3	9	9	18,000	41,400	59,400	
保険健康課	18 鞍手町国民健康保険運営協議会	3						3	3		9	9		9	2	16	16	32,000	73,600	105,600	
	19 鞍手町健康づくり推進協議会	1	2	1	6			1	4		15	9	6	12	1	12	9	16,000	36,800	52,800	
	20 鞍手町乳幼児育成指導事業運営会議		3	2					8		13	5	8	7							0
	21 鞍手町予防接種健康被害調査委員会		1		1				4		6	6		5							0
福祉人権課	22 鞍手町高齢者保健福祉計画推進委員会	1			9				3		13	11	2	13							0
	23 鞍手町地域ケア会議		5		3				2		10	6	4	5							0
	24 鞍手町在宅介護支援センター運営協議会		3	1	2				4		10	10	0	6							0
	25 鞍手町障害福祉計画策定委員会	1		2	3	1		1		7	15	9	6	11							0
	26 民生委員推薦会	2	2	2	4	2			2		14	11	3	11	2	28	22	44,000	101,200	145,200	
	27 鞍手町次世代育成支援行動計画策定委員会	1			5				4		6	7	9	16	5	65	65	130,000	299,000	429,000	
	28 鞍手町立保育所民営化に係る移管法人選考委員会	2	2	2					1		6	13	8	5	10						0
	29 鞍手町児童問題連絡会		5		4				8	3		20	12	8	0	12	240				0
	30 鞍手町隣保館運営審議会	2				2	1				3	8	6	2	8						0
	31 鞍手町男女共同参画審議会	1				1	2	1			5	10	4	6	10						0

鞍手町各種審議会・委員会設置状況

所管課・局名	審議会・委員会等名	選 任 区 分											報酬対象委員	平成21年度実績							
		議会議員	町職員	行政機関の役員	公共団体の役員	学識経験者	公募	教育関係者	専門職	その他	合計	うち男性		うち女性	開催回数	出席人員	うち報酬対象延人員	費用弁償支払総額	報酬支払総額	合計	
農政環境課	32 鞍手町環境審議会	4	5	5	4						18	14	1	8						0	
	33 鞍手町ゴルフ場に関する環境問題協議会		3							19	22	22		19	3	28	28	38,000	87,400	125,400	
	34 鞍手町農政推進会議				11						11	10	1	11	1	11	11	22,000	50,600	72,600	
	35 西川沿岸大型かんがい排水施設運営協議会	2		2							23	23		23						0	
	36 鞍手町谷山池パイプライン水利組合										18	18		12	3	28	28	56,000	128,800	184,800	
	37 水田農業経営確立対策集落推進委員会										18	18		18	3					0	
建設課	38 鞍手町営住宅審議会	2	2	2	3						9	8	1	6	2	11	8	16,000	36,800	52,800	
上下水道課	39 鞍手町公共下水道事業評価監視委員会	4	4			4					12	11	1	8						0	
	40 鞍手町水道水質改善検討委員会	3	1		4	2					10	10		0						0	
教育課	41 鞍手町奨学生選考評議会	2				2		2			6	4	2	4	1	6	4	8,000	18,400	26,400	
	42 鞍手町学校給食共同調理場運営審議会	1						18			19	16	3	9	2	35	11	22,000	50,600	72,600	
	43 室木小学校と西川小学校の統合についての検討委員会	2	3	4					2		4	15	14	1	10	5	62	41	82,000	188,600	270,600
	44 鞍手町立鞍手分校のあり方検討委員会	2		1	2	1		1			8	7	1								
	45 鞍手町学校給食民間委託導入検討委員会	2		10				5			17										
	46 鞍手町中央公民館運営審議会	1			7			1		1	10	7	3	7	2	17	15	30,000	69,000	99,000	
	47 鞍手町文化財保存審議会							1	5		6	5	1	5	1	4				0	
	48 鞍手町歴史民俗資料館運営協議会							1	5		6	5	1	5	1	4	4	8,000	18,400	26,400	
49 鞍手町青少年問題協議会	3	3		1	1		1			9	8	1	5	1	6	4	4,000	9,200	13,200		
町立病院	50 鞍手町立病院事業運営協議会	2			7					7	16	13	3	16	2	28	28	56,000	128,800	184,800	
合 計		76	97	66	122	36	9	58	44	128	636	517	94	419	60	669	334	692,000	1,591,600	2,283,600	
割合 (%)		11.9	15.3	10.4	19.2	5.7	1.4	9.1	6.9	20.1	100.0	81.3	14.8								

鞍手町附属機関等の設置及び委員選任の基準に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、法令等に定めがあるもののほか、附属機関等を適正に設置し、及び運営するため、附属機関等の設置及び委員選任の基準に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、附属機関等とは、法律又は条例により設置する附属機関及び調停、審査、諮問又は調査等を行う機関として要綱等により設置する審議会、協議会その他をいう。

（附属機関等の設置の基準）

第3条 附属機関等を設置する場合は、設置の目的、委員の数、委員の選出区分又は委員の任期を定めるものとする。

2 委員の数は、原則として15人以内とする。ただし、町長が必要と認める場合はこの限りでない。

（附属機関等の運営の基準）

第4条 附属機関等の運営は、効果的かつ効率的に行うため、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 会議は、必要とする最小限度において開催すること。
- (2) 会議の資料は、原則として会議の開催前に配布すること。

（附属機関等の廃止等）

第5条 次の各号のいずれかに該当する附属機関等は、廃止し、又は統合するものとする。

- (1) 所期の目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により設置の必要性が著しく低下したもの
- (3) 他の行政手段により目的を達成することが可能なもの
- (4) 他の附属機関等と設置目的、所掌事務又は委員の構成が類似し、又は重複しているもの
- (5) 行政の総合性及び効率性の確保のため、他の附属機関等との統合が望ましいもの

（附属機関等の設置等の調整）

第6条 附属機関等を主管する課長は、当該附属機関等を設置し、廃止し、又は他の附属機関等と統合しようとする場合には、あらかじめ総務課長と協議しなければならない。

（委員の選出の基準等）

第7条 委員を選出する場合は、幅広い意見及び専門的視点からの意見の反映並びに公正の確保を図るため、原則として次の各号に掲げる団体等から選出するものとする。

- (1) 行政機関 国・県機関、他の地方公共団体、教育委員会、農業委員会及びこれに類する機関
- (2) 公共的団体 福祉団体、教育団体等公共的な活動を行う団体
- (3) 学識経験者 専門領域の学問で評価を受け、豊富な経験と高い見識を持つと社会的に認められる者（大学教授などの研究者又は評論家、その他関連した分野に精通した者）
- (4) 専門職 弁護士又は医師等専門性を必要とする職に従事する者で、国家資格を有する者

2 委員の選出は、原則として次の各号に掲げる基準によるものとする。ただし、法令に定めがあるもの又は特別の事情があるものにあつてはこの限りでない。

- (1) 広く各界階層の中から適任者を選出すること。
- (2) 団体から委員を選出する場合は、当該団体内の適任者の推薦を得る等当該団体の長のみの選出とならないようにすること。
- (3) 女性の登用については、委員全体の4割を目標とすること。

(4) 委員には、町議会議員、常勤の特別職の職にある者、町職員及び町職員を退職した者を選出しないものとする。

(5) 委員の任期は、在任期間が2期を超えないものとする。

(委員の重複選任の制限)

第8条 同一人を複数の附属機関等の委員に選任する場合は、原則として3機関までとする。ただし、法令に定めがあるもの及び特別の事情があるものにあつてはこの限りでない。

(公募による委員の選出)

第9条 町民の町政への積極的な参加を推進するとともに、幅広い町民の意見を反映させるため、附属機関等の委員は、その一部を公募により選出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 弁護士又は医師等、専門的知識、技術又は経験等を有する者を充てる必要があるとき。

(2) 利害関係者の処分に関する事項を扱うとき。

(3) 附属機関等の設置目的、審議事項等に照らして、公募による選出が適当でない認められるとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日において、任期の途中にある審議会等の委員については、次の改選から適用する。

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施													
連番	13	主管課	総務課	その他担当課	全庁								
最終目標	人が主役のまちづくり（ヒト、情報）				●指標（実施に関する目標達成の状態）								
中間目標	自治体としての生産性、信頼性の向上				新規採用人件費削減（不補充10名分）136,500千円								
直接的な目標	定員管理の適正化と柔軟な組織編成				（現在までの累積効果額） 0千円								
具体的改革項目	適正な定員配置				▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）								
実施概要	<p>第4次行財政改革集中改革プランの中で策定した定員適正化計画では、普通会計における平成17年度から平成21年度までの定年退職による減員は不補充とし、18人（11.5%）の削減を行う予定であったが、対象期間の定年退職者以外の依願退職者についても不補充としたことから31人（19.9%）の職員の削減が実現できた。また、平成21年4月1日現在の類似団体68団体の中で人口1万人あたりの普通会計職員数は73.79人で22番目となっている。</p> <p>第5次行財政改革では、先進自治体の組織機構を参考にしながら、さらに、定員適正化に努め職員数を削減し人件費の抑制を図る。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>①平成22年度から平成27年度までの定年退職者30人のうち3分の1に相当する10名分（33%）については不補充とする。</p> <p>②その結果、普通会計職員を平成22年4月1日現在126人から10人（7.9%）削減し、平成28年4月1日現在116人とする。</p>												
■ 評価点検⇒見直し													
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）						現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額				
	23	24	25	26	27	開始年月			到達年月	合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額
平成23年度	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	0%	—			
	具体的取組内容												
平成24年度	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	0%	—			
	具体的取組内容												
平成25年度	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	0%	—			
	具体的取組内容												
平成26年度	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	0%	—			
	具体的取組内容												
平成27年度	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	0%	—			
	具体的取組内容												

第5次定員適正化計画（平成22年度～平成28年度）

			職員数（人）						対前年度増減数（人）																
			H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	内訳	H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28		
普通会計	福祉関係を除く一般行政職	議 会	3	2	2	2	2	2	2	増員												1			
		減員																				-1			
		総 務	34	30	29	29	29	29	29	29	増員			1	-4			1		1					
		減員											-5	-4	-1	-1	-1		-1						
		税 務	9	10	10	10	10	10	10	10	増員			2	1										
		減員											-1	1											
		農 業									増員														
		減員																							
	農林水産	5	5	5	5	5	5	5	5	増員															
	減員									-1	-1														
	商 工	1	1	1	1	1	1	1	1	増員															
	減員																								
	土 木	10	10	10	10	10	10	10	10	増員															
	減員									-2	-2	1											1		
小計	62	58	57	57	57	57	57	57	増員			4	-4			1		1			1		1		
減員									-3	-3	-8	-4	-1	-1	-1		-1			-1		-1			
福祉関係	民 生	37	37	37	36	35	34	34	増員			1						1		1				1	
	減員								-2	-2	-1					-1	-1	-2	-1	-1	-1	-1	-1		
	衛 生	10	10	10	10	10	10	10	増員																
減員																									
小計	47	47	47	46	45	44	44	増員			1						1		1			-1		1	
減員									-2	-2	-1					-1	-1	-2	-1	-1	-1	-1	-1		
一般行政部門計	109	105	104	103	102	101	101	増員			5	-4				1		2		1		1		2	
減員									-5	-5	-9	-4	-1	-1	-2	-1	-3	-1	-2	-1	-2	-1	-2	-2	
教 育	17	16	15	15	15	15	15	増員														1		2	
減員									-1	-1	-1	-1	-1	-1						-1		-2			
消 防									増員																
減員																									
普通会計計	126	121	119	118	117	116	116	増員			5	-5				1		2		2		2		4	
減員									-6	-6	-10	-5	-2	-2	-2	-1	-3	-1	-3	-1	-3	-1	-4	-4	
公営企業等会計部門	病院	149	152	152	152	152	152	152	増員			8	3	2				2		5		6		6	
	減員										-5		-2				-2		-5		-6		-6		
	水道	9	9	9	9	9	9	9	増員							3		1							
	減員														-3		-1								
	下水道	3	3	3	3	3	3	3	増員																
	減員																								
交通									増員																
減員																									
その他	27	27	27	27	27	27	27	増員			1		1								1		1		
減員									-1	-1	-1		-1						-1		-1		-1		
公営企業等会計部門計	188	191	191	191	191	191	191	増員			9	3	3		3		3		6		7		7		
減員									-1	-1	-6	-3	-3		-3		-3		-6		-7		-7		
総合計	314	312	310	309	308	307	307	増員			14	-2	3		4		5		8		11		11		
減員									-7	-7	-16	-2	-5	-2	-5	-1	-6	-1	-9	-1	-11		-11		

類似団体の部門別職員数

都道府県及び市区町村名	部門	総務・企画													民生										衛生																	
		議会	総務・企画													議会	民生										衛生															
		議会	総務一般						企画開発	住民関連						その他	総務部門計	民生一般	福祉				保育		老人福祉施設	その他社会福祉施設	各種年金関係	旧地域改善対策	民生部門計	衛生一般	市町村保健センター等施設	保健所	と畜検査	試験研究養成機関	医療施設	火葬場墓地	小計	公害	清掃一般	ごみ収集	ごみ処理	し尿収集
		議会	総務一般	会計出納	管財	職員研修所	行政委員会	小計	企画開発	住民関連一般	防災	広報広聴	戸籍窓口	県(市)民センター等施設	小計	その他	総務部門計	民生一般	福祉事務所	児童相談所等	保育所	老人福祉施設	その他社会福祉施設	各種年金関係	旧地域改善対策	民生部門計	衛生一般	市町村保健センター等施設	保健所	と畜検査	試験研究養成機関	医療施設	火葬場墓地	小計	公害	清掃一般	ごみ収集	ごみ処理	し尿収集			
1 群馬県	吉岡町	2	10	3	1		14	5	2	2	1	3		8	27	8	8						1		9	1	3							4								
2 福岡県	志摩町	2	19	2	1		22	4				4		4	30	13	6						1		7	6								6								
3 山梨県	昭和町	2	10	3	1		14	2	2		1	3		6	22	10	12								12	10	1							11								
4 福岡県	遠賀町	3	12	2	3	1	18	4			1	7		8	30	9	10						1	2	13	7								7								
5 福岡県	大刀洗町	1	11	2			13	4				7		7	24	8	7		5		1				13	6								6								
6 福岡県	広川町	2	12	2			14	6			1	6		7	27	15	9		8				1	1	19	7								7								
7 沖縄県	中城村	2	7	2		1	10	4				5		5	19	10	7		16						23	8								8								
8 埼玉県	滑川町	2	11	4	2		17	2	1		1	4		6	25	11	8						1		9	3	5						8									
9 沖縄県	与那原町	2	8	3		1	12	2			1	6		7	21	10	8		10				1		19	8							8									
10 神奈川県	開成町	2	13	3	2	1	19	3	2	2	2	3		9	31	7	7								7	7							7		2							
11 長崎県	川棚町	2	6	3	3	2	14	3		1	3	3		7	24	9	7		5				1		13	11							11									
12 香川県	宇多津町	1	17	2			19		2			3		5	24	8	9		20		1				30	2	4						6			10	2	4				
13 徳島県	松茂町	2	10	2		1	13	3	1			4		5	21	8	8		5		1	1			15		4						4		2		3					
14 埼玉県	嵐山町	2	14	3			17	3			1	6		7	27	14	11						1	2	14	4	6						10	2								
15 岐阜県	北方町	2	8	2			10	1	2		1	4		7	18	12	15		32	1	2	2			52	5							5									
16 青森県	野辺地町	2	16	3	6	2	27	4	2		1	4		7	38	8	8					1	1		10	3	1						4		2							
17 和歌山県	上富田町	2	15	2			17	2				2		2	21	9	6		24		1	5			36	3	4						7									
18 山口県	田布施町	2	16	3	2		21	3			1	4		5	29	13	9		7		1	3			20	1	6						7	1								
19 佐賀県	基山町	3	17	3	3		23	9			1	6		7	39	10	12		19				1		32	4	5						9									
20 千葉県	九十九里町	2	16	3	2		21	2	1	1	2	5		9	32	11	10		22				1		33	11							11		1							
21 山形県	山辺町	2	15	3	5		23	4		3	1	4		8	35	9	6		9		1				16	2	4						6									
22 福岡県	鞍手町	3	14	6	3	1	24	3			1	6		7	34	9	7		24				5	3	39	2	8						10									
22年度	確定値	3	15	5	3	1	24	3			1	6		7	34	9	7		23				4	3	37	2	8						10	0								
	増減	0	1	▲1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲1	0	0	▲1	0	▲2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
23年度	計画値	2	14	3	3	1	21	3			1	5		6	30	10	7		23				4	3	37	2	8						10	0								
	増減	▲1	▲1	▲2	0	0	▲3	0	0	0	▲1	0	▲1	0	▲4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
24年度	計画値	2	13	3	3	1	20	3			1	5		6	29	10	7		23				4	3	37	2	8						10	0								
	増減	0	▲1	0	0	0	▲1	0	0	0	0	0	0	0	▲1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
25年度	計画値	2	13	3	3	1	20	3			1	5		6	29	10	7		22				4	3	36	2	8						10	0								
	増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲1	0	0	0	0	0	▲1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
26年度	計画値	2	13	3	3	1	20	3			1	5		6	29	10	7		22				4	2	35	2	8						10	0								
	増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲1	▲1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
27年度	計画値	2	13	3	3	1	20	3			1	5		6	29	10	7		21				4	2	34	2	8						10	0								
	増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲1	0	0	0	0	0	▲1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
28年度	計画値	2	13	3	3	1	20	3			1	5		6	29	10	7		21				4	2	34	2	8						10	0								
	増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

都道府県及び市区町村名	部門				労働								農林水産							商工					土木										一般行政		教育				
	し尿処理	小計	環境保全	衛生部門計	労働			農業				林業			水産業				農林水産部門計	商工			観光	商工部門計	土木			建築	都市計画		ダム	下水	土木部門計	一般行政計	教育一般	教育研究所等					
					労働一般	職業能力開発校	勤労7等施設	労働部門計	農業一般	試験研究養成機関	小計	林業一般	試験研究養成機関	小計	水産一般	漁港	試験研究養成機関	小計		商工一般	中小企業指導	試験研究養成機関			小計	土木一般	用地買収		港湾空港海岸	小計							都市計画一般	都市公園	小計	ダム	下水
1群馬県 吉岡町				4				7	7	1		1				8	1		1	1	6		6	2	2		8	67	4												
2福岡県 志摩町				6				11	11				1	1	12	1		1	1	5		5	3	3		8	79	4													
3山梨県 昭和町				11				2	2						2	1		1	1	5		5	2	4	4	8	15	75	4												
4福岡県 遠賀町				7				8	8						8				0	8		8	1	6	1	7	16	86	5												
5福岡県 大刀洗町				6				6	6						6	1		1	1	7		7				7	66	3													
6福岡県 広川町				7				10	10						10	3		3	3	10		10				10	93	5													
7沖縄県 中城村				8				5	5			1	1	6	3		3	3	3	3		3	7	7		10	81	7													
8埼玉県 滑川町				8				7	7						7	1		1	1	7		7		3	3	10	73	8													
9沖縄県 与那原町				8				2	2			1	1	3	1		1	1	5		2	7	1	1	1	9	73	8													
10神奈川県 開成町		2	2	11				4	4						4	3		3	3	3		3	1	1	1	2	6	71	5												
11長崎県 川棚町				11				9	9	1		1			10	2		2	2	6		6	1		2	9	80	4													
12香川県 宇多津町		16		22	1		1	2	2						2	2		2	2	4	3		3	3	1	1	7	99	5												
13徳島県 松茂町	1	6	4	14				2	2						2			1	6		6	1				7	70	5													
14埼玉県 嵐山町				12				6	6	1		1			7	4		4	4	7		7	1	7	1	8	16	96	9												
15岐阜県 北方町				5				1	1						1	1		1	4		4	1	1	1	2	7	98	5													
16青森県 野辺地町		2		6				3	3	1		1	1	5	1		1	2	3	7		7	1		1	9	81	6													
17和歌山県 上富田町				7				6	6	1		1			7	1		1	8	3		11	1			12	95	3													
18山口県 田布施町			1	9				6	6	1		1	1	1	9	1		1	6		6	2	2	2		10	93	5													
19佐賀県 基山町				9				6	6	1		1			7			0	6		6	1	1	1		8	108	5													
20千葉県 九十九里町		1		12				7	7						7	3		3	4	5		5	1	1	2	3	10	111	5												
21山形県 山辺町				6				10	10						10	2		2	2	2		2	3	4	4		9	89	6												
22福岡県 鞍手町				10				6	6						6	1		1	1	7		7	3	2	2		12	114	7												
22年度	確定値	0		10				5	5			0		5	1		1	1	6		6	3	1	1		10	109	7													
	増減	0	0	0	0	0	0	▲1	0	▲1	0	0	0	0	▲1	0	0	0	0	▲1	0	▲1	0	▲1	0	0	▲2	▲5	0	0											
23年度	計画値	0		10				5	5			0		5	1		1	1	6		6	3	1	1		10	105	6													
	増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲4	▲1	0											
24年度	計画値	0		10				5	5			0		5	1		1	1	6		6	3	1	1		10	104	6													
	増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲1	0	0											
25年度	計画値	0		10				5	5			0		5	1		1	1	6		6	3	1	1		10	103	6													
	増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲1	0	0											
26年度	計画値	0		10				5	5			0		5	1		1	1	6		6	3	1	1		10	102	6													
	増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲1	0	0											
27年度	計画値	0		10				5	5			0		5	1		1	1	6		6	3	1	1		10	101	6													
	増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲1	0	0											
28年度	計画値	0		10				5	5			0		5	1		1	1	6		6	3	1	1		10	101	6													
	増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											

類似団体の職員数(保育士を除く。)の状況

(単位:人)

都道府県 市区町村名	部門			住基人口 (H21.4.1)	一般行政			教育	警察	消防	普通 会計 計	公営 企業等 会計	合計	人口1万人 当たり 職員数 (普通会計)
					一般 管理	福祉 関係 (保育士除く)	計							
1位	103454	群馬県	吉岡町	19,090	54	13	67	18	0	0	85	21	106	44.53
2位	405035	福岡県	大刀洗町	15,570	47	14	61	20	0	0	81	14	100	52.02
3位	404632	福岡県	志摩町	17,782	66	13	79	14	0	0	93	22	115	52.30
4位	193844	山梨県	昭和町	16,580	52	23	75	14	0	0	89	12	101	53.68
5位	473286	沖縄県	中城村	16,889	50	17	67	24	0	0	91	11	116	53.88
6位	214213	岐阜県	北方町	18,057	41	31	72	26	0	0	98	9	133	54.27
7位	405442	福岡県	広川町	19,822	67	20	87	21	0	0	108	15	129	54.48
8位	403849	福岡県	遠賀町	19,560	66	20	86	21	0	0	107	14	121	54.70
9位	304042	和歌山県	上富田町	15,305	52	21	73	11	0	0	84	19	125	54.88
10位	373869	香川県	宇多津町	17,286	47	34	81	17	0	0	98	12	128	56.69
11位	473481	沖縄県	与那原町	15,739	46	17	63	28	0	0	91	14	115	57.82
12位	404021	福岡県	鞍手町	17,888	65	29	94	18	0	0	112	189	321	62.61
13位	113417	埼玉県	滑川町	16,341	56	17	73	30	0	0	103	18	121	63.03
14位	423220	長崎県	川棚町	15,070	56	21	77	18	0	0	95	24	122	63.04
15位	124036	千葉県	九十九里町	18,783	66	26	92	27	0	0	119	23	161	63.36
16位	143669	神奈川県	開成町	15,934	53	18	71	32	0	0	103	16	119	64.64
17位	364011	徳島県	松茂町	15,073	41	24	65	33	0	0	98	20	123	65.02
18位	353434	山口県	田布施町	16,535	64	22	86	22	0	0	108	14	129	65.32
19位	413411	佐賀県	基山町	18,110	67	27	94	25	0	0	119	13	146	65.71
20位	113425	埼玉県	嵐山町	18,951	70	26	96	34	0	0	130	23	153	68.60
21位	024015	青森県	野辺地町	15,055	65	16	81	23	0	0	104	18	122	69.08
22位	063011	山形県	山辺町	15,482	67	15	82	25	0	0	107	13	127	69.11

計画完了後(保育士除く)

21年度(保育士除く)

12位	404021	福岡県	鞍手町	17,888	65	29	94	18	0	0	112	189	301	62.61
-----	--------	-----	-----	--------	----	----	----	----	---	---	-----	-----	-----	-------

21年度(保育士除く)

4位	404021	福岡県	鞍手町	17,888	58	23	81	15	0	0	96	189	285	53.67
----	--------	-----	-----	--------	----	----	----	----	---	---	----	-----	-----	-------

計画完了後(保育士除く)

※計画完了後の人口1万人当たりの職員数は、平成21年4月1日現在の人口で算出しているため、順位は変動する可能性があります。

※平成21年4月1日現在の保育士数は20人で、計画期間中の定年退職者はありません。

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施													
連番	14	主管課	総務課	その他担当課	全庁								
最終目標	人が主役のまちづくり（ヒト、情報）				●指標（実施に関する目標達成の状態）								
中間目標	自治体としての生産性、信頼性の向上				人口1万人あたり職員数を類似団体中10位以内								
直接的な目標	定員管理の適正化と柔軟な組織編成				(現在までの累積効果額) 0千円								
具体的改革項目	組織の再編と体制づくり				▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）								
実施概要	<p>本町と人口規模や産業構造を同じくする類似団体は、平成21年4月1日現在で68団体存在する。その類似団体の中で人口1万人あたりの職員数は、本町は73.79となっている。また、職員数がもっとも少ない団体は、群馬県吉岡町となっており、その職員数は44.53人となっている。</p> <p>吉岡町と本町では、様々な点で相違点があるものの、吉岡町は、本町の近隣自治体にはない組織機構を編制し効率的な事務体制に取り組んでいることから、調査・研究し、効率的な組織を構築する。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>①平成22年度中に各業務の実務担当者による組織編制PTを立ち上げる。</p> <p>②平成23年度中に新組織機構案を策定する。（電算システム移行後（23年10月）の稼働状況を確認しながら）</p> <p>③平成24年12月議会に関係改正条例案を提出</p> <p>④平成25年度当初予算から新体制で予算編成し、平成25年3月議会に諮る。</p> <p>⑤平成25年3月30日、3月31日で移転作業し、平成25年4月1日から新体制で稼働</p>												
■ 評価点検⇒見直し													
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額			
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額
平成23年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		0%	—			
	具体的取組内容												
平成24年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		0%	—			
	具体的取組内容												
平成25年度			●	●	●	●	●	●	0%	—			
	具体的取組内容												
平成26年度			●	●	●	●	●	●	0%	—			
	具体的取組内容												
平成27年度			●	●	●	●	●	●	0%	—			
	具体的取組内容												

類似団体の職種別職員数

(単位：人)

職 種		司書(補)・学芸員(補)	医師・歯科医師	看護師	保健師・助産師	その他の医療技術者	獣医師	栄養士	農業等普及指導員	農林水産技師	動物飼育員	建築技師	土木技師	保育所保育士	施設保育士・寄宿舎指導員等	食品・環境衛生監視員	その他の一般技術関係職	生活・作業等指導員	生保担当ケースワーカー	五法担当ケースワーカー	査察指導員	各種社会福祉司	水道等検針員・徴収員	その他の一般事務関係職	ホームヘルパー	運転手・車掌等	守衛・庁務員等	電気・ボイラー等技術員	調理員	清掃職員	船員	電話交換手	道路補修員	その他の技能労務関係職	社会教育主事	その他の教育公務員	警察官	交通巡視員	消防吏員	臨時職員	合計				
都道府県 市区町村名																																													
1	群馬県 吉岡町				3																		64																				67		
2	福岡県 志摩町				3								1										75																					79	
3	山梨県 昭和町				5								2										66			1				1														75	
4	福岡県 遠賀町				4								8										74																					86	
5	福岡県 大刀洗町				3										5								58																					66	
6	福岡県 広川町				2										6								78										5											93	
7	沖縄県 中城村				3			1					11	14									50						2															81	
8	埼玉県 滑川町			1	3								5										60	1	1	2																		73	
9	沖縄県 与那原町				2			1				1	5	10									54																					73	
10	神奈川県 開成町				4							1	6										60																					71	
11	長崎県 川棚町				5			1		2		1	6	3									60					2																80	
12	香川県 宇多津町				4										18								58						16					3										99	
13	徳島県 松茂町				2			1							5	1							55						4					2										70	
14	埼玉県 嵐山町				3			1										13					79																					96	
15	岐阜県 北方町				5									26	2							1	56										2											98	
16	青森県 野辺地町				3			1															72			5																		81	
17	和歌山県 上富田町				7			1							22								64											1										95	
18	山口県 田布施町				4			1				1	4	7									76																					93	
19	佐賀県 基山町				2			2							14								84					2						4											108
20	千葉県 九十九里町				2			1							19			5					78			2			3				1												111
21	山形県 山辺町				4									7	1								72			4			1																89
22	福岡県 鞍手町				5			1				2	3	20									81					2																	114

類似団体の職員定数条例の制定状況

	鞍手町	群馬県 吉岡町	徳島県 松茂町	埼玉県 滑川町	長崎県 川棚町	神奈川県 開成町
議会事務局	3	2	2	2	3	2
町長事務部局	1 4 2	8 1	8 3	9 2	9 0	8 9
選挙管理委員会	1 (1)	4 (4)	1	5 (5)	1	
監査委員	2 (1)	2 (2)	1	3 (3)	2 (2)	
公平委員会		2 (2)		2 (2)		
農業委員会	3 (3)	3 (3)	1	3 (2)	2 (1)	2
教育委員会（事務局）	1 3	1 2		1 1		
学校			3 5	1 7	2 0	3 3
学校以外	1 3	1 1		5		
水道事業	1 5 (1)	6	7	5	1 2	
合計	1 9 2 (6)	1 2 3 (11)	1 3 0	1 4 5 (12)	1 3 0 (3)	1 2 6

※（ ）は、他部局の兼務職員数

平成22年8月5日調査

○吉岡町課設置条例

昭和63年9月28日
条例第10号

(課の設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。

- (1) 総務政策課
- (2) 財務課
- (3) 町民生活課
- (4) 健康福祉課
- (5) 産業建設課
- (6) 上下水道課

(課の事務分掌)

第2条 各課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

総務政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 庶務一般に関する事項 2 秘書業務に関する事項 3 職員に関する事項 4 議会及び行政一般に関する事項 5 町の総合計画及び総合調整に関する事項 6 町政運営の企画に関する事項 7 行政改革に関する事項 8 文書法規に関する事項 9 情報政策に関する事項 10 統計に関する事項 11 他の課に属さない事項
財務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 予算及び財政に関する事項 2 財産の管理に関する事項 3 町税の賦課及び徴収に関する事項
町民生活課	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域コミュニティーに関する事項 2 町民参加に関する事項 3 戸籍及び住民基本台帳に関する事項 4 環境衛生に関する事項 5 交通安全に関する事項 6 生活安全・防災に関する事項
健康福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険に関する事項 2 国民年金に関する事項 3 高齢者医療に関する事項 4 福祉医療に関する事項 5 社会福祉に関する事項 6 児童福祉に関する事項 7 児童保育に関する事項 8 保健衛生に関する事項 9 健康増進に関する事項 10 高齢者保健福祉に関する事項 11 介護保険に関する事項

産業建設課	1 農業振興に関する事項 2 産業政策に関する事項 3 観光に関する事項 4 道路及び河川の整備に関する事項 5 道路及び河川の維持管理に関する事項 6 都市計画に関する事項 7 建築・開発指導に関する事項 8 用地管理に関する事項
上下水道課	1 上水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の整備に関する事項 2 上水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の維持管理に関する事項 3 上水道、下水道及び農業集落排水使用料の賦課・徴収に関する事項 4 家庭用雑排水及び合併浄化槽に関する事項

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第2号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第5号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第3号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第1号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第3号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第4号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第8号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第26号)抄

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第4号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施													
連番	15	主管課	総務課	その他担当課	全庁								
最終目標	人が主役のまちづくり（ヒト、情報）				●指標（実施に関する目標達成の状態）								
中間目標	自治体としての生産性、信頼性の向上				計画期間中に最低1名を派遣								
直接的な目標	人材育成の推進				(現在までの累積効果額) 0千円								
具体的改革項目	研修体制の強化				▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）								
実施概要	<p>第4次行財政改革集中改革プランの中で鞍手町人材育基本方針及び人材育成基本計画を策定している。その人材育成基本計画の中に「職員を育てる研修制度」として7つの項目を掲げているが、「15 中央研修所での研修」及び「16 人事交流・派遣研修」については、平成20年度、平成21年度は「なし」となっている。</p> <p>いずれの研修も研修に参加する職員が中・長期間不在となることから、なかなか受講機会が与えられなかった。今後もさらに職員数が削減される中で、如何に受講機会を与えていくかが大きな課題となってくるが、人材を育成していくには中長期的な期間派遣し研修を受けさせることが一番有効である。</p> <p>特に福岡県市町村支援課が実施している実務研修生制度は、市町村支援課内の業務に1年間従事することにより、さまざまなノウハウを身に付けることができ、また、県職員との人脈をつくることのできる有意義な研修制度であり、第5次行財政改革期間中に最低1名を県市町村支援課の実務研修生へ派遣することとする。</p> <p>※具体的実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 最低1名を県市町村支援課の実務研修生として派遣 												
■ 評価点検⇒見直し													
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額			
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額
平成23年度	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	0%	—			
	具体的取組内容												
平成24年度	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	0%	—			
	具体的取組内容												
平成25年度	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	0%	—			
	具体的取組内容												
平成26年度	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	0%	—			
	具体的取組内容												
平成27年度	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	0%	—			
	具体的取組内容												

福岡県市町村職員実務研修取扱い要綱

(目的)

第1 この要綱は、市町村職員の資質の向上を図り、市町村行政の能率的運営に資するため、市町村職員の実務研修に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(研修の方法)

第2 実務研修（以下「研修」という。）は、市町村の職員（以下「研修生」という。）について、県の知事部局において実務に従事することを通じて行うものとする。

(研修の期間)

第3 研修の期間は、原則として1年以内とする。

(研修の申請)

第4 職員の研修を申請しようとする市町村長は、次に掲げる基準に該当する者を選び、職員研修申請書（様式第1号）に履歴書及び健康診断書を添えて知事に提出するものとする。

- 1 勤務成績が優秀であり、かつ、身体強健であって、将来市町村の中堅職員となるにふさわしい者であること。
- 2 市町村の職員として3年以上勤務している者であること。
- 3 年齢35歳未満の者であること。

(研修生の決定)

第5 知事は、前項に規定する申請があった者について、研修生として適当と認める場合は、これを受託し、研修生受託書（様式第2号）により市町村長に通知する。

(研修生の身分取扱い)

第6 研修生は、研修期間中県職員の身分をあわせ有するものとする。

- 2 研修生の身分取扱い等については、知事と市町村長があらかじめ協議して定めるものとする。

(研修状況の通知)

第7 知事は、研修生の研修状況について、研修状況報告書（様式第3号）により、毎月市町村長に通知する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事と市町村長がそのつど協議して決定する。

附 則

この要綱は、昭和45年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施																							
連番	16	主管課	総務課	その他担当課		最終目標	人が主役のまちづくり（ヒト、情報）					●指標（実施に関する目標達成の状態）											
中間目標	自治体としての生産性、信頼性の向上					計画期間中4回の公開発表会の実施（年1回）																	
直接的な目標	人材育成の推進					(現在までの累積効果額)				0千円													
具体的改革項目	政策（業務改善）研究及び職員提案プレゼンの実施					▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）																	
実施概要	<p>第4次で職員提案制度を導入した当時は多数の職員提案があった。平成17年度24件、平成18年度1件、平成19年度5件、平成20年度1件、そして平成21年度は0件となっている。</p> <p>職員提案により、一定の成果は得たものの定着したとは言えない現状であるため、現在の職員提案制度の課題や問題点を検証し、より充実した制度とするため見直しを行う。そして、優秀な職員提案（実行し効果が得られたもの）については、勤勉手当に反映させ、評価していくこととする。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>①実施方法（審査基準や評価方法（勤勉手当等への反映））の検討</p> <p>②随時募集→募集期間限定への移行</p> <p>③新たな提案方法の確立（年1回の公開発表会の実施）</p> <p>④勤勉手当反映などの評価を実施</p>																						
■ 評価点検⇒見直し																							
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額													
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額										
平成23年度	▲	▲	▲					H23年04月	H24年03月		0%	—											
	具体的取組内容																						
平成24年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容																						
平成25年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容																						
平成26年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容																						
平成27年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容																						

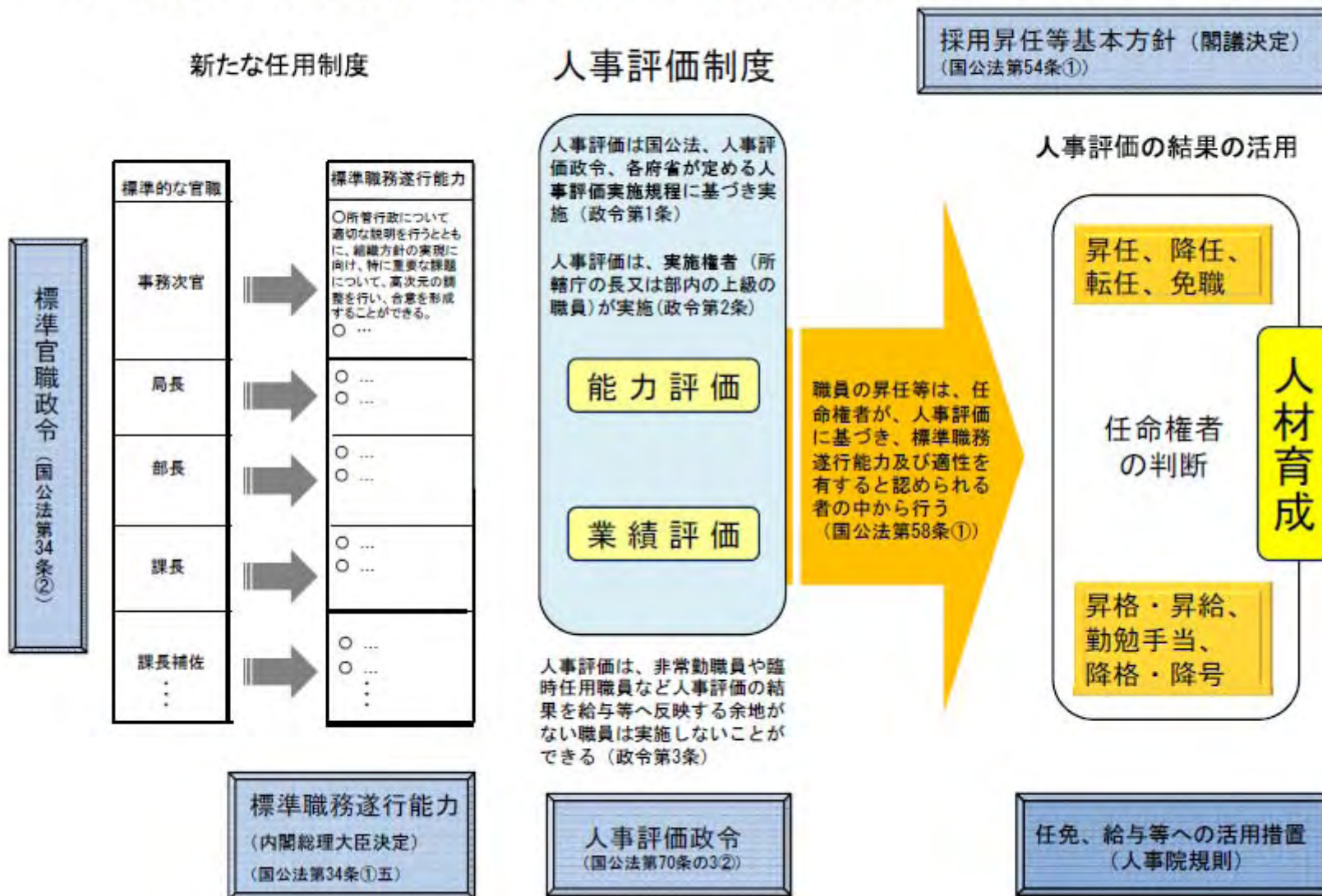
職員提案の状況

受理番号	提案の種類	(特別提案のテーマ) 提案件名	採 否	実施（採用の場合）		
				所管課局	開始年月日	完了年月日
1	特別	職員の常識は住民の常識!?「やめよう、改めよう、こんなこと」 わかりやすい会話や文書で行政から住民に歩み寄ろう	採用	総務人権課	平成18年09月01日	平成19年05月21日
2	特別	危機的財政からの脱却!!「支出抑制の工夫、財源確保の工夫」 PCを活用したコストダウン（失敗を減らす操作方法の習得）	不採用			
3	特別	係、担当者としての行財政改革!!「事務改善、事業の見直し」 365日年中無休の鞍手町役場（究極の住民サービスを目指して）	不採用			
4	特別	危機的財政からの脱却!!「支出抑制の工夫、財源確保の工夫」 就農促進と地産地消（郷土愛の育成と団塊世代又はニートの活用）	不採用			
5	特別	危機的財政からの脱却!!「支出抑制の工夫、財源確保の工夫」ほか 地域（小学校区単位）コミュニティーづくり 区の再編成または合併	不採用			
6	特別	職員の常識は住民の常識!?「やめよう、改めよう、こんなこと」 携帯電話の就業時間内使用について	採用	総務人権課	平成18年08月23日	平成19年04月30日
7	特別	危機的財政からの脱却!!「支出抑制の工夫、経費削減の工夫」 節約意識と備品の一括管理 職員の意識改革	採用	総務人権課		
8	特別	係、担当者としての行財政改革!!「事務改善、事業の見直し」 料金支払いをもっと便利に! 回数券またはカード（キャッシュレス）	採用	社会教育課	平成20年04月01日	
9	特別	係、担当者としての行財政改革!!「事務改善、事業の見直し」 他市町への窓口体験研修!	不採用			
10	特別	係、担当者としての行財政改革!!「事務改善、事業の見直し」 危機管理・住民の安全管理体制 職員相互のネットワーク化	不採用			
11	特別	係、担当者としての行財政改革!!「事務改善、事業の見直し」 渉外担当の新設	不採用			
12	一般	窓口課に配属されたことのない職員の窓口課への優先異動	不採用			
13	一般	報償と罰則	不採用			
14	一般	県主催の研修会への強制的参加	採用	総務人権課	平成18年08月14日	平成19年04月30日
15	特別	危機的財政からの脱却!!「支出抑制の工夫、経費削減の工夫」 流動的人事異動	不採用			
16	特別	危機的財政からの脱却!!「支出抑制の工夫、経費削減の工夫」 各種宣伝媒体の作成	採用	総務人権課	平成18年09月01日	平成19年07月01日
17	特別	危機的財政からの脱却!!「支出抑制の工夫、経費削減の工夫」 講師、講演料の消費税について	採用	企画財政課	平成18年12月04日	平成19年03月26日
18	一般	特別職候補者立候補提出書類に納税証明を添付	不採用			
19	特別	係、担当者としての行財政改革!!「事務改善、事業の見直し」 残業手当及び時間外勤務命令簿の廃止（超過勤務手当て）	不採用			
20	特別	危機的財政からの脱却!!「支出抑制の工夫、財源確保の工夫」 庁舎裏職員駐車場経費の削減（いつまでも、タダと思うな。駐車場!）	不採用			
21	特別	係、担当者としての行財政改革!!「事務改善、事業の見直し」 プロジェクトチームの常置【一人より二人、二人より多くの見識（人材育成）】	採用	総務人権課	平成18年10月01日	平成19年05月31日
22	特別	危機的財政からの脱却!!「支出抑制の工夫、財源確保の工夫」 事前予約による諸証明の時間外交付	不採用			
23	特別	係、担当者としての行財政改革!!「事務改善、事業の見直し」 全職員で住民からの提言等を共有し「意識改革」を!	採用	総務人権課		
24	特別	職員の常識は住民の常識!?「やめよう、改めよう、こんなこと」 職員のみだしなみ、態度の改善は住民サービスにつながる	採用	総務人権課	平成18年08月23日	平成19年04月30日
25	一般	職員研修会の分割化	採用	総務人権課		
26	一般	マイカー出張における旅費の改定	採用	総務人権課		
27	一般	給料袋の削減	不採用			
28	一般	広報事業充実のため名刺及びFAX用紙の共通化	採用	総務人権課		
29	一般	公共工事整備計画策定				
30	一般	ミーティング制度、面談制度の導入				
31	一般	オープンソースのオフィス・ソフトウェアへの移行				

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施														
連番	17	主管課	総務課	その他担当課		最終目標	人が主役のまちづくり（ヒト、情報）				●指標（実施に関する目標達成の状態）			
中間目標	自治体としての生産性、信頼性の向上				勤務実績の給与への反映									
直接的な目標	人事考課の導入				(現在までの累積効果額)				0千円					
具体的改革項目	人事評価制度の導入				▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）				試行及び例規等整備完了					
実施概要	<p>第4次行財政改革で策定した人材育成基本計画の中に「職員を育てる人事制度」の1つの取組として、「人材育成型の人事評価制度の導入」を掲げ、平成20年度から実施としていたが、取組には至っていないのが現状である。国においては、平成21年度より本格稼働しており、平成21年8月25日付総務事務次官通知により「地方公共団体においても人事評価システムの構築に早急に取り組むこと」という要請がなされたところである。</p> <p>当町においても、職員の能力や意欲を高めて組織の活性化を図るため、先進自治体を参考としながら、国と同様の勤務実績の給与への反映を念頭に置いた人事評価システムを導入する。</p>													
	<p>※具体的実施方法</p> <p>①平成23年度に被評価者（非管理職）を中心としたPTを設置し、制度設計を行う</p> <p>②平成24年度から試行を行う（評価者研修、被評価者研修を含む）</p> <p>③平成25年度に最終調整を行う（問題点修正、例規整備、予算等）</p> <p>④平成26年度から本格導入する</p>													
■ 評価点検⇒見直し														
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額				
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額	
平成23年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		0%	—				
	具体的取組内容													
平成24年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		0%	—				
	具体的取組内容													
平成25年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		0%	—				
	具体的取組内容													
平成26年度					●	●	●	H26年04月	H28年03月	0%	—			
	具体的取組内容													
平成27年度					●	●	●	H26年04月	H28年03月	0%	—			
	具体的取組内容													

○ 国家公務員法における能力・実績主義(平成21年4月1日施行)



総務省ホームページより

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施

連番	18	主管課	教育課	その他担当課	総務課・企画財政課
最終目標	資産を有効活用するまちづくり（モノ）			●指標（実施に関する目標達成の状態）	
中間目標	行政規模にふさわしい資産の運営			(現在までの累積効果額) 0千円	
直接的な目標	町の規模に応じた施設の配置				
具体的改革項目	小中学校の再編（統合）についての検討			▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）	
				再編計画に基づく施設整備完了	

実施概要

第4次の改革項目として「室木小学校と西川小学校の統合についての検討」があり、中学校を含めた学校再編の検討が必要だという結論となったこと、また、現在、文部科学省が学校の規模の標準として、小中学校ともに12学級以上18学級以下と学校教育法施行規則に定めているが、鞍手町では児童数が年々減少傾向にあり、基準に沿った学校の規模とはなっていないことから、文部科学省が示している適正な規模に基づく基準の考え方にもあるように、児童や生徒が集団の中で切磋琢磨しその資質を育てていく環境を整えるためにも統合は必要であり、町内小中学校の再編（統合）に向けた検討を行う時期に来ていると考える。

この再編の検討をしていく上で、児童数、学級数、統合規模だけでなく、学校施設改修、管理経費、交付税、通学距離（スクールバス）等の問題を様々な角度から十分な時間をかけて議論することが必要であり、教育関係者のみならず、PTA、地域住民、統合に関する学識経験者などによる検討委員会を設置し、学校再編方針及び計画を策定する。

※具体的実施内容

- 平成23年度～平成24年度 検討委員会による町内小学校6校、中学校2校の再編計画の策定及び住民説明会
- 平成25年度～平成27年度 再編計画に基づく実施設計及び施設整備
- 平成28年度～ 小中学校再編

■ 評価点検⇒見直し

年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額			
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額
平成23年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H28年03月	0%	—			
	具体的取組内容												
平成24年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H28年03月	0%	—			
	具体的取組内容												
平成25年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H28年03月	0%	—			
	具体的取組内容												
平成26年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H28年03月	0%	—			
	具体的取組内容												
平成27年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H28年03月	0%	—			
	具体的取組内容												

小・中学校の適正配置に関する主な意見等の整理(ポイント)

検討の背景と意義

- 少子化に伴う学校の小規模化、交通環境の整備、施設の老朽化等、社会状況が変化
→ 子どもが「生きる力」をはぐくむことができる学校教育を保障する観点から、適正規模の検討が必要

基本的な考え方

(学校規模の考え方)

- 一定の規模がある学校の利点
→ 集団の中での切磋琢磨などを通じ、資質や能力を伸ばしやすい
標準規模(12~18学級)を下回る学校には、**教育上の課題**があり、標準規模の考え方は、現在でも概ね妥当ではないか
- 地域ごとに事情が異なるので、**地域の条件を踏まえた市町村ごとの検討が適当**
→ 検討すべき事項
 - ① 標準規模を下回ることによる教育上の課題の克服方法
 - ② 適正配置を進めることが困難である状況とそれへの対応

(通学距離の考え方)

- 距離による考え方だけでは実態に合わない面があるのではないか
(例) 距離の観点からだけでなく、通学時間の観点から考慮

具体的な課題

(小規模校の課題)

○小学校

- ① クラス替えができず人間関係が固定化しやすいこと
- ② 習熟度別指導、教科担任制等多様な指導方法をとることが困難であること
- ③ 教育活動の幅が狭くなること
- ④ 授業の中で児童から多様な発言が引き出しにくいこと
- ⑤ 男女の偏りが生じやすいこと
- ⑥ 1学年1学級を維持できず、複式学級となる場合の教育上の課題は大きいこと 等

○中学校

- ① 各教科に複数の教員を配置することが困難であること
- ② 部活動数が限られること
- ③ クラス替えができず人間関係が固定化しやすいこと
- ④ 1学年1学級を維持できず、複式学級となる場合の教育上の課題は大きいこと
- ⑤ 免許外教科担任が発生しやすくなること 等

(地理的条件等による課題)

- ① 同一市町村内に学校が1つしかないこと
- ② 離島、山間部、豪雪地帯であること 等

市町村が特に取り組むべきこと

- 子どもの減少の見込みも示しつつ、保護者、地域住民への問題提起
- 通学の条件整備、廃校利用等、具体的な計画の保護者、地域住民への説明
- 小規模校で機会が不足しがちな、社会性の涵養等の機会充実のため、学校同士の交流活動や学校と地域との交流
- 複式学級での指導の充実のための工夫

国、都道府県の関わり

- 国、都道府県は、市町村が進める**適正配置**に対し、指導・助言及び支援
- 市町村合併に伴う教員加配、スクールバス購入等の補助、施設整備費の補助、学校運営費の激変緩和措置などの充実

出典: 文部科学省ホームページ(中央教育審議会初等中等教育分科会(第66回)資料)

将来推計人口（小中学校別） 補正後

年度	小学校							中学校				小学校 中学校 合計
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	小学校計	1年生	2年生	3年生	中学校計	
平成22年（2010）	117	134	142	142	122	152	809	139	148	152	439	1,248
平成23年（2011）	128	117	134	142	142	122	785	152	139	148	439	1,224
平成24年（2012）	105	128	117	134	142	142	768	122	152	139	413	1,181
平成25年（2013）	94	105	128	117	134	142	720	142	122	152	416	1,136
平成26年（2014）	122	94	105	128	117	134	700	142	142	122	406	1,106
平成27年（2015）	120	122	94	105	128	117	686	134	142	142	418	1,104
平成28年（2016）	95	120	122	94	105	128	664	117	134	142	393	1,057
平成29年（2017）	107	87	128	112	123	108	665	132	142	128	402	1,067
平成30年（2018）	101	84	125	107	119	104	640	127	137	126	390	1,030
平成31年（2019）	99	81	120	103	115	100	618	122	132	124	378	996
平成32年（2020）	96	79	117	99	108	96	595	118	127	122	367	962
平成33年（2021）	94	77	115	96	107	94	583	114	123	118	355	938
平成34年（2022）	91	75	112	94	103	91	566	111	119	114	344	910
平成35年（2023）	89	74	108	89	100	88	548	107	115	109	331	879
平成36年（2024）	86	69	107	88	96	85	531	104	112	105	321	852
平成37年（2025）	84	69	103	85	94	82	517	100	108	101	309	826
平成38年（2026）	82	68	100	84	91	80	505	98	105	98	301	806
平成39年（2027）	80	66	98	80	89	77	490	95	102	95	292	782
平成40年（2028）	77	65	96	77	86	77	478	93	100	92	285	763
平成41年（2029）	77	63	94	77	84	75	470	90	97	89	276	746
平成42年（2030）	75	61	91	75	82	72	456	88	95	86	269	725
平成43年（2031）	74	60	89	74	80	69	446	86	93	84	263	709
平成44年（2032）	69	58	87	69	77	69	429	84	90	82	256	685
平成45年（2033）	69	58	84	69	77	67	424	82	88	80	250	674
平成46年（2034）	67	55	82	68	75	66	413	80	86	78	244	657
平成47年（2035）	65	55	80	66	74	65	405	78	84	76	238	643

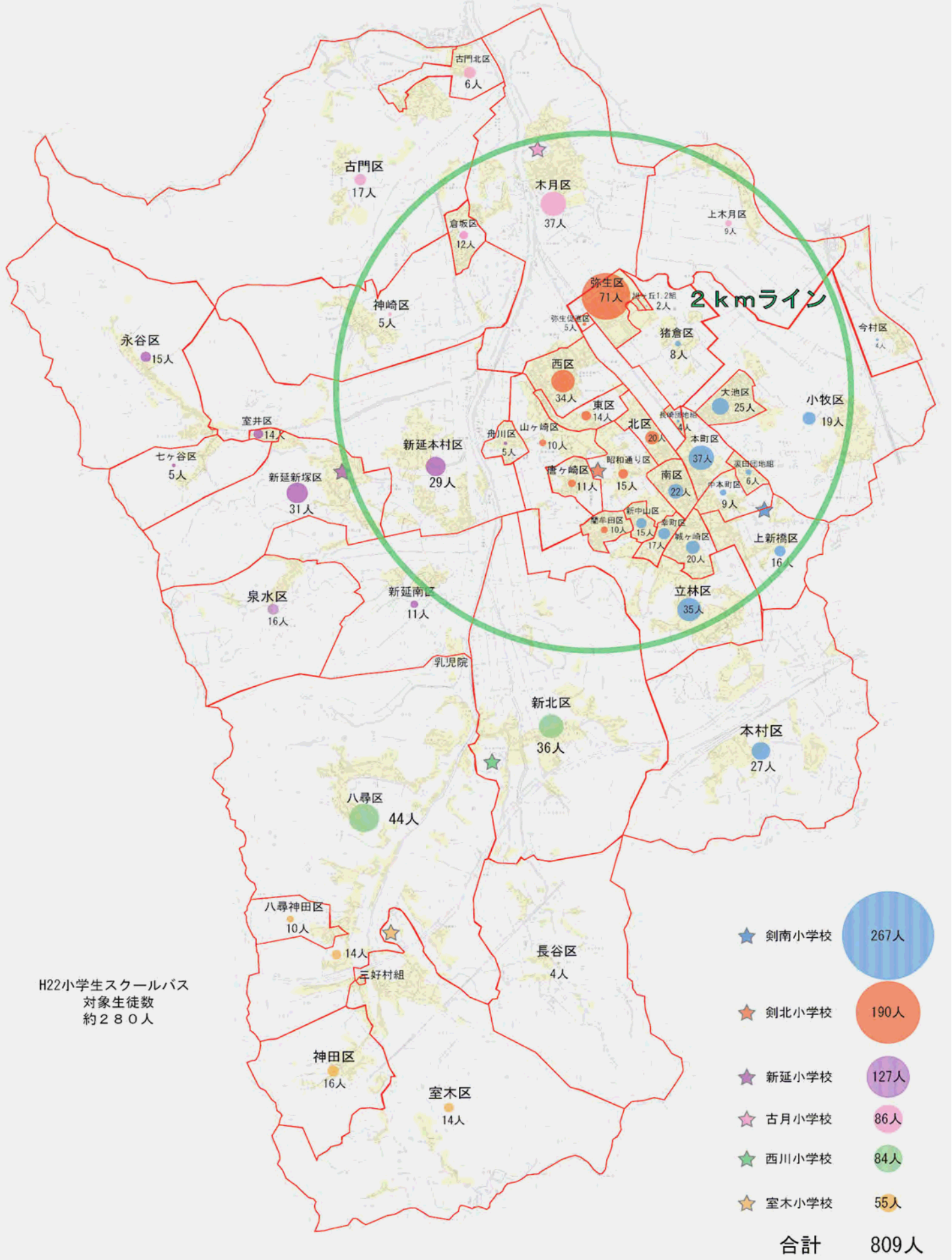
※H22年からH28までは、住民基本台帳人口。H29以降は将来推計（増減率）に基づく人口。

中学校の生徒数及び学級数の推移（平成28年度に統合した場合）

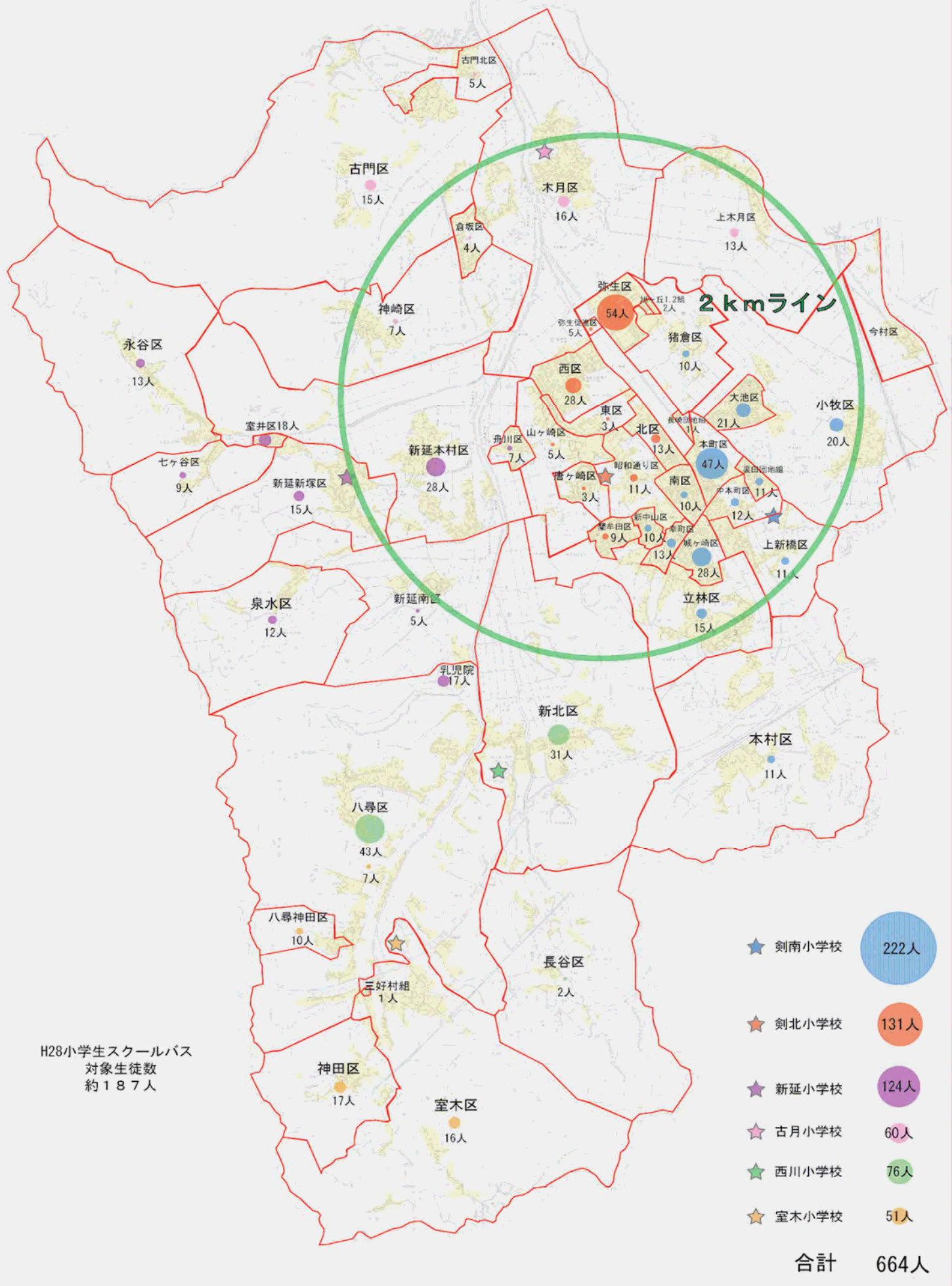
年度	○現状維持（2校）				○中学校 1校に統合			
	鞍手北中学校		鞍手南中学校		鞍手北中学校		鞍手南中学校	
	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級
H22	314	9	125	5	314	9	125	5
H23	320	9	119	4	320	9	119	4
H24	285	8	128	5	285	8	128	5
H25	290	8	126	5	290	8	126	5
H26	261	8	145	6	261	8	145	6
H27	280	9	138	5	280	9	138	5
					1校に統合			
H28	258	8	135	5	393	11		
H29	277	9	125	5	402	12		
H30	270	9	120	4	390	12		
H31	261	9	117	4	378	12		
H32	254	9	113	3	367	11		
H33	246	8	109	3	355	10		
H34	238	7	106	3	344	9		
H35	228	6	103	3	331	9		
H36	222	6	99	3	321	9		
H37	214	6	95	3	309	9		
H38	209	6	92	3	301	9		
H39	202	6	90	3	292	9		
H40	197	6	88	3	285	9		
H41	191	6	85	3	276	9		
H42	186	6	83	3	269	9		
H43	181	6	82	3	263	9		
H44	177	6	79	3	256	9		
H45	173	6	77	3	250	8		
H46	168	6	76	3	244	7		
H47	165	6	73	3	238	7		

※特別支援学級は含んでいない

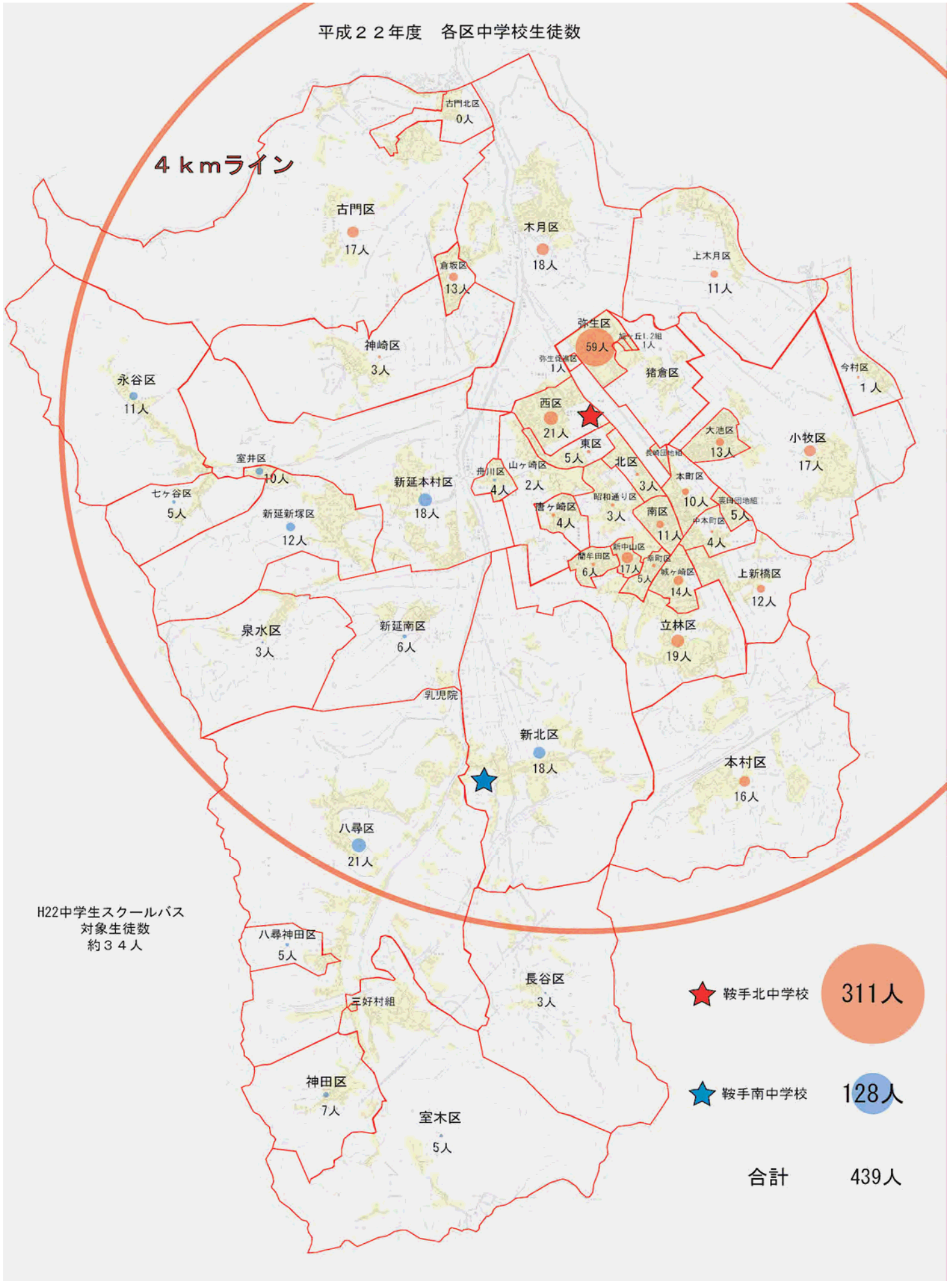
平成22年度 各区小学校生徒数



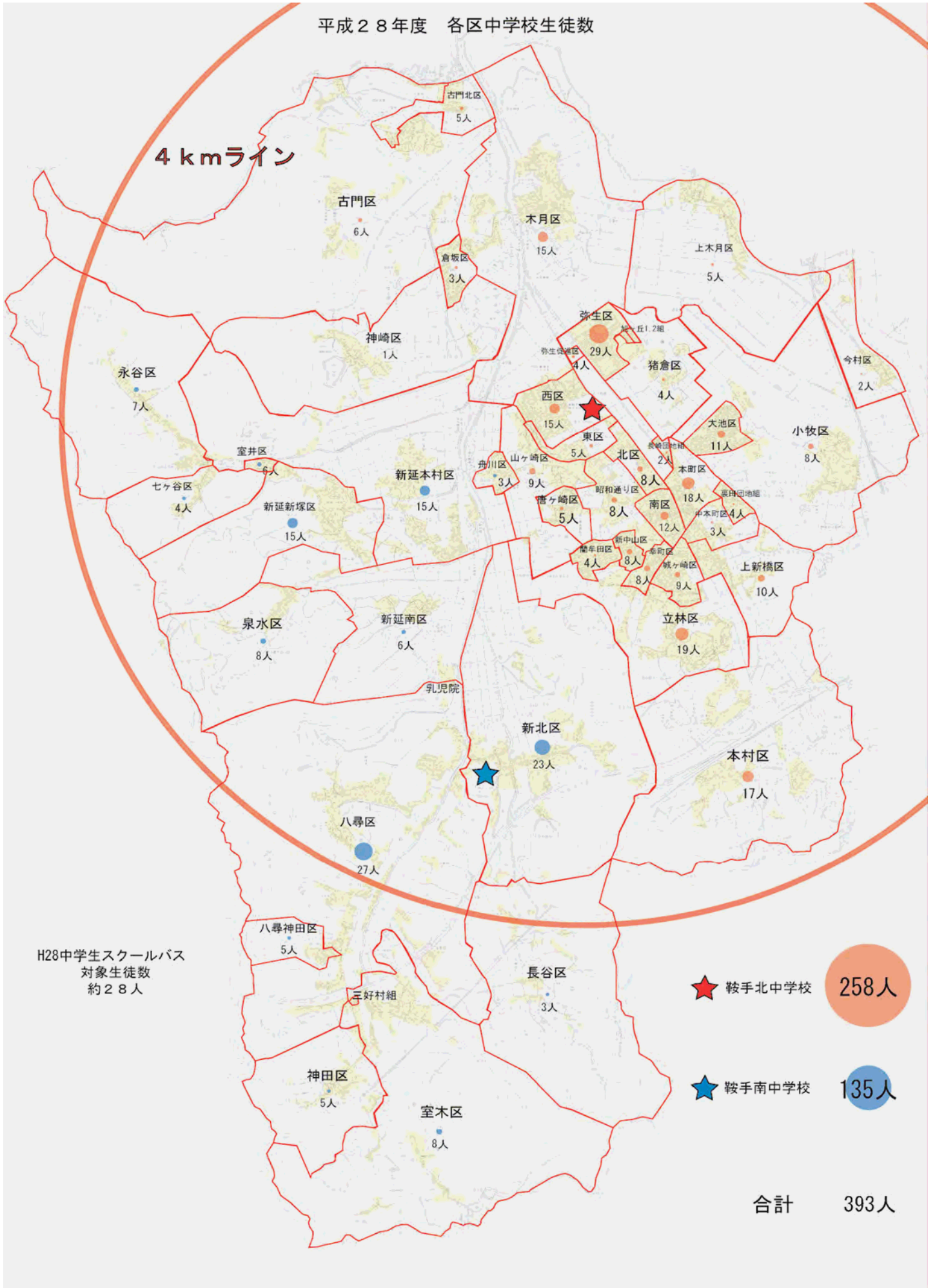
平成28年度 各区小学校生徒数



平成22年度 各区中学校生徒数



平成28年度 各区中学校生徒数



第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施														
連番	19	主管課	町立病院	その他担当課										
最終目標	資産を有効活用するまちづくり（モノ）				●指標（実施に関する目標達成の状態）									
中間目標	行政規模にふさわしい資産の運営				(現在までの累積効果額) 0千円									
直接的な目標	施設運営方法の見直し													
具体的改革項目	町立病院の経営形態の検討				▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態） 経営形態の検討完了									
実施概要	<p>厳しい医療環境、連結決算や公立病院改革の影響を受け、自治体病院のあり方を見直す動きは、全国の自治体で活発に検討が行われており、県内の自治体病院でも大牟田市立病院、筑後市立病院、田川市立病院、川崎町立病院が経営形態の見直しを行っている。当該自治体で問題点となっていた事項は、「1 責任体制の明確化（病院長に権限がなく責任体制が曖昧）」、「2 柔軟な定員管理（地域ニーズや報酬体系に合わせた人員の確保）」、「3 給与体系（年功序列型の賃金体制の廃止）」であり、これら問題点を解消するためには、経営形態の見直しが必要であるとして、①地方公営企業法の全部適用 ②地方独立行政法人化（非公務員型） ③指定管理者制度 ④民間移譲 の4つの選択肢を比較検討し決定している状況である。</p> <p>■地方独立行政法人（非公務員型）…大牟田市立病院（22年度）、筑後市立病院・川崎町立病院（23年度） ■地方公営企業法（全部適用）…田川市立病院（22年度）</p> <p>これらの問題点は、自治体病院共通の問題点であり当院でも同じことが言え、そのため、地域住民に対して良質な医療の提供と経営の健全化を継続的に両立させるために、経営形態検討委員会を発足させ議論する必要がある。なお、検討委員会は、地域に提供する適切な医療の確保と医療経営の双方の視点が必要であることから、医療経営や管理分野に関する学識経験者や地域医療に関する有識者などで組織することとする。</p> <p>※具体的実施内容 ・平成23年度 経営形態検討委員会の開催</p>													
■ 評価点検⇒見直し														
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額				
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額	
平成23年度	▲	▲	▲							0%	—			
	具体的取組内容													
平成24年度										0%	—			
	具体的取組内容													
平成25年度										0%	—			
	具体的取組内容													
平成26年度										0%	—			
	具体的取組内容													
平成27年度										0%	—			
	具体的取組内容													

経営形態見直しの必要性

当院の現状

昭和40年に5診療科57床で開設以来、増床増築を実施し、医療ニーズに沿った診療科目の充実を図り、また町内の開業医に診療することの出来ない整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、透析療法、リハビリテーションを担い、現在では13診療科222床となり、地域住民の健康保持に必要な医療を提供するために医療機能を充実してまいりました。

経営状況は、平成10年から2カ年経営コンサルタントと共に改善に取り組み、職員一丸となって様々な取り組みを行い平成15、16、18年度に黒字決算となりましたが、度重なるマイナス改定や医師の臨床研修制度による医師不足に伴う特定診療科の入院診療の停止などもあってここ10年間で7回もの赤字決算となっております。

また、少子高齢化の急速な進行に伴い国民医療費が年々高騰している中、国の医療行政は医療費抑制の方向にあり、今後も病院の健全経営は厳しくなることが想定されます。

当院医療圏の医療ニーズは、救急、急性期、回復期、慢性期及び在宅までと幅広い範囲にわたっています。医療ニーズとは広範であり、近年、ますます高度かつ複雑になってきています。医療ニーズの高度化等を考慮すると、それに応じた新たな医療機器の導入や更新、快適な療養環境の提供、必要な人員配置や幅広い医療分野での最新技能の修得を行わなければなりません。そのためには、今後においても病院経営の安定化を図るため、更なる財政の健全化が不可避の課題といえます。

他の自治体病院の状況

厳しい医療環境、連結決算や公立病院改革の影響を受け、自治体立病院のあり方を見直す動きは、全国の自治体で活発に検討が行われており、県内の自治体病院でも大牟田市立病院、筑後市立病院、田川市立病院、川崎町立病院が経営形態の見直しを行っています。

地方独立行政法人（非公務員型） 大牟田市立病院（22年度） 筑後市立病院、川崎町立病院（23年度）

地方公営企業法（全部適用） 田川市立病院（22年度）

当該自治体で問題点となっていた事項は、

1. 責任体制の明確化（病院長に権限がなく責任体制が曖昧）
2. 柔軟な定員管理（地域ニーズや報酬体系に合わせた人員の確保）
3. 給与体系（年功序列型の賃金体制の廃止）

これら問題点を解消するためには、経営形態の見直しが必要であるとして、

- ① 地方公営企業法の全部適用
- ② 地方独立行政法人化（非公務員型）
- ③ 指定管理者制度
- ④ 民間移譲

の4つの選択肢を比較検討し決定されてきています。

今後の当院の動向

これら問題点は、自治体病院共通の問題点であり、当然当院も同じことが言えます。

そのため、地域住民に対して良質な医療の提供と経営の健全化を継続的に両立させるために、経営形態検討委員会を発足させ議論する必要があると考えます。

なお、検討委員会の構成委員については、地域に提供する適切な医療の確保と医療経営の双方の視点から検討する必要があることから、医療経営や管理分野に関する学識経験者や地域医療に関する有識者などで組織する検討委員会の設置が望ましいと考えます。

経営形態比較表

区分	地方公営企業法		地方独立行政法人		指定管理者	民間譲渡
	一部適用	全部適用	公営企業型 (公務員型)	公営企業型 (非公務員型)		
概要	<p>◎地方公営企業として、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営するための制度</p> <p>◎地方公営企業法の財務規定等一部の規定のみを適用</p> <p>◎特別会計の設置等一般会計に対する特例を設けている</p>	<p>◎管理者を設置することができ、設置した場合には、職員の任免、給与等の身分の取り扱い、予算原案の作成等の権限が地方公共団体の長より移譲される</p>	<p>◎地方公共団体から独立した法人格を与えられて、地方公共団体が自ら行う必要はないが、公共性の高い事務事業を効率的かつ効果的に推進させるための制度</p> <p>◎独自の意思決定が可能になり、自立性が高まる</p> <p>◎公務員型（特定）と、非公務員型（一般）がある</p> <p>※公務員型は、その業務の停滞が住民の生活、地域社会、経済の安定に著しい支障、又はその業務運営における中立性及び公共性を特に確保する必要がある場合に地方公共団体が定款で定める</p>	<p>◎公の施設の管理運営を包括的に行わせるため、当該地方公共団体が議会の議決を経て、指定する法人・団体に期間を定めて委託する制度</p>	<p>◎経営を民間の医療法人等の民間法人・団体に移譲する</p>	
開設者	◎地方公共団体	◎地方公共団体	◎設立団体（複数の地方公共団体による設立も可能）		◎地方公共団体	◎民間法人・団体
運営責任者	◎地方公共団体の長	◎事業管理者	◎理事長		◎指定管理者	◎民間法人・団体の長
病院管理者	◎地方公共団体の長が任命するもの（病院長）	◎事業管理者が任命するもの（病院長）	◎理事長が任命するもの（病院長）		◎指定管理者が任命するもの	◎民間法人・団体の長が任命するもの
診療科	◎条例等で定める		◎定款で定める		◎条例等で定める	◎民間法人・団体の長が定める
財産等	<p>◎全ての財産が、地方公共団体に帰属</p> <p>◎一定の資産の取得・売却は、議会の議決が必要</p>		<p>◎財産は、事業に必要な土地建物・資本金を設立団体が出資する</p> <p>◎移行の際は、事業に関する権利・義務を継承する</p> <p>◎資産の取得や売却が独自の判断で出来る</p>		<p>◎土地・建物等基本的財産は、地方公共団体に帰属する</p> <p>◎機材等については、指定管理者に帰属するものもある</p> <p>◎通常、協定により管理運営経費の費用部分</p>	<p>◎土地・建物等、基本的財産は、民間法人・団体に譲与する方法と、貸与する方法が考えられる</p>
設立団体（地方公共団体）の長の関与	<p>◎長の補助機関であり、町長部局と同様</p> <p>※地方公共団体の長が運営責任者（長の補助機関）であり、一般行政組織と同様</p>	<p>◎長の補助機関であるが、予算の調整、議案の提出、管理者の任免など</p> <p>※管理者に一定程度独自の権限が付与されるが、長の補助機関であり、事業運営は基本的に地方公共団体の方針に基づく</p>	<p>◎中期目標の策定、指示</p> <p>◎中期計画の許可、変更命令</p> <p>◎年度計画の届出</p> <p>◎業務実績評価（毎年度・中期目標期間）</p> <p>◎中期計画終了時の検討、報告聴取、立入検査、是正命令</p> <p>◎理事長の任免</p> <p>※上記を通じて、地方公共団体の移行が事業運営に反映する</p> <p>※毎年度の事業は、事前関与から事後評価を重点化することで、法人の裁量・責任が増す</p>		<p>◎指定管理者の指定</p> <p>◎毎年度終了後の事業報告書の受理</p> <p>◎指定管理者が定める利用料金の承認</p> <p>◎管理業務又は経理状況の報告聴取等</p> <p>◎事業運営状況の評価</p> <p>◎指定取り消し、管理業務停止命令</p> <p>※地方公共団体の方針に基づく運営</p>	<p>◎一般の民間法人・団体と同じ</p> <p>※移譲の際に、一定の条件等を契約することは可能</p>
議会の関与	<p>◎地方公営企業の設置、予算の議決、決算の認定、料金に係る条例制定など</p> <p>※上記の議決により、議会の意向が事業運営に反映される</p>		<p>◎地方独立行政法人の設立</p> <p>◎定款の作成・変更</p> <p>◎中期目標の作成・変更</p> <p>◎中期計画の作成・変更（料金を含む）など</p> <p>※上記の議決により、議会の意向が事業運営に反映する</p> <p>※毎年度の事業は、議会の議決等は必要なく、議会の関与は基本的な事項にとどまる</p>		<p>◎指定の手続き、管理の基準、業務内容等の条例制定</p> <p>◎指定にかかる議決</p> <p>◎利用料金の基準の制定</p> <p>※上記の議決において関与がある</p>	<p>◎一般の民間法人・団体と同じ</p>

区分	地方公営企業法		地方独立行政法人		指定管理者	民間譲渡
	一部適用	全部適用	公営企業型 (公務員型)	公営企業型 (非公務員型)		
組織・定数	(組織) ◎条例で設置及び運営の基本を定め、その他は長が規則等で定める (定数) ◎条例で定める ※一般行政組織と同様に定められ、医療環境の変化に応じた柔軟な対応は困難	(組織) ◎条例で設置及び運営の基本を定め、その他は事業管理者が企業管理規程で定める (定数) ◎条例で定める ※(定数以外は)制度上は独自に定める事ができるが、地方公共団体の一組織であり、一定の制約は残る	(組織) ◎理事長、監事以外の内部組織は理事長が定める。 (定数) ◎職員の数を、設立団体に毎年度報告 ※理事長権限で必要な組織の設置が可能 ※職員総数の範囲内で、業務量に応じた柔軟な人員配置が可能	(組織) ◎理事長、監事以外の内部組織は理事長が定める。 (定数) ◎理事長自らの裁量で弾力的に決定 ※理事長権限で必要な組織の設置が可能 ※業務量に応じた柔軟な人員配置が可能	(組織) ◎基本協定締結時に、組織体制に関する計画書を地方公共団体が審査。 (定数) ◎指定管理者の定めるところによる ※指定管理者の裁量となる	◎民間法人・団体が定めるところによる。
職員の任免	◎地方公共団体の長 ※事務職等は、一般行政組織との人事異動があり、病院事業に精通した職員の確保が困難	◎事業管理者 ※制度上は、中長期的な視点に立った人事配置は可能であるが、一部適用と同様になる恐れがある ※人事管理の負担は増大	◎理事長(の任命行為) ※中長期的な視点に立った人事配置を行うことができ、病院事業に精通した職員の確保が可能となる ※人事管理の負担は増大	◎理事長(との雇用契約) ※多様な雇用形態が可能。中長期的な視点に立った人事配置を行うことができ、病院事業に精通した職員の確保が可能となる ※人事管理の負担は増大	◎指定管理者 ※指定管理者の裁量となる	◎民間法人・団体の長
職員の身分	◎地方公務員法 ※地方公務員法による兼業禁止などの制約がある		◎非公務員(法人固有職員) ※地方公務員法による制約が一部(守秘義務等)を除きないため、民間病院等との間で職員の派遣・交流が可能		◎非公務員(法人・団体の職員) ※地方公務員法の制約を受けない、ただし、守秘義務等は、協定にて課すことが可能	◎非公務員(法人・団体の職員)
制度移行時における職員の処遇	◎事業管理者に新に任命される ※基本的には現行のままであり、変化はない		◎現職員のうち、条例で定める職員は、別に辞令を発せられない限り、法人設立の日において法人の職員となる ※制度上は、法人へ自動的に移行するため、法人設立時の職員が確保される ※地方公共団体の職員でなくなるため、十分な説明・理解が必要	◎地方公共団体の職員でなくなり、かつ、公務員でなくなるため、十分な説明・理解が必要	◎指定管理者が任命する。 ※管理者との協定によるため、制度上、職員が自動的に引き継がれることはない ※そのため、職員の処遇が大きな課題となる	◎法人・団体の長が任命する。 ※法人・団体との契約によるため、職員が自動的に引き継がれることはない ※そのため、職員の処遇が大きな課題となる
労使関係	◎団結権 有(管理者等を除く) ◎団体交渉権 有(協約締結を除く) ◎争議権 無	◎団結権 有 ◎団体交渉権 有(協約に基づいて、条例等の改正義務が生じる。) ◎争議権 無 ※労使管理負担は増大	◎団結権 有 ◎団体交渉権 有(協約に基づいて、条例等の改正義務が生じる。) ◎争議権 無 ※労使管理負担は増大	◎団結権 有 ◎団体交渉権 有 ◎争議権 有 ※労使管理負担は増大 ※争議権の行使により利用者に影響を及ぼす可能性がある ※労使関係調整法による「事前通知」「緊急調整の決定」??	◎団結権 有 ◎団体交渉権 有 ◎争議権 有 ※争議権の行使により利用者に影響を及ぼす可能性がある	◎団結権 有 ◎団体交渉権 有 ◎争議権 有 ※争議権の行使により利用者に影響を及ぼす可能性がある
職員の給与	◎一般の地方公務員と同様に条例で定める ◎職務内容と職責に応じる ◎生計費、国及び地方公共団体職員並びに民間企業の従業者の給与、その他の事情を考慮し決定(人事院勧告が大きな根拠となっている) ※職員の業績が処遇に反映されにくい ※人材確保に向けた、独自の給与体系の設定が困難	◎左記の要件に加えて、当該企業の経営状況、その他の事情を考慮して、企業独自の給与表を設定可能 ※制度上は独自の給与体系導入が可能であるが、実際には一般行政職に準拠している	◎同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間企業の従業者の給与を考慮 ◎当該法人の業務成績を考慮 ◎許可中期計画の人員費の見積等を考慮 ※制度上は独自の給与体系導入が可能であるが、実際には地方公共団体の給与体系に準拠する恐れがある	◎当該法人の業務成績を考慮 ◎社会一般の情勢に適合させる ※経営状況や職員の業績を、より反映させた独自の給与体系の導入が可能	◎指定管理者の定めるところによる ※管理者の裁量による	◎民間法人・団体が定めるところによる ※民間法人・団体の裁量による

区分	地方公営企業法		地方独立行政法人		指定管理者	民間譲渡
	一部適用	全部適用	公営企業型 (公務員型)	公営企業型 (非公務員型)		
予算制度	(地方自治法の財務規定の適用) ◎有 (予算単年度主義) (予算編成) ◎地方公共団体の長が調整して議会に提出する ※中期的な視点による柔軟な対応が困難 ※予算要求から確定まで、半年程度を要し、機動的な対応が困難	(地方自治法の財務規定の適用) ◎有 (予算単年度主義) (予算編成) ◎事業管理者が予算原案を作成し、地方公共団体の長に送付し、長が調整して議会に提出する ※中期的な視点による柔軟な対応が困難 ※予算要求から確定まで、半年程度を要し、機動的な対応が困難	(地方自治法の財務規定の適用) ◎なし (単年度主義ではない) (予算編成) ◎中期計画に基づき、年度毎の業務運営に関する年度計画を定め、設立団体の長に届け出る ※中期的な視点による柔軟な病院経営	(地方自治法の財務規定の適用) ◎なし (予算編成) ◎指定管理者が事業計画を作成し、地方公共団体と協議する ※民間ノウハウの活用が可能	(地方自治法の財務規定の適用) ◎なし (予算編成) ◎指定管理者が事業計画を作成し、地方公共団体と協議する ※民間ノウハウの活用が可能	◎民間法人・団体が定めるところによる ※民間手法による財務管理
監査	◎監査委員の監査のみ		◎監事の監査のほか、会計監査人の監査		◎監査委員の監査のみ	
資金調達	◎地方債による資金調達が可能 ◎歳計現金の借入れが可能		◎地方債による資金調達が不可 (一般会計からの長期借入れは可) ◎歳計現金の借入れが不可		◎指定管理者の裁量による	
契約関係	◎地方自治法等に基づく ※複数年契約が困難であり、経済性を十分発揮できない	◎地方自治法等に基づく ※契約権限を有するが、地方自治法適用のため、契約制約は一部適用と変わらない	◎特別な法制なし ※複数年契約など自由度が増し、より経済性を発揮することが可能			
経費負担の原則	◎原則として独立採算 ◎地方公営企業法第17条の2において、経費負担の原則を規定 (負担金・扶助金として一般会計又は他の特別会計で負担)		◎原則として独立採算 ◎地方独立行政法人法第85条において、設立団体が負担する経費について財源措置の特例として規定 (運営費負担金)		◎原則として独立採算 ◎地方公共団体からの負担金、委託料	◎事業によっては、補助金等の交付は可能
業務の評価制度	◎特別な法制なし		◎地方独立行政法人評価委員会による評価 ※外部評価の制度化により、病院事業全体でPDCAサイクルを確立し、事業改善へのインセンティブが働く		◎特別な法制なし	◎特別な法制なし

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	20	主管課	福祉人権課	その他担当課		最終目標	資産を有効活用するまちづくり（モノ）					●指標（実施に関する目標達成の状態）			
中間目標	行政規模にふさわしい資産の運営					見直し実施による削減80,432千円（年20,108千円）				(現在までの累積効果額) 0千円					
直接的な目標	施設運営方法の見直し														
具体的改革項目	総合福祉センター運営見直しによるコスト削減					▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）				各見直し項目の調整及び準備完了					
実施概要	<p>総合福祉センターの運営については、指定管理者制度を導入しているが毎年数千万円の一般財源からの負担があり、営利施設ではないものの、その負担額は町財政を圧迫している状態にある。また、福祉棟に関しては利用者の固定化が顕在化しており、税を基礎的財源とする一般財源で負担することは公平性の観点からも早急に改善すべき問題である。そのため、運営方法を抜本的に見直し、徹底したコスト削減策を実施することにより一般財源の負担軽減を図る。</p> <p>なお、この施設は建設から10年が経過し、特に、入浴施設を併設する福祉棟はボイラー等の大規模な改修が今後想定されるため、多額の改修費が必要になった時点で入浴施設の休廃止を前提に施設のあり方を検討することとする。</p> <p>※具体的実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①福祉棟の利用時間短縮（17時閉館） ②清掃業務の見直し ③監視業務の見直し ④福祉バスの見直し ⑤トレーニング利用時間短縮（4時間短縮） ⑥勤務体系の見直し ⑦ふれあい棟冷暖房料の見直しなど 														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）						現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額						
	23	24	25	26	27	開始年月			到達年月	合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	▲	▲	▲				H23年04月	H24年03月	0%	—					
	具体的取組内容														
平成24年度		●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月	0%	—					
	具体的取組内容														
平成25年度		●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月	0%	—					
	具体的取組内容														
平成26年度		●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月	0%	—					
	具体的取組内容														
平成27年度		●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月	0%	—					
	具体的取組内容														

総合福祉センター運営見直しによるコスト削減額(対平成21年度)

歳 入				
科 目	平成21年度 決算額(A)	削減案 (B)	比較(B-A)	削減案の説明
総合福祉センター使用料	12,034,295	9,948,000	▲ 2,086,295	福祉棟▲20%減、トレーニング▲32%減
預金利息	210		▲ 210	
計	12,034,295	9,948,000	▲ 2,086,295	

歳 出				
科 目	平成21年度 決算額(A)	削減案 (B)	比較(B-A)	削減案の説明
人件費	14,391,720	6,321,162	▲ 8,070,558	
人件費	14,391,720	6,321,162	▲ 8,070,558	雇用形態見直し(バス運転手・ボイラー・トレーナー)
需用費	29,121,350	23,870,783	▲ 5,250,567	
消耗品費	3,220,269	2,813,269	▲ 407,000	シャンプー・ボディソープの廃止
水道料	4,807,410	3,388,493	▲ 1,418,917	福祉棟2時間短縮による効果
電気料	11,128,921	9,939,596	▲ 1,189,325	福祉棟2時間短縮による効果
ガス代	129,692	129,692	0	
重油	5,184,585	4,226,265	▲ 958,320	福祉棟2時間短縮による効果
軽油	1,060,888	318,266	▲ 742,622	福祉バス廃止による効果(▲福祉バスの70%減で試算)
ガソリン	4,920	4,920	0	
灯油代	231,325	231,325	0	
修繕料	3,353,340	2,818,957	▲ 534,383	福祉バス廃止による効果(▲福祉バスの70%減で試算)
役務費	914,154	860,169	▲ 53,985	
郵便料	0	0	0	
電話料	307,060	307,060	0	
登記簿発行手数料	1,000	1,000	0	
ごみ収集手数料	56,254	56,254	0	
クリーニング代	145,110	145,110	0	
自動車損害賠償責任保険料	13,080	11,235	▲ 1,845	福祉バス廃止による効果
自動車損害任意共済保険料	87,690	35,550	▲ 52,140	福祉バス廃止による効果
水質検査	124,950	124,950	0	
損害賠償責任保険料	179,010	179,010	0	
委託料	26,960,961	18,142,301	▲ 8,818,660	
浴場ろ過配管清掃業務委託料	710,850	710,850	0	
電気保安点検業務委託料	528,000	528,000	0	
受水槽清掃検査委託料	67,200	67,200	0	
浄化槽蒸発散維持管理委託料	2,015,000	2,015,000	0	
自動扉保守点検管理委託料	252,000	252,000	0	
防災設備保安点検管理委託料	414,855	414,855	0	
警備委託料	967,386	967,386	0	
総合福祉センター管理委託料	6,409,840	2,404,640	▲ 4,005,200	監視業務の見直し(福祉棟・ふれあい棟)
清掃業務委託料	10,155,480	6,192,520	▲ 3,962,960	清掃業務の見直し、定期清掃(専門業者)の見直し
ゴキブリ駆除等委託料	544,900	544,900	0	
外構管理委託料	770,000	770,000	0	
健康機材保守点検委託料	69,000	69,000	0	
温水ヒーター保守点検業務委託料	231,000	231,000	0	
浴場設備機器保守点検業務委託料	326,550	326,550	0	
貯湯槽タンク清掃業務委託料	51,450	51,450	0	
オゾン発生装置保守点検業務委託	850,500	0	▲ 850,500	オゾン発生装置の停止
給湯器保守点検委託	31,500	31,500	0	
オイルタンク保守点検業務委託料	0	0	0	
福祉棟浴槽清掃委託料	0	0	0	
福祉棟管理業務	1,800,000	1,800,000	0	
駐車場区画線設置委託料	765,450	765,450	0	
使用料及び賃借料	815,937	815,937	0	
清掃用具使用料	423,007	423,007	0	
観葉植物使用料	0	0	0	
テレビ受信料	102,080	102,080	0	
放送施設使用料	68,040	68,040	0	
カラオケ施設使用料	85,050	85,050	0	
カラオケ使用料	137,760	137,760	0	
公課費(自動車重量税)	81,900	81,900	0	
予備費	0	0	0	
合 計	72,286,022	50,092,252	▲ 22,193,770	
収 支	60,251,727	40,144,252	▲ 20,107,475	

総合福祉センター運営見直しによるコスト削減額(見直し項目)

単位:千円

施設	区分	見直し内容	説明	削減額 (見込)
福祉棟	1	福祉棟利用時間の時間短縮 (現行) 10:00~19:00 (見直し案) 10:00~17:00	利用時間の2時間短縮による業務委託コスト(清掃・監視)の削減	3,370
			利用時間の2時間短縮による維持管理コスト(光熱水費)の削減 【水道、電気、重油の試算(直近単価)】 H20 23,792千円(21時まで営業) H21 20,226千円(19時まで営業) 差引 3,566千円	3,566
	2	巡回バスの廃止及び予約制の導入	巡回バス見直しによる運転手コストの削減	4,013
			送迎用自動車の小型化(10人乗り)による維持管理コストの削減 【参考:削減額の試算】 H21修繕料・燃料等 1,925千円(福祉バス2台分) 10人乗りバス試算額 594千円(燃料費等はH21実績の3割) 差引(削減額) 1,331千円 ※福祉バス2台は廃車 (参考:走行距離)1号 429,682km 2号 375,435km	1,331
	3	ボイラー員の人件費見直し	ボイラ業務にかかる雇用形態の見直しによるコストの削減 【参考:削減額の試算】 H21実績 常勤職員及び臨時職員 3,102千円 試算額 雇用形態見直し(パート) 2,107千円 差引(削減額) 995千円	995
	4	オゾン発生装置の停止	お風呂の水質管理については、保健所の基準で残留塩素濃度を維持することが必須とされており、特にオゾン殺菌を必要とされているわけではない。そのため、オゾン発生装置を停止し、これに係る保守点検委託料を削減する。	851
5	シャンプー及びボディーソープの廃止	現在の安価な使用料でシャンプー及びボディーソープを施設側が用意することは過剰なサービスであるのでこれを廃止する。 【参考(H21)】 ・シャンプー 95千円(@4725×20箱(100)) ・ボディーソープ 312千円(@5198×60箱(100))	407	
小計				14,533
管保健棟	6	専門業者による定期清掃業務委託の廃止	全面表面洗浄ワックスコーティング、カーペットクリーニング、窓ガラス洗浄(年4回)を廃止し業務委託料を削減する。(文化体育総合施設は専門業者による定期清掃は行っていない)	1,040
	7	管理棟監視員の第3日曜日勤務の廃止	専門業者による定期清掃は全館休館の第3日曜日に行っているため、区分6「専門業者による定期清掃業務委託の廃止」に伴い監視業務は必要ないため。	64
	小計			
勤労者ふれあい棟	8	トレーニングルームの見直し (現行) 10:00~22:00 (見直し案) 13:00~21:00	利用時間を4時間短縮及びトレーナーの雇用形態の見直しによるコストの削減 【参考:時間帯別利用状況(H21)】 ・10時から13時まで 1日平均 3.8人(32%) ・13時から22時まで 1日平均 8.1人(68%) ・合計 1日平均11.9人	3,063
			ふれあい棟監視業務の見直し(トレーナーが兼務)	ふれあい棟の監視業務をトレーナーが兼務し、監視員委託業務を廃止することによるコストの削減
	10	ふれあい棟清掃業務の廃止	文化体育総合施設との人員比較によるコストの削減(1名4時間分削減) 【参考:17時までの比較】 ・総合福祉センター 4時間×3人・7時間×2人 計26時間 ・文化体育総合施設 8時間×2人 計16時間	1,117
	小計			
合計				22,194

総合福祉センター運営見直しに伴う効果額(予測)

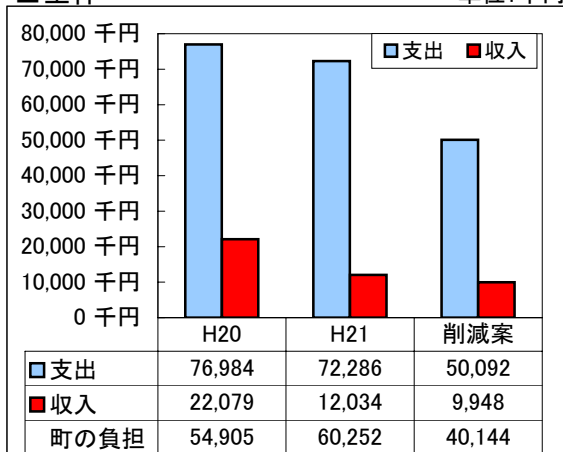
○効果額

	H21	削減案	削減効果額
収入	12,034	9,948	▲ 2,086
支出	72,286	50,092	22,194
収支	▲ 60,252	▲ 40,144	20,108

○施設別効果額

■全体

単位:千円

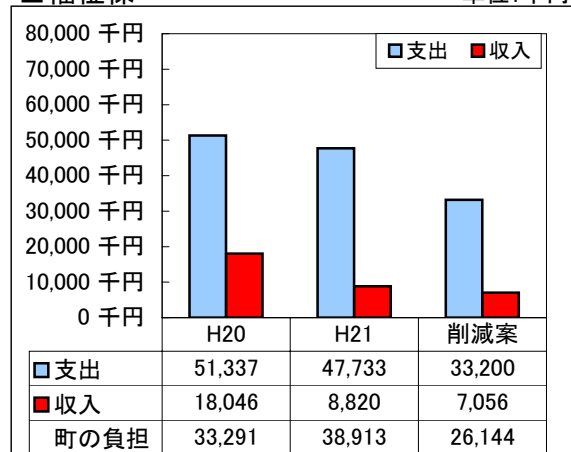


【改善案の算出根拠(対H21)】

(支出)・各施設の累計
(収入)・各施設の累計

■福祉棟

単位:千円



【改善案の算出根拠(対H21)】

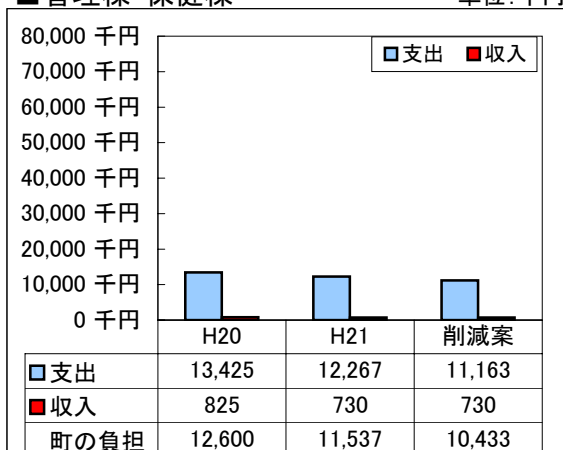
(支出)・業務見直しに伴う効果額 ▲14,533千円
(収入)・利用時間短縮に伴う減(20%減の予想)
 $8,821千円 \times 20\% = \text{▲}1,764千円$

【H21利用者内訳】

10時～17時 34,612人(80%)
17時～19時 8,583人(20%)

■管理棟・保健棟

単位:千円

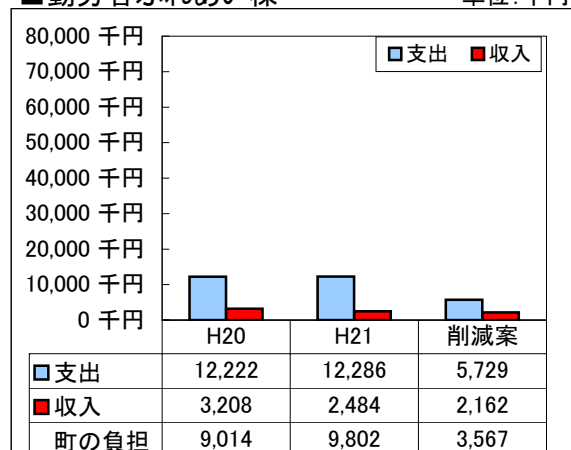


【改善案の算出根拠(対H21)】

(支出)・業務見直しに伴う効果額 ▲1,104千円
(収入)・H21と同額

■勤労者ふれあい棟

単位:千円



【改善案の算出根拠(対H21)】

(支出)・業務見直しに伴う効果額 ▲6,557千円
(収入)・利用時間短縮に伴う減(32%減の予想)
 $1,006千円(H21トレーニング収入) \times 32\% = \text{▲}322千円$

【H21利用者内訳】

10時～13時 1,123人(32%) 1日あたり 約3.8人利用
13時～22時 2,403人(68%) 1日あたり 約8.1人利用

※1 光熱費や委託料など施設全体にかかる共通経費は、福祉棟7割、管理・保健棟3割で算出する(ふれあい棟の共通経費はない)

勤労者ふれあい棟使用料改定について(冷暖房関係)

単位:円(税込) 1時間あたり

区分			現行料金	変更料金	(参考)町立体育館	
アリーナ	町内	アマチュアスポーツ	全室	370	変更なし	315
			3/2	250	変更なし	設定なし
			3/1	120	変更なし	105
			照明	520	変更なし	525
			冷暖房	310	1,050	設定なし
	その他		2,100	変更なし		
	町外	アマチュアスポーツ	全室	560	変更なし	630
			3/2	370	変更なし	設定なし
			3/1	180	変更なし	210
			照明	780	変更なし	525
冷暖房			470	1,570	設定なし	
その他		3,150	変更なし			
トレーニングルーム	町内	1回	230	280	設定なし	
		冷暖房	100			
	町外	1回	260	310	設定なし	
		冷暖房	100			

○料金改定の理由

①アリーナ冷暖房について

アリーナの冷暖房については、近隣市町に冷暖房を完備している体育館が少ないため他の施設との比較ができないが、当施設の冷暖房機を稼働させるためには燃料として灯油が必要なため、灯油代にかかる費用を料金設定の目安にした。

	冷暖房 利用時間(h)	灯油使用量 (ℓ)	灯油単価 (ℓ/円)	1時間あたり 稼働コスト
平成20年度	413	4,541	121	1,345 円
平成21年度	274	3,135	74	843 円
2カ年平均	343	3,838	97	1,085 円

②トレーニングルーム冷暖房について

トレーニングルームの冷暖房については、開設当初より利用者の苦情が多く寄せられている案件である。苦情として多いのは、外気温に関係なく“冷暖房期間”で運用しているため、「汗をかきに来ているのだから、冷房は要らない」、「お金を払っているのに冷房が効いていない」、さらに冬季は「暖房の中で運動すると気分が悪くなる」といったものがある。

そのため、冷暖房料を含めた料金体系に見直し、トレーナーの判断で運動に適した室内温度で運用することとする。

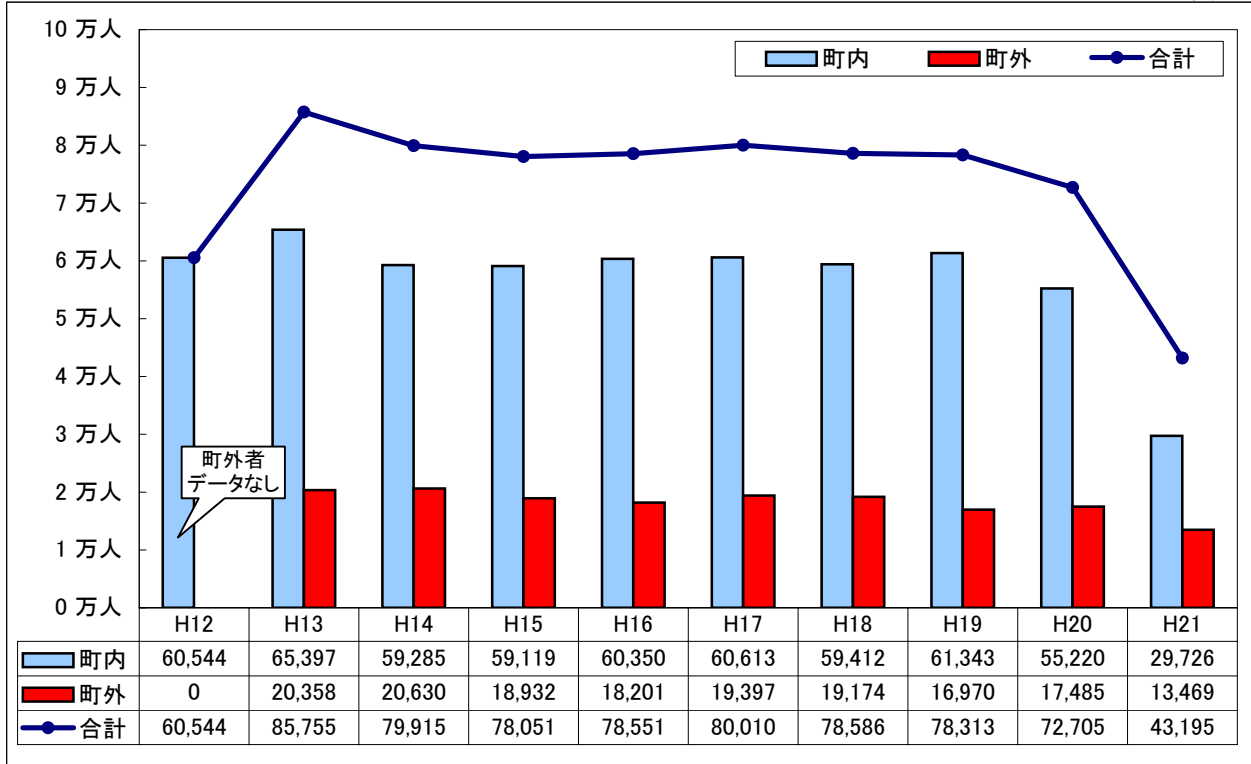
なお、平成12年度以前の町立体育館のトレーニングルームの時には、冷暖房料という形で料金は徴収していなかった。

○現在の冷暖房期間「7月～9月、12月～3月」

福祉棟の利用状況

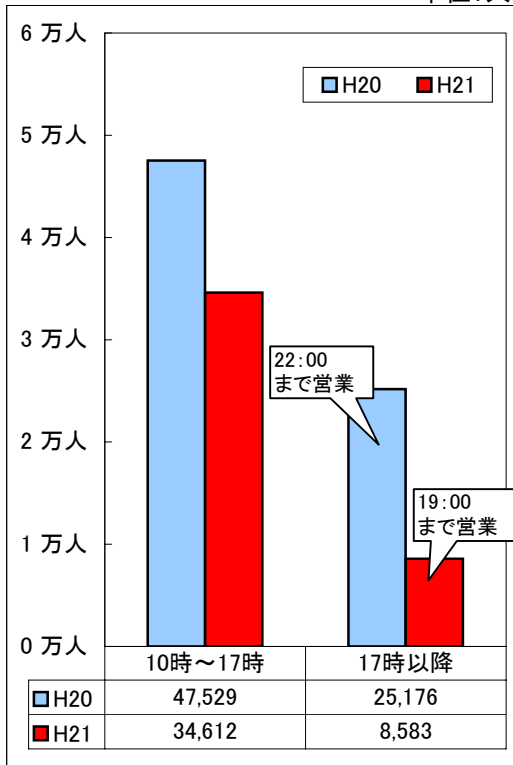
○入浴施設延べ利用者数

単位:人



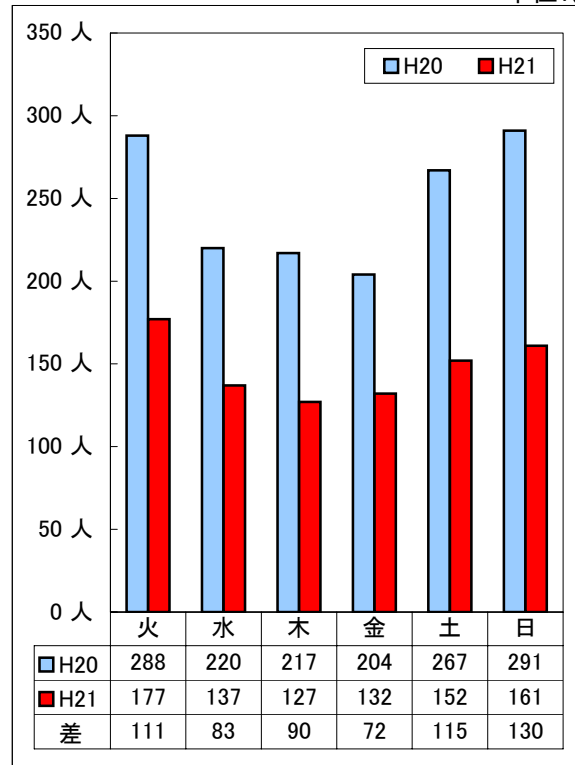
○時間帯別利用状況

単位:人



○曜日別平均利用者数

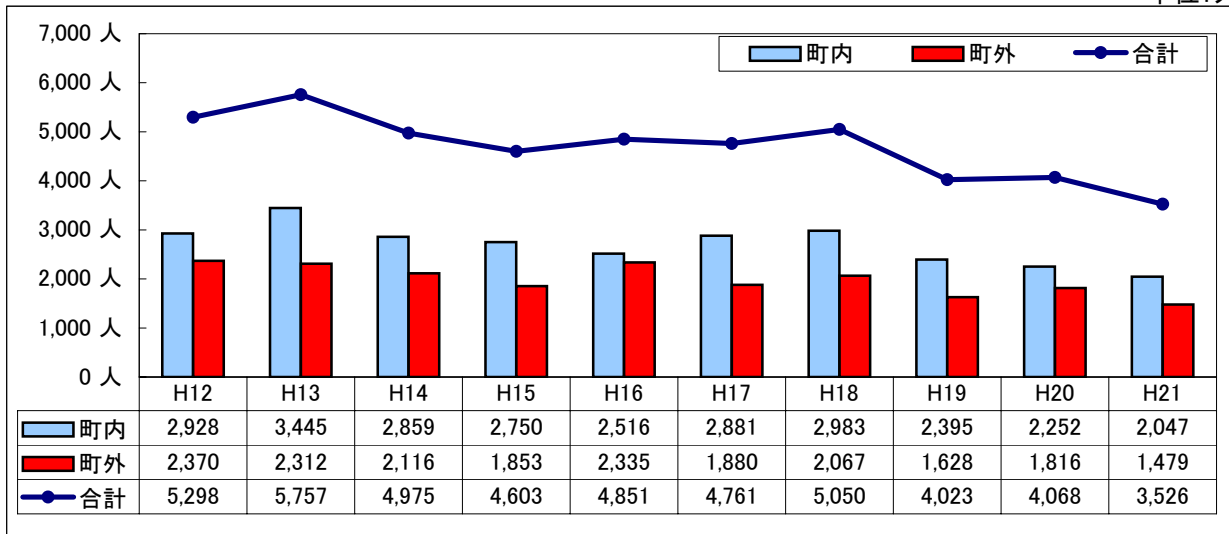
単位:人



勤労者ふれあい棟(トレーニングルーム)の利用状況

○トレーニングルーム利用者数

単位:人



○時間帯別利用状況(平成21年度)

	日中			夜間	合計	町内	町外
	10:00~ 12:00	12:00~ 13:00	13:00~ 17:00	17:00~ 22:00			
1日平均	3.1人	0.7人	3.5人	4.6人	11.9人	6.9人	5.0人

○トレーニングルーム設置機器

NO	機種名	用途	状態	修理	購入年月日	型番
1	Stair Master	昇降運動	故障	可能	H12.03.30	
2	Stair Master	昇降運動			H12.03.30	
3	エアロバイク	自転車運動		一部可能	H12.03.30	V70
4	エアロバイク	自転車運動		一部可能	H12.03.30	V70
5	エアロバイク	自転車運動		一部可能	H01.06.30	600
6	エアロバイク	自転車運動		一部可能	H01.06.30	600
7	エアロバイク	自転車運動	故障	不可	H07.08.08	CB-X1000
8	ラボード	ジョギング運動			H12.03.30	X70
9	ラボード	ジョギング運動	故障	不可	H01.06.30	S
10	ベルトバイブレーター	腰にベルト振動をあてる(疲労回復)			H01.06.30	
11	ツイストマシン	上肢の回転運動			H01.06.30	BH0502
12	バレルローラー	足にローラーをあてる(疲労回復)			H01.06.30	
13	フィットネスローラー	全身にローラーをあてる(疲労回復)			H12.03.30	05B
14	腹筋マシン	腹筋運動			H01.06.30	BB1021
15	筋力トレーニング機	体全体の筋力運動			H01.06.30	



Stair Master(No1)



エアロバイク(No3・4)



エアロバイク(No5・6)



ラボード(No9)

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施

連番	21	主管課	総務課	その他担当課	
最終目標	資産を有効活用するまちづくり（モノ）			●指標（実施に関する目標達成の状態）	
中間目標	効率的、効果的な資産の管理改善			公用車維持管理費の削減2,745千円	
直接的な目標	管理経費の節減			(現在までの累積効果額) 0千円	
具体的改革項目	公用車更新計画の策定と維持管理費の削減			▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）	
実施概要	<p>現在、鞍手町は公用車を31台（企業会計所有車・くらじ1号・2号は除く）所有し、年間の修繕費が約267万円・燃料費が約290万円かかっている（H21）。平成22年度で約90%以上の車両が購入から10年以上経過していることから、ここ数年間の修繕費増加が予想され、公用車全体の見直しが必要と思われる。</p> <p>よって、各課が所有する公用車を一元管理化にし、現状の車両把握（経過年数、走行距離、近年の維持修繕費等）、必要台数の見直し等を行い「公用車更新計画」を作成し、維持管理費等の経費削減を図る。</p>				
	<p>※具体的実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車更新計画の策定と維持管理費2,745千円の削減 ①現状の車両の把握 ②必要台数の見直し ③廃車・更新（買い替え）基準の決定 ④更新時の維持費（燃費等）を考慮した車種の選定 				

■ 評価点検⇒見直し

年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）						現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月			到達年月	合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額	
平成23年度	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容													
平成24年度	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容													
平成25年度	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容													
平成26年度	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容													
平成27年度	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容													

公用車一覧表

経過年数10年以上かつ走行距離10万Kmを超えたもの

番号	車名	種類(用途)	管理課名	取得年度	H22/7 走行距離 (Km)	平均年間 走行距離 (Km)	H 2 2		H 2 3		H 2 4		H 2 5		H 2 6		H 2 7	
							経過 年数	走行距離	経過 年数	走行距離	経過 年数	走行距離	経過 年数	走行距離	経過 年数	走行距離	経過 年数	走行距離
1	トヨタ	給食運搬用トラック	教育課	H6	76,760	4,798	16	76,760	17	81,558	18	86,355	19	91,153	20	95,950	21	100,748
2	トヨタエース	給食運搬用トラック	教育課	H7	76,942	5,129	15	76,942	16	82,071	17	87,201	18	92,330	19	97,460	20	102,589
3	三菱	軽トラック	教育課	S62	154,201	6,425	24	154,201	25	160,626	26	167,051	27	173,476	28	179,901	29	186,326
4	スズキエブリィ	軽貨物	教育課	H12	63,000	6,300	10	63,000	11	69,300	12	75,600	13	81,900	14	88,200	15	94,500
5	スバル	軽トラック	教育課	H20	18,752	6,251	3	18,752	4	25,003	5	31,253	6	37,504	7	43,755	8	50,005
6	ダイハツハイゼットカーゴ	軽貨物	上下水道課(下水)	H11	48,066	4,006	12	48,066	13	52,072	14	56,077	15	60,083	16	64,088	17	68,094
7	スズキエブリィ	軽貨物	上下水道課(下水)	H13	46,163	5,129	9	46,163	10	51,292	11	56,421	12	61,551	13	66,680	14	71,809
8	アルトパーキー	軽貨物(保健指導車)	保険健康課	H2	147,045	7,002	21	147,045	22	154,047	23	161,049	24	168,051	25	175,054	26	182,056
9	新車(H22)	軽貨物	保険健康課	H22	0	7,002	0	0	1	7,002	2	14,004	3	21,006	4	28,008	5	35,010
10	アルト	軽乗用(保健指導車)	保険健康課	H6	62,933	3,702	17	62,933	18	66,635	19	70,337	20	74,039	21	77,741	22	81,443
11	エブリィ	軽貨物(保健指導車)	保険健康課	H8	44,390	2,959	15	44,390	16	47,349	17	50,309	18	53,268	19	56,227	20	59,187
12	ダイハツハイゼット	軽トラック	農政環境課	H11	65,923	5,494	12	65,923	13	71,417	14	76,910	15	82,404	16	87,897	17	93,391
13	アルト	軽乗用	総務課	H9	90,632	6,972	13	90,632	14	97,604	15	104,575	16	111,547	17	118,519	18	125,490
14	ダイナ	トラック	総務課	H7	35,855	2,241	16	35,855	17	38,096	18	40,337	19	42,578	20	44,819	21	47,060
15	クラウン	庁用車	総務課	H5	161,231	8,957	18	161,231	19	170,188	20	179,146	21	188,103	22	197,060	23	206,017
16	コースター	マイクロバス	総務課	H5	86,070	4,782	18	86,070	19	90,852	20	95,633	21	100,415	22	105,197	23	109,978
17	ハイエース	10人乗り	総務課	H4	68,713	3,817	18	68,713	19	72,530	20	76,348	21	80,165	22	83,983	23	87,800
18	アルト	軽乗用(広報車)	総務課	H8	67,000	4,467	15	67,000	16	71,467	17	75,933	18	80,400	19	84,867	20	89,333
19	ADバン	小型貨物(庁用車)	総務課	H17	49,709	8,285	6	49,709	7	57,994	8	66,279	9	74,564	10	82,848	11	91,133
20	アルト(旧ヘルパー号)	軽乗用	総務課(税務)	H8	85,687	5,712	15	85,687	16	91,399	17	97,112	18	102,824	19	108,537	20	114,249
21	アルト(旧ヘルパー号)	軽乗用	総務課(福祉)	H5	87,003	5,118	17	87,003	18	92,121	19	97,239	20	102,356	21	107,474	22	112,592
22	アルト(旧ヘルパー号)	軽乗用	総務課(福祉)	H5	88,424	5,201	17	88,424	18	93,625	19	98,827	20	104,028	21	109,230	22	114,431
24	新車(H22)	軽貨物	総務課(福祉)	H22	0	5,201	0	0	1	5,201	2	10,402	3	15,603	4	20,804	5	26,005
23	アルト(旧ヘルパー号)	軽乗用	総務課(教育課)	H5	90,660	5,333	17	90,660	18	95,993	19	101,326	20	106,659	21	111,992	22	117,325
25	マーチ	乗用車	総務課	H20	28,148	9,383	3	28,148	4	37,531	5	46,913	6	56,296	7	65,679	8	75,061
26	エキスパート	普通バン	総務課	H11	83,811	7,619	11	83,811	12	91,430	13	99,049	14	106,669	15	114,288	16	121,907
27	スズキエブリィ	軽貨物	建設課	H15	67,009	9,573	7	67,009	8	76,582	9	86,154	10	95,727	11	105,300	12	114,873
28	キャリー	軽トラック	建設課	H5	61,270	3,604	17	61,270	18	64,874	19	68,478	20	72,082	21	75,686	22	79,291
29	スズキエブリィ	軽貨物	建設課	H12	67,300	6,730	10	67,300	11	74,030	12	80,760	13	87,490	14	94,220	15	100,950
30	スズキエブリィ	軽貨物	建設課	H13	89,565	9,952	9	89,565	10	99,517	11	109,468	12	119,420	13	129,372	14	139,323
31	ハイエース	10人乗り(学童送迎車)	福祉人権課	H16	24,865	4,144	6	24,865	7	29,009	8	33,153	9	37,298	10	41,442	11	45,586

※企業会計所有車は除く

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	22	主管課	総務課			その他担当課	企画財政課・建設課								
最終目標	資産を有効活用するまちづくり（モノ）					●指標（実施に関する目標達成の状態）									
中間目標	効率的、効果的な資産の管理改善					町有地売却による増収20,000千円（年4,000千円）									
直接的な目標	資産の有効活用					（現在までの累積効果額） 0千円									
具体的改革項目	町有財産の効率的活用					▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）									
実施概要	町有財産の効率的活用を図るため、面積の大きな未利用地については企業や住宅団地の誘致を行い、面積の小さな未利用地については公募により売却を図る。売却にあたっては、公有財産台帳から売却可能財産の洗い出しを行い、処分可能な土地については、価格・場所・条件等をホームページや広報に掲載し町有地の売却を促進する。														
	※具体的実施内容 ①公有財産台帳から売却可能財産の洗い出し ②売却価格基準の設定（不動産鑑定評価を実施） ③ホームページへの記載														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）								現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額				
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月	合計			うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H24年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														

近隣市町村の町有地売却方法

	ホームページ掲載	売却価格算出	審議会等の有無	備考
鞍手町	掲載なし	固定資産評価額及び不動産鑑定額を基準に算出。	審議会あり(100㎡以上)	買取希望者からの申請に伴い売却を行っている。
直方市	売却可能な財産がある場合に掲載している	一般競争入札による売却。(入札前に測量をかけ売却面積の確定を行い、最低売却価格算出のために不動産鑑定を行う。)	審議会あり(200㎡以上)	買取希望者からの申請に伴う売却のほか、売却できるような土地については広報等でお知らせしている。
宮若市	売却可能な財産がある場合に掲載している	一般競争入札による売却。公簿面積で売却を行う。最低売却価格については固定資産評価額を基準に算出。	審議会あり(面積に関係なくすべて審議会に諮る)	売却可能な財産がある場合は、まず隣接者に買取の意思がないか確認を行う。
小竹町	掲載なし	固定資産評価額を基準に算出。	審議会あり(100㎡以上)	売却可能な財産がある場合は、まず隣接者に買取の意思がないか確認を行う。
遠賀町	売却可能な財産がある場合に掲載している	一般競争入札による売却。最低売却価格算出のために不動産鑑定を行う。	審議会なし	公募しているが買い手がない。

基本不動産鑑定報酬額表

評価額	対象不動産の種類						
	A 宅地または建物の 所有権	B 宅地見込地の種有 権	C 農地、林地、原野、 池沼、墓地、雑種地 の所有権、家賃	D 宅地の借地権、底 地(貸地)の所有 権、地役権	E 区分地上権及び地 代	F 自由の建物及びそ の敷地の所有権	G 建物の区分所有権
500万円まで	145,000	193,000	289,000	145,000	193,000	193,000	193,000
1,000万円まで		241,000	338,000	169,000	217,000	217,000	217,000
1,500万円まで	157,000	313,000	410,000	205,000	265,000	253,000	265,000
2,000万円まで	181,000	362,000	458,000	229,000	313,000	277,000	313,000
2,500万円まで	199,000	398,000	494,000	253,000	349,000	301,000	349,000
3,000万円まで	211,000	422,000	518,000	277,000	373,000	325,000	373,000

ホームページのイメージ(案)

町で所有している土地を売却します

町有地売却情報

町では、町が所有している土地を個人・法人等の方々に活用していただくため、次の物件を売却します。
現地説明会は行いませんので、必ず現地を確認の上、申し込みしてください。

1. 物件一覧

No	画像	所在地	現況地目	価格 (坪単価)	土地面積 (坪)	建ぺい率 容積率	詳細情報
1		鞍手町大字小牧 1,889-9 他	雑種地 原野	***万円 (*.*万円)	1,163.00m ² (約 352.4 坪)	60% 200%	詳細を見る
2		鞍手町大字○○○○○○○	***	***万円 (*.*万円)	***.***m ² (**.*坪)	**% ***%	詳細を見る
3		鞍手町大字○○○○○○○	***	***万円 (*.*万円)	***.***m ² (**.*坪)	**% ***%	詳細を見る
4		鞍手町大字○○○○○○○	***	***万円 (*.*万円)	***.***m ² (**.*坪)	**% ***%	詳細を見る

2. 売却方法

(先着順の方法の場合)

- ①常時、公募を受け付けています。
 - ②上記の売却価格で売却します
 - ③最も早く申し込みした方に売却します。
 - ④同一日に複数の申し込みがあった場合は、抽選により決定します。
- ※必ず町有地売却応募要領をご覧ください。 (WORD) (PDF) ←(要作成)

3. 応募に必要な書類

- ①普通財産譲与(譲渡)申請書 (WORD) (PDF)
- ②現住所での市町村民税の滞納のない証明書
(法人の場合、設置されている市町村の滞納のない証明書)
- ③住民票謄本(法人の場合、登記簿謄本)

4. お問い合わせ先

鞍手町役場 総務課 庶務管財班
TEL0949-42-2111(内線 325) FAX0949-42-5693

ホームページのイメージ(案)

町で所有している土地を売却します

町有地売却情報

町有地売却情報(物件詳細情報 No1)

○現況写真



○周辺地図



■物件番号	1	■用途地域	第1種住居地域
■売却地	鞍手町大字小牧 1.889-9,1891-1	■制限等	なし
■登記地目	雑種地、原野	■建ぺい率	60%
■現況地目	雑種地	■容積率	200%
■面積(台帳)	1,163.0 m ²	■電気	可
■面積(実測)	お問い合わせください。	■ガス	プロパン
■地形	長方形	■上水道	あり
■前面道路	町道 藪焼・小牧線 約9m	■下水道	なし
■公共施設等	剣南小学校 鞍手北中学校 第13学区区域内高校(東筑高校を含む)		
■特記事項			

この物件に関するお問い合わせは

○鞍手町役場 総務課 庶務管財班 TEL0949-42-2111(内線325) FAX0949-42-5693

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	23	主管課	税務住民課	その他担当課											
最終目標	健全財政を確立できるまちづくり(カネ)				●指標(実施に関する目標達成の状態)										
中間目標	安定的な財源の確保				平成27年度の税徴収状況で福岡県 ベスト5 を達成										
直接的な目標	収入の向上				(現在までの累積効果額) 0千円										
具体的改革項目	福岡県内ベスト5の税収納率を達成				▲指標(検討または準備に関する目標達成の状態)										
実施概要	<p>平成20年度県内自治体における鞍手町の税収納率は、町民税52/66位、固定資産税39/66位、軽自動車税52/66位、国民健康保険税29/63位でありどの税目においても低位の状況にあることから、収納率を向上させ税の公平負担を実現することが急務となっている。</p> <p>このことから収納率向上の取組強化を図り、県内で上位の税収納率の達成を目指す。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>①徴税吏員の徴収に対する意識と技能の向上</p> <p>②スペシャリストを育成する人員配置及び異動</p> <p>③滞納処分の強化</p> <p>④納税機会の拡大検討</p>														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検討及び実施期間(検討または準備:▲ 実施:●)							現在の状況	進捗率(%)	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														

平成20年度市町村税の徴収実績（市町村別）

現年度及び滞納繰越分を含む

（単位：千円）

市町村名	市町村民税			固定資産税			軽自動車税			国民健康保険税		
	調定済額	収入済額	徴収率（%）	調定済額	収入済額	徴収率（%）	調定済額	収入済額	徴収率（%）	調定済額	収入済額	徴収率（%）
北九州市	68,234,237	65,977,033	96.7	75,683,046	72,839,324	96.2	1,356,077	1,226,234	90.4			
福岡市	133,852,459	127,713,747	95.4	109,544,083	105,016,424	95.9	1,231,603	1,089,525	88.5			
大牟田市	6,496,589	6,257,894	96.3	8,031,371	7,441,824	92.7	233,323	218,948	93.8	2,997,569	2,272,192	75.8
久留米市	19,217,941	17,628,475	91.7	19,554,813	16,429,243	84.0	573,638	489,554	85.3			
直方市	3,245,033	3,067,710	94.5	3,392,310	3,077,803	90.7	124,190	108,600	87.4	1,799,541	1,383,839	76.9
飯塚市	6,955,828	6,543,909	94.1	7,045,542	6,147,377	87.3	263,525	242,022	91.8	3,752,859	2,789,616	74.3
田川市	2,299,895	2,073,285	90.1	3,039,403	2,314,760	76.2	123,356	98,709	80.0	1,361,101	892,047	65.5
柳川市	3,005,532	2,862,748	95.2	3,507,412	3,234,758	92.2	173,528	158,566	91.4	2,387,741	1,860,546	77.9
八女市	1,951,318	1,819,514	93.2	2,725,834	2,470,147	90.6	109,411	99,003	90.5	1,515,938	1,139,687	75.2
筑後市	2,642,899	2,468,307	93.4	3,384,226	2,962,963	87.6	118,000	100,027	84.8	1,625,548	1,120,575	68.9
大川市	1,730,810	1,614,045	93.3	2,615,191	2,141,285	81.9	88,215	81,745	92.7	1,448,889	1,005,979	69.4
行橋市	4,330,563	4,096,020	94.6	3,896,606	3,291,992	84.5	158,851	134,849	84.9	2,324,256	1,637,153	70.4
豊前市	1,548,136	1,387,888	89.6	2,184,122	1,810,797	82.9	80,628	62,848	77.9	908,179	583,825	64.3
中間市	2,197,071	2,036,050	92.7	1,957,611	1,711,680	87.4	95,621	75,267	78.7	1,481,701	1,010,315	68.2
小郡市	3,437,811	3,205,193	93.2	2,966,844	2,669,784	90.0	100,806	83,206	82.5	1,710,173	1,160,918	67.9
筑紫野市	6,780,987	6,211,835	91.6	5,837,613	5,090,380	87.2	142,232	120,034	84.4	3,199,075	1,915,778	59.9
春日市	7,049,263	6,367,363	90.3	4,934,944	4,379,288	88.7	124,363	106,569	85.7	3,596,810	2,259,943	62.8
大野城市	6,785,283	6,201,861	91.4	5,393,446	4,910,034	91.0	114,691	99,201	86.5	3,059,192	1,826,803	59.7
宗像市	5,557,901	5,334,318	96.0	4,443,334	4,048,405	91.1	149,674	136,125	90.9	2,468,975	1,961,399	79.4
太宰府市	4,323,339	4,096,798	94.8	3,226,545	3,042,168	94.3	85,216	76,891	90.2	2,073,587	1,595,208	76.9
前原市	3,492,507	3,293,331	94.3	3,189,778	2,897,706	90.8	120,237	108,065	89.9	2,205,884	1,634,664	74.1
古賀市	3,661,417	3,408,047	93.1	3,306,266	3,033,671	91.8	93,314	80,811	86.6	1,654,034	1,251,971	75.7
福津市	3,084,101	2,864,690	92.9	2,459,471	2,164,735	88.0	90,704	79,531	87.7	1,679,672	1,179,644	70.2
うきは市	1,254,280	1,198,430	95.5	1,451,062	1,310,584	90.3	89,776	82,662	92.1	1,124,562	896,855	79.8
宮若市	2,281,051	2,135,898	93.6	3,599,749	3,122,435	86.7	80,426	66,961	83.3	873,103	591,271	67.7
嘉麻市	1,507,989	1,315,587	87.2	1,583,239	1,273,588	80.4	114,441	89,460	78.2	1,329,475	848,506	63.8
朝倉市	3,005,783	2,797,178	93.1	5,447,434	4,195,280	77.0	164,648	140,862	85.6	2,231,596	1,568,762	70.3
みやま市	1,611,639	1,533,103	95.1	1,826,843	1,689,527	92.5	111,471	104,836	94.0	1,313,201	1,124,583	85.6
那珂川町	2,901,043	2,648,515	91.3	2,701,954	2,475,245	91.6	75,710	66,560	87.9	1,848,527	1,105,010	59.8
宇美町	2,014,586	1,810,469	89.9	1,655,879	1,499,966	90.6	68,916	62,024	90.0	1,145,926	734,521	64.1
篠栗町	1,725,200	1,566,894	90.8	1,472,553	1,275,922	86.6	50,928	46,614	91.5	988,136	581,394	58.8
志免町	2,569,952	2,379,700	92.6	2,343,022	2,224,150	94.9	57,944	52,782	91.1	1,506,136	924,014	61.3
須恵町	1,346,865	1,275,142	94.7	1,234,905	1,155,234	93.5	54,731	53,200	97.2	858,069	585,142	68.2
新宮町	1,837,429	1,740,595	94.7	2,010,737	1,901,379	94.6	38,120	34,015	89.2	639,817	460,098	71.9
久山町	593,270	566,618	95.5	1,126,619	1,087,784	96.6	17,166	16,277	94.8	236,889	180,382	76.1
粕屋町	2,822,494	2,580,951	91.4	3,032,828	2,823,985	93.1	70,896	61,748	87.1	1,363,564	819,261	60.1
芦屋町	756,135	700,741	92.7	571,401	494,831	86.6	37,903	29,625	78.2	514,141	343,351	66.8
水巻町	1,525,875	1,409,996	92.4	1,247,792	1,076,627	86.3	61,932	52,877	85.4	894,611	687,113	76.8
岡垣町	1,603,710	1,514,206	94.4	1,594,046	1,299,246	81.5	59,799	51,410	86.0	951,458	721,930	75.9
遠賀町	1,082,642	1,032,375	95.4	987,356	919,961	93.2	43,441	38,878	89.5	555,938	457,340	82.3
小竹町	372,375	324,445	87.1	504,805	336,607	66.7	23,914	17,641	73.8	274,617	165,164	60.1
鞍手町	928,106	841,523	90.7	952,314	833,074	87.5	43,564	35,955	82.5	570,092	406,976	71.4
桂川町	587,579	523,105	89.0	620,218	515,671	83.1	30,475	28,187	92.5	505,329	304,549	60.3
筑前町	1,316,775	1,234,247	93.7	1,760,312	1,580,907	89.8	64,585	59,559	92.2	905,597	698,041	77.1
東峰村	66,354	63,239	95.3	97,027	87,204	89.9	6,543	6,120	93.5	66,774	59,915	89.7
二丈町	586,159	542,942	92.6	642,430	555,230	86.4	26,537	24,316	91.6	507,455	342,409	67.5
志摩町	752,667	699,736	93.0	901,680	756,624	83.9	39,624	35,996	90.8	709,795	542,478	76.4
太刀洗町	647,565	608,128	93.9	787,080	700,984	89.1	38,803	34,865	89.9	463,256	375,746	81.1
大木町	593,911	569,513	95.9	774,767	714,081	92.2	33,669	31,108	92.4	392,765	319,109	81.2
黒木町	422,217	412,099	97.6	436,538	419,453	96.1	34,276	33,110	96.6	472,658	438,023	92.7
立花町	346,664	330,324	95.3	408,693	377,511	92.4	33,285	31,605	95.0	383,740	335,689	87.5
広川町	923,853	871,259	94.3	1,315,479	1,197,079	91.0	52,371	47,183	90.1	747,369	574,926	76.9
矢部村	32,065	31,729	99.0	74,816	72,186	96.5	4,212	4,084	97.0	65,857	57,455	87.2
星野村	79,909	79,592	99.6	120,732	119,545	99.0	8,468	8,401	99.2	112,462	109,497	97.4
香春町	490,660	448,254	91.4	497,602	441,319	88.7	29,585	24,459	82.7	344,419	237,751	69.0
添田町	386,003	347,061	89.9	332,761	277,891	83.5	33,872	25,189	74.4	298,220	209,303	70.2
糸田町	332,883	268,063	80.5	301,053	205,161	68.1	31,258	20,483	65.5	420,299	194,639	46.3
川崎町	598,900	494,466	82.6	732,944	504,403	68.8	60,623	40,868	67.4	635,754	357,800	56.3
大任町	309,893	152,086	49.1	220,132	161,508	73.4	15,045	13,117	87.2	256,868	117,868	45.9
赤村	98,036	90,806	92.6	93,775	74,014	78.9	10,822	9,099	84.1	77,277	71,424	92.4
福智町	921,838	756,825	82.1	908,111	623,455	68.7	87,958	52,552	59.7	684,499	433,000	63.3
苅田町	2,940,609	2,757,369	93.8	5,524,233	5,257,229	95.2	79,710	61,522	77.2	1,185,616	662,973	55.9
みやこ町	1,091,074	979,410	89.8	1,307,735	1,020,377	78.0	71,899	53,761	74.8	829,265	514,639	62.1
吉富町	397,715	379,850	95.5	398,202	364,016	91.4	14,666	14,274	97.3	212,805	148,914	70.0
上毛町	359,633	340,033	94.5	411,978	384,697	93.4	22,286	21,230	95.3	192,084	160,870	83.7
築上町	919,408	812,707	88.4	937,185	697,058	74.4	63,323	45,804	72.3	891,187	488,419	54.8

収納率向上に向けた具体的方策（案）

①徴税吏員の徴収に対する意識と技能の向上

②スペシャリストを育成する人員配置及び異動

収納率を向上させるには、財産早期発見・差押早期着手が重要であり、そのためには徴税吏員の意識と技能の向上が必要である。徴税吏員間の意思統一を図り、この二つの底上げを行う。

また、技能の習得には長期間を要するため、積極的に研修等に参加するだけでなくスペシャリストを育成する人員配置及び異動が必要である。

- ・毎月1回以上のミーティングを実施
- ・平成21年度より続く県税特別対策班職員の派遣を平成25年度まで要請
- ・新任者、管理職を問わず積極的に研修等に参加
- ・スペシャリストを養成する人事異動

③滞納処分の強化

担税力がありながら滞納している者に対し滞納処分を徹底して行う。

また、公売や実績公表など新たな取り組みを行い、新たな滞納発生の抑制に努める。

- ・差押の大幅増（平成26年度までに徴税吏員一人の年間差押件数を150件とする。）
- ・検索とインターネット公売の実施
- ・前年度滞納処分件数や収納率等を公表

■20年度徴税吏員2名による差押件数及び換価額 単位（円）

税目	差押件数			合計
	本税	督促	6件 延滞金	
町・県民税	175,126	1,200	26,224	202,550
固定資産税	0	0	0	0
軽自動車税	0	0	0	0
国民健康保険税	87,900	300	1,900	90,100
合計	263,026	1,500	28,124	292,650

■21年度徴税吏員2名による差押件数及び換価額 単位（円）

税目	差押件数			合計
	本税	督促	129件 延滞金	
町・県民税	4,696,333	19,400	1,034,500	5,750,233
固定資産税	2,155,241	15,200	749,311	2,919,752
軽自動車税	111,400	2,200	14,200	127,800
国民健康保険税	3,504,797	13,000	433,847	3,951,644
合計	10,467,771	49,800	2,231,858	12,749,429

税目	現年度徴収率（％）		滞納繰越徴収率（％）	
	20年度	21年度	20年度	21年度
町・県民税	96.55	97.07	12.57	17.66
固定資産税	97.75	97.80	10.29	12.30
軽自動車税	93.50	93.93	18.70	20.41
国民健康保険税	93.48	93.79	10.14	11.50

■インターネット公売

- ・通常の公売に比べ多数の入札希望者を募ることができる
- ・公売落札価格が高騰することが期待できる→税収の増加に繋がる
- ・滞納の抑止効果に繋がる

※官公庁サービス Yahoo!オークションを利用する場合

- ・契約時初期費用なし
- ・出品時の出品システム利用料なし
- ・落札時の落札システム利用料は落札額の3%必要であるが滞納処分費で対応
- ・全国で50パーセント以上の地方公共団体が利用（平成21年11月 Yahoo! JAPAN調べ）

④納税機会の拡大検討

多様化した生活環境に対応し納税者の利便性向上のため納付手段の拡大を検討する。

・コンビニ収納または、クレジットカード収納の導入検討

■公金で最も利用したい支払い方法

(単位：%)

クレジットカード	口座振替	コンビニ納付	銀行振込	その他	特になし
27.2	23.2	21.4	11.0	10.3	6.9

経済産業省「インターネット商取引とクレジット事業研究会第5回 資料5 公金クレジットカード収納の実現に向けた取組みについて」より掲載

■コンビニ収納

宮若市の例

- ・改修費用 約430万円
- ・月額契約料 5,000円
- ・手数料 58円/件

○21年度鞍手町税納付件数

税目	口座振替	口座振替以外の納付	合計
町・県民税(普徴)	3,266	8,996	12,262
固定資産税	13,409	14,406	27,815
軽自動車税	1,179	5,465	6,644
国民健康保険税(普徴)	10,072	16,691	26,763

○21年度の口座振替以外の納付が「公金で最も利用したい支払方法」の割合でコンビニ収納された場合の手数料等

(手数料は、58円/件として計算)

税目	手数料(円)
町・県民税(普徴)	145,388
固定資産税	232,822
軽自動車税	88,322
国民健康保険税(普徴)	269,751
年間契約料	60,000
合計	796,284

■クレジットカード収納

※官公庁サービス Yahoo!公金払いを利用する場合

- ・Yahoo! JAPANを指定代理納付者に指定(地方自治法第231条の2第6項)
- ・1件あたりの手数料負担額を定められる(一般的に自治体負担は105円/件)
- ・納付者にとって決裁手段が多彩(Yahoo!ポイントも利用可能)

○21年度の口座振替以外の納期内納付が「公金で最も利用したい支払方法」の割合でクレジットカード収納された場合の手数料

(納期内納付者を対象とし手数料は105円/件として計算)

税目	納期内納付件数(件)	手数料(円)
町・県民税(普徴)	4,870	334,539
固定資産税	9,570	535,723
軽自動車税	3,392	203,230
国民健康保険税(普徴)	8,444	620,697
合計	26,276	1,694,188

※この他に、参加費用と月額利用料が必要

スケジュール

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
21年度より続く県税特別対策班職員の派遣を25年度まで要請	→					
筑豊地区合同公売会へオブザーバで参加し公売のノウハウを習得	→					
徴税吏員による税収納率県内ベスト5達成チームを編成	→					
現状の問題点と「差押大幅増」や「検索・インターネット公売」実現を含めた目標実現のための課題を抽出し、その解決策とスケジュールを作成	→					
インターネット公売導入(24年度より) (検索は23年度より実施)		→	→			
徴税吏員による税収納率県内ベスト5達成チーム計画の見直し ・目標達成度合いにより計画を再考				→		
収納業務担当者等によるコンビニまたはクレジットカード収納導入プロジェクトチーム編成		→		→		
23年9月までに導入可否決定 →導入の場合24年度より						

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施														
連番	24	主管課	総務課	その他担当課	税務住民課	最終目標	健全財政を確立できるまちづくり（カネ）						指標（実施に関する目標達成の状態）	●
中間目標	安定的な財源の確保						広告掲載による増収4,988千円							
直接的な目標	収入の向上						(現在までの累積効果額)							0千円
具体的改革項目	有料広告掲載の拡大						▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）							▲
実施概要	<p>第4次での職員提案に基づく取り組みにおいて、広報誌への広告掲載を実施し効果をあげている。今後は、要綱等の整理を行い、ホームページや町が作成する印刷物（公用封筒等）及び公用車に、企業等の広告を有料で掲載することにより、新たな財源の確保に努める。</p> <p>※具体的実施内容 ・有料広告掲載を実施するもの ①広報誌及び税務住民課窓口用封筒は実施中 ②ホームページバナー ③公用封筒 ④公用車</p>													
	要綱等の準備完了													
■ 評価点検⇒見直し														
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）						現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月			到達年月	合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額	
平成23年度	▲	▲	●	●										
	具体的取組内容 ①広報誌及び税務住民課窓口用封筒は実施中 ②ホームページバナー ③公用封筒 ④公用車													
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	具体的取組内容													
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	具体的取組内容													
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	具体的取組内容													
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	具体的取組内容													

鞍手町が行う有料広告掲載事業（案）

広告媒体の種類	掲載位置	規格	掲載料	年間収入見込額	開始予定年月
広報 くらて	町が指定する位置	全一段 半一段	全一段 10,000円/月 半一段 5,000円/月	600,000円	H23. 10
ホームページバナー	町が指定する位置		5,000円/月		

広告媒体の種類	概要	年間経費節減見込額	開始予定年月
広告入り窓口用封筒	<p>【用途】 税務住民課等の窓口での証明書持ち帰り用封筒</p> <p>【使用期間】 1年間</p> <p>【広告掲載料】 無料（広告を掲載した封筒を寄付していただきます。）</p>	140,000円 ※1	H24. 4
納税等通知用封筒	<p>【用途】 町税及び保険料の通知郵送用封筒 （固定資産税、軽自動車税、町・県民税、国民健康保険税、後期高齢者保険料）</p> <p>【使用期間】 封筒がなくなるまで</p> <p>【広告掲載料】 無料（広告を掲載した封筒を寄付していただきます。）</p>		

広告媒体の種類	概要	年間収入見込額	開始予定年月
公用車	<p>【掲載車両】 マイクロバス</p> <p>【掲載方法】 特殊フィルムの貼り付け、カッティングシートなどの剥離が可能なもの</p> <p>【掲載規格】 マイクロバスの両側面 2.0m×0.6m程度 マイクロバスの後面 1.8m×0.6m程度</p> <p>【募集枠】 マイクロバス</p> <p>【掲載期間】 1ヶ月（月の初日から末日）単位で1年以内とし、更新も可能</p> <p>【掲載料】 マイクロバスの両側面 1ヶ月 10,000円 マイクロバスの後面 1ヶ月 6,000円</p>	384,000円	H23. 10

※1 納税等通知用封筒の年間経費節減見込額の積算根拠

(H22予算ベース)

税目等	印刷部数	単価（税抜き）	金額（税込み）	発送時期
固定資産税	7,000	6.98	51,303	4月
軽自動車税	5,500	4.87	28,124	4月
町・県民税	2,500	4.87	12,784	6月及び随時
国民健康保険税	2,500	7.50	19,688	6月及び随時
後期高齢者保険料	3,000	9.28	29,232	7月及び随時
合 計			141,131	

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施														
連番	25	主管課	総務課	その他担当課		最終目標	健全財政を確立できるまちづくり（カネ）						●指標（実施に関する目標達成の状態）	
中間目標	徹底した歳出の抑制						日当、宿泊料の見直しによる削減10,965千円							
直接的な目標	経費の抑制						(現在までの累積効果額) 0千円							
具体的改革項目	出張旅費の見直し						▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）							
実施概要	第4次での職員提案に基づく取り組みにおいて、平成19年度に旅費条例を全改し翌年度より運用を開始した結果、平成20年度で726千円、平成21年度では539千円の削減効果を出している。今後は更なる効果を目指し、特別職及び一般職の旅費に関する条例の見直しを図り、平成23年度の運用を目指す。 ■平成21年度実績 バス、鉄道料金1,462千円 日当2,374千円 車賃576千円 宿泊料1,112千円 合計5,524千円													
	※具体的実施内容 ①県内出張、公用車による県外出張に係る日当の廃止 ②公用車以外による県外出張に係る日当の一元化（特別職→一般職） ③宿泊料の一元化（特別職→一般職）													
■ 評価点検⇒見直し														
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率(%)	単年度効果額				
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額	
平成23年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	0%	—			
	具体的取組内容													
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	0%	—			
	具体的取組内容													
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	0%	—			
	具体的取組内容													
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	0%	—			
	具体的取組内容													
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	0%	—			
	具体的取組内容													

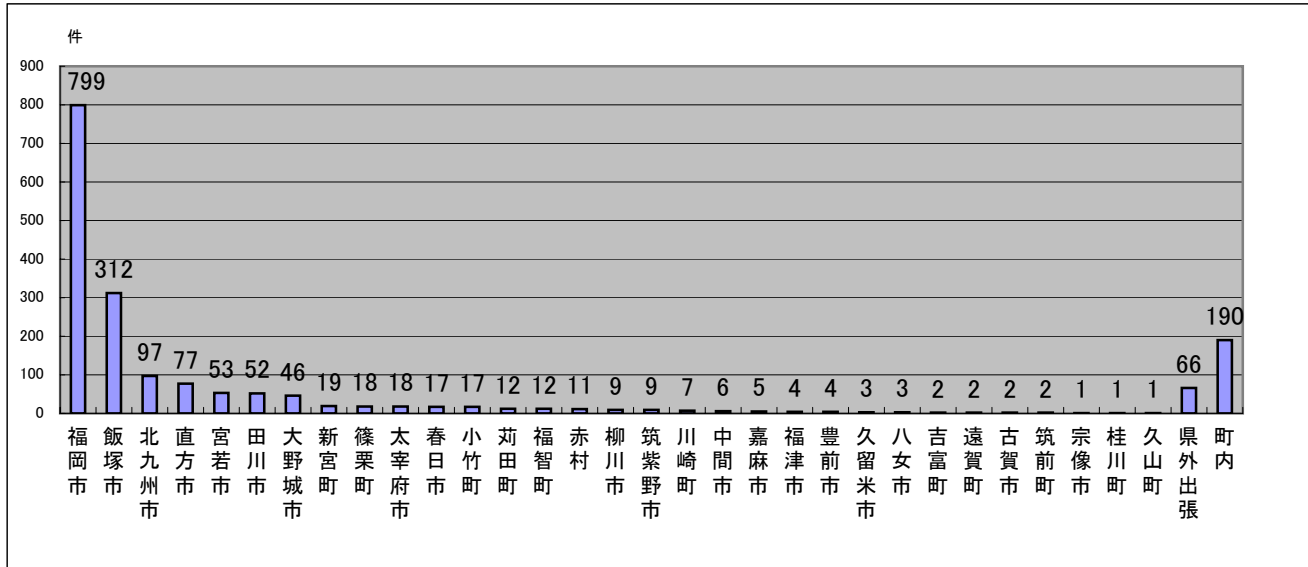
○職員提案制度 採用提案に基づく効果額

千円

提案件名	効果額			累積効果額
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
マイカー出張における旅費の改定	—	726	539	1,265

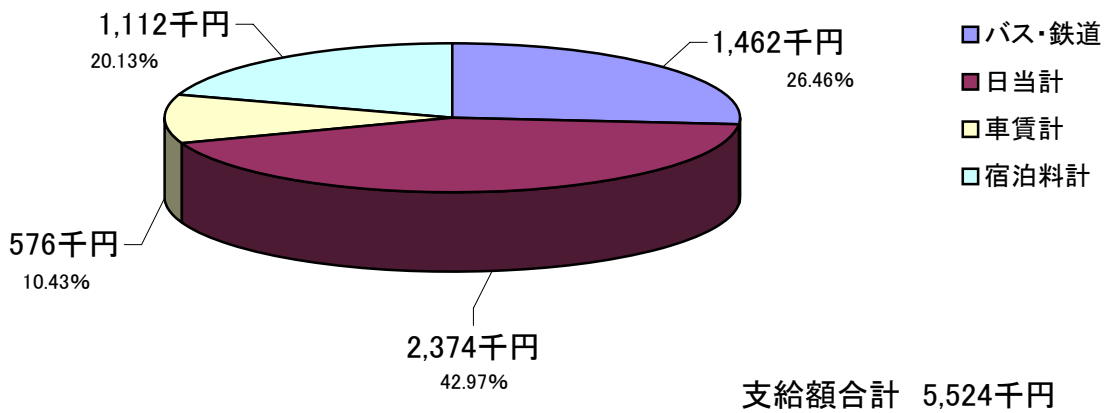
Check→Actionシート 連番13 資料より

○平成21年度出張先一覧



○平成21年度旅費支給額

支給額と割合(項目別)



■見直しに係る削減効果額

○H21県内出張に係る日当の内訳 千円

	出張分類	支給額		
		公用車	公用車以外	
現行	県内出張	1,673	390	2,063
改正後	県内出張	0	0	0
削減額		1,673	390	2,063

○H21県外出張に係る日当の内訳 千円

	出張分類	支給額		
		公用車	公用車以外	
現行	県外出張	59	252	311
改正後	県外出張	0	252	252
削減額		59	0	59

○H21公用車以外による県外出張に係る日当 千円

	日数	日当	計
現行	54	2400	130
改正後	54	1800	97
削減額			33

○H21宿泊料 千円

	日数	日当	計
現行	38	13,000	494
改正後	38	12,000	456
削減額			38

○削減額（対21年度ベース） 千円

県内出張に係る日当の廃止	2,063
公用車による県外出張に係る日当の廃止	59
公用車以外による県外出張に係る日当の一元化	33
宿泊料の一元化	38
削減額合計	2,193

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施																							
連番	26	主管課	総務課	その他担当課	全庁																		
最終目標	健全財政を確立できるまちづくり（カネ）				●指標（実施に関する目標達成の状態）																		
中間目標	徹底した歳出の抑制				※検証結果により目標を設定																		
直接的な目標	適正な負担と支出				(現在までの累積効果額) 0千円																		
具体的改革項目	各種補助金の見直し				▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）																		
実施概要	<p>第4次行財政改革において補助金制度のあり方を見直し、平成19年4月に鞍手町補助金等交付規則及び鞍手町補助金等交付基準を制定した。また、厳しい財政状況により平成19年度から補助金の一律削減を行い、平成21年度までに41,138千円の削減を行った。</p> <p>第5次行財政改革においては、第4次で制定された鞍手町補助金等交付規則に基づいて設置した「鞍手町補助金等審査委員会」の機能を充実させるとともに、補助金交付団体への補助金支出の妥当性を再度検証し、検証結果に基づき平成24年度から補助金の見直しを行うこととする。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>①平成23年度に各補助金交付団体へのヒアリングの実施</p> <p>②補助金支出の妥当性の再検証</p> <p>③平成24年度から検証結果に基づく補助金の見直し実施</p>																						
■ 評価点検⇒見直し																							
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率(%)	単年度効果額													
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額										
平成23年度	▲	▲	▲					H23年04月	H24年03月		0%	—											
具体的取組内容																							
平成24年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月		0%	—			
具体的取組内容																							
平成25年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月		0%	—			
具体的取組内容																							
平成26年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月		0%	—			
具体的取組内容																							
平成27年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月		0%	—			
具体的取組内容																							

平成21年度補助金一覧表（決算額）

（単位:円）

No.	款	細節	平成21年度	備考
1	議会費	議会互助会団体保険補助金	90,000	
2	総務費	職員互助事業補助金	0	
3	総務費	直方地区交通安全協会鞍手ブロック補助金	48,000	
4	民生費	身体障害者福祉会補助金	80,000	
5	民生費	宮若市・鞍手郡身体障害者はつらつ運動会補助金	75,000	
6	民生費	町遺族会補助金	64,000	
7	民生費	心身障害者扶養共済掛金補助金	24,840	
8	民生費	原爆被災者の会補助金	25,000	
9	民生費	中国帰国者自立促進協議会補助金	0	
10	民生費	老人クラブ補助金	1,350,240	
11	民生費	老人クラブ連合会補助金	1,458,624	
12	民生費	社会福祉法人軽減制度補助金	0	
13	民生費	放課後児童健全育成事業補助金	4,577,000	
14	民生費	保育所職員等研修事業費補助金	328,000	
15	民生費	一時預かり事業費補助金	900,000	
16	民生費	部落解放同盟鞍手地区協議会補助金	1,441,000	
17	民生費	解放活動団体補助金	1,504,000	
18	民生費	鞍手町人権・同和教育研究協議会補助金	1,280,000	
19	民生費	病院群輪番制病院事業補助金	4,784,349	
20	民生費	直鞍地域精神障害者共同作業所運営費補助金	0	
21	衛生費	し尿収集町補助金	4,595,939	
22	衛生費	ごみ減量リサイクル推進補助金	2,797,185	
23	衛生費	鞍手町生ゴミ処理容器購入費補助金	37,770	
24	衛生費	小型浄化槽設備整備事業補助金(合併処理浄化槽)	8,272,000	
25	農林水産業費	農村青少年技術研修補助金	70,000	
26	農林水産業費	農業後継者育成補助金	450,000	
27	農林水産業費	計画転作互助方式推進事業補助金	18,310,005	
28	商工費	鞍手町商工会補助金	5,928,000	
29	商工費	産業まつり補助金	1,800,000	
30	商工費	J Rバス廃止の伴う代替バス補助金	5,206,330	
31	商工費	鞍手町地域公共交通活性化協議会補助金	87,920	
32	消防費	地域消防施設等撤去費補助金	0	
33	消防費	防犯灯設置補助金	140,000	
34	教育費	なかよし学級野外生活指導補助金	570,000	
35	教育費	保育所・幼稚園就園奨励補助金	2,047,040	
36	教育費	各種大会出場費補助金	821,130	
37	教育費	定時制高校学校教科書代補助金	86,610	
38	教育費	非常勤講師旅費補助金	0	
39	教育費	青少年育成町民会議補助金	1,040,000	
40	教育費	子ども会連絡協議会補助金	160,000	
41	教育費	自治公民館育成補助金	895,400	
42	教育費	類似公民館建設費補助金	0	
43	教育費	指定文化財保護育成補助金	144,000	
44	教育費	町文化連盟補助金	400,000	
45	教育費	町体育協会育成補助金	1,040,000	
			72,929,382	

特別事情により効果額より除外するもの

総務費	コミュニティ活動推進事業費補助金	4,900,000	国・県の補助事業のため除外
総務費	町税過誤納金還付補助金	13,500	他の補助金と性格上違いが生じるため除外
民生費	社会福祉法人鞍手町社会福祉協議会補助金	33,911,000	運転手・トレーナー賃金等が指定管理者へ移行したため除外
民生費	新型インフルエンザ予防接種補助金	1,512,750	他の補助金と性格上違いが生じるため除外
農林水産業費	福岡県食と農理解促進事業補助金	85,067	国・県の補助事業のため除外
農林水産業費	農地・水・環境保全向上活動支援事業補助金	1,255,940	国・県の補助事業のため除外
農林水産業費	活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金	667,000	国・県の補助事業のため除外
農林水産業費	競争力ある土地利用型農業育成事業補助金	8,782,000	国・県の補助事業のため除外
農林水産業費	直売所で拓く明日の地域農業支援事業補助金	0	国・県の補助事業のため除外

鞍手町補助金等交付規則

平成19年4月2日
鞍手町規則第12号

(目的)

第1条 この規則は、法令、条例及び他の規則等に特別の定めがある補助金を除き、補助金等の交付の申請、決定に関する事項、その他補助金等の交付に関し必要な事項を定めることにより補助金等に係る予算執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「補助金等」とは、補助金、助成金及び交付金等などの名称を問わず、団体及び個人に対して、補助事業等を助成する目的をもって交付する現金給付をいう。

2 この規則において補助事業等とは、補助金の対象となる事業又は事務（以下「事業等」という。）をいう。

(審査委員会の設置)

第3条 町長は、補助金等の交付の適否及び補助金等に関する予算の執行の適正化を図るため、鞍手町補助金等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員は、副町長及び全課・局長とし、副町長を委員長、総務課長を副委員長とする。

4 委員長は、審査委員会を招集し、会務を総理する。

5 委員長は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

6 審査委員会の議事は、委員の出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

7 審査委員会の事務局を総務課に置く。

(審査委員会の所掌事務)

第4条 審査委員会は、次に掲げる事項について調査、審議する。

(1) 補助金等の新規交付、増額、減額、廃止等の適否に関すること。

(2) 補助金等の定期的な見直しに関すること。

(3) その他補助金等の適正化に関すること。

(審査手続)

第5条 町長は、補助金等の新規交付、増額又は廃止等を行う場合は、審査委員会の意見を求めるものとする。

2 審査委員会は、補助金等の適正化に関して必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 審査委員会の審査手続については、別に定める。

(交付基準)

第6条 町長は、補助金等の交付に関し、公平性、公正性及び透明性を確保するため、別に補助金等交付基準を定めるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金等の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、団体については、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 補助金等の交付を受けようとする年度の事業計画書（様式第2号）

(2) 補助金等の交付を受けようとする年度の収支予算書（写し）

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査して補助金等を交付するかどうかを決定し、申請者に対し、補助金等交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により速やかに通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において必要があるときは、補助金等の交付申請書の記載事項に修正を加えて補助金等の交付決定をすることができる。

3 補助金等の交付額は、当該年度の予算の範囲内で決定するものとする。

(補助事業の遂行)

第9条 補助金等の交付を受けようとする団体または個人（以下「被補助団体等」という。）は、交付される補助金等の目的に基づき補助事業等を行うものとし、他の用途に使用してはならない。

(補助事業の状況報告)

第10条 町長は、被補助団体等に対し必要があると認めるときは、事業等の遂行状況につき報告を求めることができる。

2 町長は、前項の報告に基づき、被補助団体等に対し補助事業等の適正な遂行のために必要な事項を指示することができる。

3 町長は、被補助団体等が前項の指示に従わないときは、補助事業等の一時停止を求めることができる。

(実績報告)

第11条 被補助団体等は、補助事業等が完了したときは、その成果を記載した補助事業等実績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に遅延なく提出しなければならない。ただし、個人はこの限りでない。

- (1) 当該年度の事業実績書（様式第5号）
- (2) 当該年度の収支決算書（写し）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第12条 町長は、前条の実績報告を受けたときは、報告書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容に適合すると認めるときは、速やかに補助金等の額を確定し補助金確定通知書（様式第6号）を送付するものとする。

(交付の時期)

第13条 補助金等は、前条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、町長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

2 前項ただし書きの規定により、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付する場合には、第7条の規定に基づく補助金等交付申請書の提出の際に、補助金等概算払い申請書（様式第7号）を提出させるものとする。

(決定の取消し)

第14条 町長は、被補助団体等が第6条の規定に反して補助事業等を行った場合、又は補助金等の交付決定の内容に反して補助事業等を行った場合は、補助金等の交付決定の一部又は全部を取消することができる。

2 前項の規定は、補助金等の額の確定があった後においても適用するものとする。

(補助金等の返還)

第15条 町長は、補助金等の交付の決定を取消した場合において、補助事業等の取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めものとする。

2 町長は、補助事業等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(規程又は要綱の制定)

第16条 補助金等の交付に当たっては、町長は次に掲げる事項を規定した規程又は要綱を定めなければならない。

- (1) 交付の目的及び効果
- (2) 交付の対象事業、対象経費及び対象者
- (3) 交付の額又は率及びその算定方法
- (4) 概算払いの時期及び額又は率
- (5) その他必要と認める事項

(関係書類の備付)

第17条 被補助団体等は、補助事業等の内容に関する事項及び収支を明らかにする書類及び帳簿等を5年間保管しなければならない。

(補助金等の公表)

第18条 補助金等については、会計年度終了後に補助金等の名称、金額及び交付先を町のホームページに掲載するとともに、閲覧資料を関係各課局に備え付けなければならない。この場合において、個人を対象に交付した補助金等については、個人情報保護に十分留意しなければならない。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第6条、第14条及び第15条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月3日規則第2号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

鞍手町補助金等交付基準

平成19年4月2日
鞍手町告示第45号

(目的)

第1条 この基準は、鞍手町補助金交付規則（平成19年鞍手町規則第12号）第6条の規定に基づき、鞍手町（以下「町」という。）が交付する全ての補助金等について、一定の基準を定めることにより、公平性、公正性及び透明性を確保し、もって補助金等の効果的な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における「補助金等」とは、補助金、助成金及び交付金等、名称を問わず、団体及び個人に対して、補助事業等を助成する目的をもって交付する現金給付をいう。

2 この基準において「補助事業等」とは、補助金等の対象となる事業又は事務（以下「事業等」という。）をいう。

(交付基準)

第3条 補助金等の交付に際しては、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して、適否を判断するものとする。

(1) 補助金等の交付が客観的にみて公益上必要であること。具体的には、次のいずれかを満たすものとする。

イ 地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性が認められる事業等であって、特定のもののみの利益に終わることのないもの

ロ 社会福祉の増進に著しく貢献する事業等、又は、文化・芸術・スポーツ等の推進に著しく貢献する事業等

ハ 町の施策として推進する事業等を団体、個人に対して奨励しようとするもの

ニ 地域の経済、産業の振興、雇用の促進の分野において、町が積極的に普及、支援する上で、事業等の推進を図るための援助が必要な事業等

(2) 補助金等の交付に対して費用対効果が認められること。

(3) 事業等の活動の目的、視点、内容などが社会・経済情勢に合致していること。

(4) 行政と町民の役割分担の中で、真に補助すべき事業等の活動であること。

(5) 補助金等の交付を受けようとする団体又は個人（以下「被補助団体等」という。）の会計処理及び補助金等の使途が適切であること。

(6) 被補助団体等の決算における繰越金の額が、多額でないこと

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては補助金等を交付しないものとする。

(1) 本来、国、県及び民間等が負担すべきものであり、町の財政負担が適当でないもの

(2) 補助事業等で、創設当初と事情が変化し、目的並びに効果が不明確と思われるもの

(3) 零細な補助金等で事業効果が薄いと認められるもの

(4) 被補助団体等において、自己資金で十分運営が可能なもの

(5) 融資等への転換により、費用対効果の最適化が図れるもの

(団体の要件)

第4条 補助金等の交付を受けようとする団体は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

(1) 会員の過半数が町内に在住又は勤務していること。

(2) 活動拠点及び主な活動場所が町内であること。

(3) 概ね10人以上で組織されており、役員構成が明らかであること。

(4) 団体の存立・運営を定めた規約等が定められていること。

(5) 特定の政治、宗教、思想及び営利に偏っていないこと。

(6) 予算決算の管理、事業計画及び事業報告が適切に行われていること。

(7) 会費を徴収するなど自主的な財源を確保していること。

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、町が施策として、広域的に取り組まなければならない事業等に、参画及び実施している団体についてはこの限りではない。

(補助対象外経費)

第5条 補助金等の交付に当たっては、次の各号に定める経費は対象としないものとする。

- (1) 交際費及び慶弔費
- (2) 団体運営費のうち飲食費及び懇親会費
- (3) 役員報酬、手当及び日当などの人件費的なもの
- (4) 主に団体の内部事務等に従事する者の賃金（事業等の実施に必要な臨時的なものは除く。）
- (5) 慰労的な研修経費及び宿泊を伴う旅費
- (6) 事業等の規模に対して社会通念上過大な参加商品代など
- (7) 他団体への迂回助成となっている経費

2 前項第3号及び第4号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については補助対象経費とすることができる。

- (1) 極めて公共的な事業等に係るもの
- (2) 行政サービスの格差是正事業等に係るもの
- (3) 国・県などの補助があり、町の補助が義務付けられているなど、町の裁量の余地がほとんど及ばないもの
- (4) その他町長が特に必要と認めたもの

(補助金等の見直し)

第6条 同一団体等への補助金等の交付については、原則として毎年見直しを行うものとする。ただし、国や県等の補助を受けた補助金については、その補助期間の終了の時点で見直しを行うものとする。

(規程又は要綱の制定)

第7条 交付規則第16条の規定に基づき、規程又は要綱を制定する場合は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 年間の交付額が100万円を超える補助金等 規程
- (2) 前号以外の補助金等 要綱

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	27	主管課	建設課	その他担当課		最終目標	健全財政を確立できるまちづくり（カネ）						指標（実施に関する目標達成の状態）	●	
中間目標	徹底した歳出の抑制						直接的な目標	適正な負担と支出						(現在までの累積効果額)	0千円
具体的改革項目	受益者負担金徴収基準の策定							指標（検討または準備に関する目標達成の状態）	▲						
実施概要	<p>現在、農業用施設の新規敷設、修繕等の工事の受益者負担について、負担金を徴収している自治体は、福岡県農政部や飯塚農林事務所に確認したところ、県内では宗像市だけであった。</p> <p>当町においても、現在は負担金を徴収していない農業用施設について、重大な過失、維持管理の不備等による修繕等の工事の場合には、受益者に応分の負担を求めていく方向で徴収基準を定めることとする。</p> <p>※具体的実施内容 ①平成23年度に導入に向けての検討委員会（仮称）を設置 ②徴収基準の策定</p>														
	徴収基準の策定完了														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	▲	▲	▲					H23年04月	H24年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成24年度											0%	—			
	具体的取組内容														
平成25年度											0%	—			
	具体的取組内容														
平成26年度											0%	—			
	具体的取組内容														
平成27年度											0%	—			
	具体的取組内容														

■農業用施設の修繕工事等に伴う受益者負担金の徴収について

①他の自治体で受益者負担を徴収している一般的な例

県や国の補助事業（県営土地改良事業や農地・農業用施設災害復旧事業など）の補助残に対しての受益者負担を徴収している。
あくまでも農用地（個人所有）の災害復旧事業の補助残に対して個人から徴収している。

②市町村単費で農業用施設を修繕、改修して受益者負担を徴収している自治体

・飯塚農林事務所管内での取組状況（飯塚農林事務所農村整備第1課調）

管内では、市町村単費での農業用施設の修繕工事等で受益者負担金を徴収している自治体はない。

・福岡県内で、農業用施設を修繕、改修して受益者負担を徴収している自治体

宗像市…土地改良事業等により利益を受ける者が2人以上であって、当該事業に要する経費が10万円以上のものに対して、10%の割合で徴収している。
（宗像市土地改良事業等分担金条例及び施行規則）

③課題

1. 福岡県内でも、市町村単費での農業用施設の修繕や改修工事に受益者負担を徴収している自治体は、宗像市ぐらいである。仮に本町でも徴収するということになれば、農業者の理解、受益者負担をとる工事の基準の設定、受益者負担率など各関係機関等との十分な調整が必要になると思われる。
2. 受益者の選別を行う際には、受益の基準を明確にすることが難しいため、混乱や公平性を欠くようなことが起こると思われる。
3. 農業農村整備事業等補助事業を施行する場合、受益者全員の同意を必要とするが、負担金を伴うことから、同意が得られず事業の推進に支障をきたすと思われる。
4. 農業用施設（負担金徴収を必要とする施設）と公共用施設との明確な区別が難しい。
5. 負担金を徴収して施工した水路等については、受益者の意向が鮮明に反映されるため、付近住民が利用出来ない（し尿浄化槽等を設置しての雑排水の放流等）水路となる可能性が高く、将来、地域に悪影響を及ぼす恐れがある。
6. 現在、農業用施設の工事金額は減少傾向にあり、負担金徴収を行ったとしても収入は僅かであるため、財政的な効果が薄い。

■現行の農業用施設の負担金の徴収について

・災害復旧事業

農業用施設（ため池、水路等）	補助率…国 65%、町 35%、地元 0%
農地（田、畑等）	補助率…国 50%、町 0%、地元 50%

・土地改良事業

農業用施設（ため池、水路等）	補助率…国 50%、県 30%、町 20%、地元 0%
農地（田、畑等）	補助率…国 50%、県 30%、町 10%、地元 10%

・一般土木事業

農業用施設（ため池、水路等）	補助率…町 100%
農地（田、畑等）	該当工事なし

第5次行財政改革 改革項目取組内容一覧表

連番	担当課	具体的改革項目 具体的改革項目内容＝活動指標、目標	取組内容 (行革策定後平成23年1月24日から7月31日までの取り組み内容と今後の予定)
1	企画財政課 政策財政班	<p>住民と行政が一体となった協働のまちづくりを目指し、これを推進するため、協働推進体制を確立するとともに、住民参画による実効性をもった基本計画を策定する。住民主体のまちづくりと地域コミュニティの活性化を促進し、自分たちが暮らす鞍手町という地域を、力を合わせて自主的に住みよいまちにしていける地域社会を目指す。</p> <p>※具体的実施内容 ■23年度～24年度 ①担当課（班）またはプロジェクトチームの創設による協働推進の組織体制を整備 ②（仮称）協働のまちづくり推進基本計画の策定 協働の意識づくり、機会づくり、システムづくり、環境づくり等 ③モデル事業の実施（図書室の運営、地域の草刈や溝掃除、町民体育祭実施等） ■25年度～ ④各課局において、協働のまちづくりの推進</p>	<p>（今後の予定） 平成23年度 プロジェクトチームの創設 ・協働のまちづくりの組織体制の整備 ・基本施策、指針の策定 ・推進計画の素案づくり</p> <p>平成24年 3月 条例の改正案の制定 4月 推進委員会の創設 ・公募による委員の募集 ・協働のまちづくり推進計画の策定 ・モデル事業の実施住民からの協働のまちづくりについて提案を募集 ・協働のまちづくりのモデル事業の具体的実施案</p>
2	総務課 庶務管財班	<p>町民参画によるまちづくり、開かれた町政という観点から町職員による講座を行う。講座の内容は町政や公的な制度などについて理解を深め、協働の町づくりを推進することを目的に「出前講座」の推進体制を整え出前講座を開催する。また、町民1万8千人の声に耳を傾け、町政に反映させることで、鞍手町を住み良い魅力あるまちにするため、キャッチボールトーク（町民対話集会）を実施する。</p> <p>※具体的な実施内容 出前講座・キャッチボールトークの推進体制の整備 ①出前講座等の要綱作成 ②出前講座等のジャンル整理 ③申込の条件や期間等の整理 ④職員派遣の際の条件整備 ⑤出前講座を行うことにより職員の自己啓発・スキルアップにつなげる ⑥外部講師関係団体等の調整 等</p>	<p>平成23年 7月 鞍手町まちづくり出前講座実施要綱（案）の作成</p> <p>（今後の予定） 平成23年 8月 まちづくり出前講座推進体制の整備（各課局課長） ・出前講座のジャンル（各課局へ依頼） ・町長との対話集会の内容検討 ・申込み条件や期間等の整理 ・職員派遣の際の条件整備 ・外部講師関係団体との調整</p> <p>10月 広報、ホームページを通じての住民周知 10月 随時出前講座等の受付・開催</p>

第5次行財政改革 改革項目取組内容一覧表

連番	担当課	具体的改革項目	具体的改革項目内容＝活動指標、目標	取組内容 (行革策定後平成23年1月24日から7月31日までの取り組み内容と今後の予定)
3	総務課 庶務管財班	住民と行政の情報の共有化	<p>住民と行政の情報の共有化を図るため、24時間サービスが可能なホームページを充実させ、「いつでも・どこでも」必要な情報の取得が可能となる整備を進め、迅速な町政情報の提供・発信を行う体制を整える。</p> <p>また、多様化する住民のニーズを把握するため、ホームページを活用したアンケート調査を行い、住民ニーズの把握に努める。このことは、情報技術（IT）を利用した住民参画であり、パブリックコメント（基本的な施策等に関する計画や条例の策定の際に、広く公に、意見・情報・改善案などを求める手続）としても活用することが可能である。</p> <p>※具体的な実施内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ①ホームページの充実（アクセシビリティ（利用のしやすさ）の確保） ②メール（メールマガジン）配信サービスの登録（PC・携帯電話） ③携帯電話への行政・防災情報などの配信サービス ④高齢者や情報技術（IT）弱者には、従来どおり広報紙を通じた情報提供を行う ⑤ITを活用した住民が関心のあるテーマごとの電子会議室（コミュニティの場）の形成を行い、住民の参加型ホームページを確立 ⑥ホームページ上の個々の情報に対しての役立ち度調査 ⑦テーマ別のアンケートの実施 	<p>平成23年 1月～6月随時 業者との打合せを行う</p> <p>4月 ホームページ構成サイト、トップページ等の作成</p> <p>5月 ホームページリニューアルに向けた各課の掲載内容の更新（各課に調査依頼）</p> <p>6月 掲載内容更新に係る内容精査 住民と行政の情報の共有化実施要項、ホームページ構成、トップページデザインを確定</p> <p>7月 業者と連動して内容の更新等作業</p> <p>(今後の予定)</p> <p>8月 業者と連動して内容の更新等作業</p> <p>10月 新鞍手町ホームページ稼働</p>
4	企画財政課 政策財政班	奨励金の交付による定住支援の実施	<p>新築の住宅用家屋に課税される固定資産税相当額を「定住奨励金」として交付することで定住支援を行なう。平成23年度中に奨励金の具体的な交付内容や交付要件の検討及び必要な条例・要綱などの整備を行い、平成24年度から実施し人口増加を図る。</p> <p>■奨励金内容 課税年度1年目から5年目まで、納税した固定資産税の全額を本人からの申請により交付</p> <p>■交付要件（案） 奨励金の対象となる新築家屋：新築軽減の対象となる家屋を交付対象とする ※10年目の課税年度終了まで、鞍手町に居住すること。それまでに町外へ転出した場合、交付された奨励金を町に返還すること ※交付要件等については、条例、要綱の整備を行う中で詳細に検討を行う</p>	<p>平成23年 7月 実施市町村の事例調査 税務班との協議 奨励金の具体的な交付内容や交付要件の決定</p> <p>(今後の予定)</p> <p>平成23年12月 条例の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（仮）鞍手町定住促進奨励金交付条例（案） ・（仮）鞍手町定住促進奨励金交付施行規則（案）策定

第5次行財政改革 改革項目取組内容一覧表

連番	担当課	具体的改革項目	具体的改革項目内容＝活動指標、目標	取組内容 (行革策定後平成23年1月24日から7月31日までの取り組み内容と今後の予定)
5	企画財政課 地域振興班	<p>持続可能な新たな地域公共交通体系の確立</p>	<p>地域公共交通活性化再生総合事業（国土交通省所管）を活用し、バス路線を中心とした公共交通の住民ニーズや地域の現状、利用不便地域の把握等の調査を行う。その上で、通勤、通学等での公共バスの利用促進、福祉バスの有償化やコミュニティバス化、乗合タクシー等の導入など、町の財政状況を考慮した新たな公共交通体系及びシステムを構築するため、鞍手町地域公共交通総合連携計画を策定する。また計画策定後、3年間にわたり当該計画に基づいた実証運行（試験運行）を行い、将来にわたって持続可能な公共交通体系を確立する。</p> <p>①路線バス、コミュニティバス、福祉バスの実態調査及び類似地域先進地域における公共交通システムの事例調査 ②利用者のニーズ把握調査、調査結果の整理・分析 ③交通施策立案と基本方針の策定 ④新たな公共交通体系による実証運行（平成23年10月～平成26年3月）</p>	<p>平成22年 2月 鞍手町地域公共交通活性化協議会設立協議会開催 回数 6回 10月 地域交通利用者のニーズ調査実施 (高齢者アンケート・ヒアリング) 平成23年 3月 鞍手町地域公共交通総合連携計画策定 (今後の予定) 平成23年10月 新たな公共交通体系による実証運行</p>
6	総務課 人事班	<p>時間外窓口の見直し</p>	<p>現在、毎週木曜日については、午後7時まで税務住民課、会計課、教育課の3課で時間外窓口を実施しているが、今後は、全庁的に業務時間を延長することで、更なる住民サービスの向上を図る。</p> <p>※具体的実施内容 ①平成23年度から役場庁舎内の各課及び教育課について、毎週木曜日午後7時まで業務を延長する。 なお、職員については、勤務時間の振替で対応することとし、全業務に対応できるように課内で勤務体制を調整する。 ②平成23年度以降、年度末及び年度初めの日曜日を開庁する。開庁日や開庁時間等の内容については23年度中に検討する。 ③平成23年度中に対応状況調査やアンケート調査等を実施し、時間外業務の効果について検証する。 ④広報紙、ホームページ、看板等により、時間外業務の住民への周知徹底を図る。</p>	<p>平成23年 4月～ 全庁的に毎週木曜日は午後7時まで業務延長を試行 ・職員は、勤務時間の割振り変更で対応 ・広報紙、ホームページにより時間外窓口の実施を住民に周知 ・窓口サービスアンケートの中に窓口業務延長に関する事項を加え調査を実施中 ・試行後の検証を組織編制プロジェクト会議において考察予定</p>

第5次行財政改革 改革項目取組内容一覧表

連番	担当課	具体的改革項目	具体的改革項目内容＝活動指標、目標	取組内容 (行革策定後平成23年1月24日から7月31日までの取り組み内容と今後の予定)
7	総務課 人事班	<p>スムーズで快適な窓口サービスの導入</p>	<p>現在、役場の行政サービスについては役場・教育委員会(中央公民館)・福祉センター3つの拠点で分散されている状況であり、住民サービスの低下が見受けられる。本来は、役場庁舎内に統一することが望ましいが現状では課題が多い。そこですべての人に快適でやさしい窓口サービスの提供を目標に、役場を訪れた住民が手続きをスムーズに完結出来るように体制を整備する。</p> <p>※具体的実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①適切なフロアスペースの確保 ②窓口取扱い業務一覧を作成し窓口での連携強化を図るとともに、庁舎玄関に案内板を作成する ③職員研修の一環として、各課の交代制による案内係の設置を検討する ④申請書類等はすべてホームページよりダウンロードできるようにする ⑤住民の満足度調査を行う 	<p>平成23年 4月 住民の満足度調査</p> <p>平成23年 7月 窓口サービスに関するアンケート実施中 組織編制プロジェクトチームを編成 ・【連番14 組織の再編と体制づくり】とあわせて検討 ・実施可能なものは、プロジェクト会議終了を待たずに順次実施</p> <p>(今後の予定) 平成23年 8月～9月 組織編制プロジェクト会議の中で現行体制の検証とあわせて今後の方向性を検討 ・教育課・健康増進班の配置検討、フロアスペースの確保 ・窓口取扱い業務一覧の作成、庁舎玄関に案内板作成 ・各課の交代制による案内係の設置</p> <p>平成23年10月 申請書類等のホームページからのダウンロード ・ホームページからダウンロード可能なものに限って実施予定(庶務管財班において対応)</p>
8	企画財政課 政策財政班	<p>行政評価を活用した行政サービスの仕分け</p>	<p>第4次において構築した行政評価制度は外部評価を導入し本格稼働に移行している。第5次においても、引き続きこの取り組みを継続していくこととし、イベント事業の見直しや補助金のあり方などの政策的な判断を要する事業については、外部評価により意見を求め、その他の各種事務事業については、あらゆる面から多角的にその情報を活用し、内部的に事務事業の検証を行うことで、行政のムリ・ムダ・ムラを洗い出すこととする。そのために行政評価及び業務日誌のデータを利用し、また広く公開し、多角的に事業検証を行っていく。</p> <p>※具体的実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①行政評価のホームページ公開 ②行政評価検証チームの設立 	<p>平成23年 5月 各課にて事務事業評価シート(一次評価)作成</p> <p>6月 行政評価委員会設置要綱策定</p> <p>7月 研究会の立上げ</p> <p>(今後の予定) 平成23年 8月～ 内部評価の実施 ・新たな計画の策定</p> <p>12月 予算編成への反映</p> <p>平成24年度 事務事業の改善</p>

第5次行財政改革 改革項目取組内容一覧表

連番	担当課	具体的改革項目	具体的改革項目内容＝活動指標、目標	取組内容 (行革策定後平成23年1月24日から7月31日までの取り組み内容と今後の予定)
9	税務課 税務班(上下水道課・福祉人権課・建設課)	口座振替の利用促進と再振替の廃止	<p>周知の徹底や提携金融機関の見直しで口座振替を促進し、21年度末の加入率約60%を平成27年度までに70%とする。口座振替者が増加することにより、収納率の向上が期待でき、現年分の収納率が向上することにより新たな滞納が増加しないため、滞納額全体の減少に繋がる。また、現在は口座引落しの再振替を実施しているが、近隣には再振替を実施している市町はほとんどなく、徴収率でも差異がないため、電算システム更新に伴い廃止し経費削減を図る。</p> <p>※具体的実施内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ①口座振替を促進するため、新規口座振替の手続きをしてもらう。 税関係…確定申告時 国民健康保険…加入手続き時 保育料…申込時 住宅…申込時 ②各課窓口において口頭でお願いをする。また、申請用紙を各課窓口に用意する。 ③未利用者に啓発活動等により一層の周知を図る。納付書送付時に口座振替依頼書を同封する。 ④提携金融機関の見直し ⑤再振替を廃止し、事務経費の削減を図る。 	<p>平成23年 4月～ 口座振替の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務住民課税務班から送る通知封筒に口座振替を進める文章を記載(4月、5月、6月の納付書送付にも使用) ・窓口で各種申請手続きに来課された方に対し口座振替チラシを配布(上下水道課、福祉人権課、建設課、税務住民課) <p>6月 口座振替促進に関する記事をくらて広報紙に毎月記載納付書等の送付時、再振替停止の文章を同封して口座振替加入者に対して通知</p> <p>6月～8月 再振替停止にくらて広報紙及びチラシ等で通知(6月、7月、8月の広報紙に記載)</p> <p>(今後の予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・りそな銀行の代理指定金融機関撤退のため、他の都市銀行の加入を協議 ・口座振替促進に関して関係課とも協議
10	上下水道課 上下水道班	上下水道料金の検針及び徴収方法の見直し	<p>現在毎月行なっている上下水道料の検針業務、徴収業務等の手法を見直し、業務の効率化及びコスト削減を図る。見直しにあたっては、メリットとデメリットを総合的に検討した上で実施することとする。なお、検討の結果、実施することとなった場合には、この見直し実施による住民への影響を考慮し、周知期間を十分に設けるなど、見直しに伴う混乱を最小限にする。</p> <p>※具体的実施内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ①検針を毎月から隔月に変更し、検針業務の効率化及びコスト削減を図る ②料金を隔月徴収にすると住民への影響が大きいと思われるため、毎月徴収のままとするが、ふた月分の納付書(例：4月分1枚、5月分1枚)を同時に郵送するなどの事務改善によって業務の効率化を図る ③見直しについての住民への周知を徹底する 	<p>平成23年 12月～ 検針による漏水件数等の資料の整理</p> <p>平成24年 2月 メリット・デメリットの整理</p> <p>3月 意思決定</p> <p>(実施を決定した後の予定)</p> <p>平成24年 4月 減免規定の見直し 料金算定方法と徴収方法の検討 督促状発送・給水停止時期の見直し 利用者への周知</p>
11	教育課 社会教育班	外郭団体との関わり方の見直し	<p>町に事務局を設置している外郭団体に対し、事務機能の整理を進め、自主自立した組織運営を促進する。</p> <p>※具体的実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外郭団体の実態を把握し、事務局のあり方について精査を行う。 <ol style="list-style-type: none"> ①現状維持(事務の内容について、団体と事務局で刷り合わせを行い役割分担をそれぞれで担う手法などを検討) ②自主運営(必要最低限の人的・財政的支援は必要) ③他外郭団体との統合 ④廃止 	<p>平成23年 4月～7月 各団体の事務機能の調査・把握</p> <p>(今後の予定)</p> <p>平成23年 8月～10月 各団体に事務局の関わりを説明</p> <p>11月～12月 団体と事務局役割分担の協議</p> <p>1月～2月 団体との関りについて調整、意思決定</p> <p>3月 自主運営等の見直し、改善</p>

第5次行財政改革 改革項目取組内容一覧表

連番	担当課	具体的改革項目	具体的改革項目内容＝活動指標、目標	取組内容 (行革策定後平成23年1月24日から7月31日までの取り組み内容と今後の予定)
12	総務課 庶務管財班	<p>附属機関・審議会等の見直し</p> <p>平成21年度末現在、町には委員会、審議会等が50機関（休止中を含む）あり、委員数は、延べ636人である。選任区分は、議会、行政、各種団体、学識経験者、公募、教育機関、専門職等で構成されており、うち女性の比率は14.8%、公募は1.4%という状況である。見直しにあたっては、住民の段階的な行政への参加を促進するため、従来のあり方にとらわれることなく、検討、見直しを行い、運営の適正化、効率化を図る。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>①平成22年度に、先進地事例調査や資料収集、各課局ヒアリング、その他関係機関との調整を行い、選任基準を策定する。</p> <p>②平成23年度以降、改選を迎える審議会について、選任基準に基づく見直しを実施する。</p>	<p>平成23年 3月 附属機関等の設置及び委員選任の基準に関する要綱を制定・告示を行う 附属機関の設置及び委員選任の基準に関する作業及び調整会議を行う</p> <p>4月 附属機関等の条例等改正に係る調査を実施 調査を行いとりまとめを行う</p> <p>5月 今後の取組内容について全庁的に統一を行うための取り決めを行う</p> <p>(今後の予定) 各課局において、随時条例等改正を行い、委員の選出基準や定数の見直しを行う。</p>	
13	総務課 人事班	<p>適正な定員配置</p> <p>第4次行財政改革集中改革プランの中で策定した定員適正化計画では、普通会計における平成17年度から平成21年度までの定年退職による減員は不補充とし、18人（11.5%）の削減を行う予定であったが、対象期間の定年退職者以外の依願退職者についても不補充としたことから31人（19.9%）の職員の削減が実現できた。また、平成21年4月1日現在の類似団体68団体の中で人口1万人あたりの普通会計職員数は73.79人で22番目となっている。</p> <p>第5次行財政改革では、先進自治体の組織機構を参考にしながら、さらに、定員適正化に努め職員数を削減し人件費の抑制を図る。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>①平成22年度から平成27年度までの定年退職者30人のうち3分の1に相当する10名分（33%）については不補充とする。</p> <p>②その結果、普通会計職員を平成22年4月1日現在126人から10人（7.9%）削減し、平成28年4月1日現在116人とする。</p>	<p>平成23年4月現在 普通会計職員数121人（定員適正化計画数値±0）</p> <p>【連番19 町立病院の経営形態の検討】の動向を見ながら適正な採用を行い、定員適正化計画に基づき平成27年度までに目標値である10人の削減を目指していく。</p> <p>人員削減に対応する組織体制については、現行体制の検証を踏まえたうえで、先進自治体の組織機構を参考にしながら平成23年度末までに組織編制プロジェクト会議において検討する。</p>	
14	総務課 人事班	<p>組織の再編と体制づくり</p> <p>本町と人口規模や産業構造を同じくする類似団体は、平成21年4月1日現在で68団体存在する。その類似団体の中で人口1万人あたりの職員数は、本町は73.79となっている。また、職員数がもっとも少ない団体は、群馬県吉岡町となっており、その職員数は44.53人となっている。</p> <p>吉岡町と本町では、様々な点で相違点があるものの、吉岡町は、本町の近隣自治体ない組織機構を編制し効率的な事務体制に取り組んでいることから、調査・研究し、効率的な組織を構築する。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>①平成22年度中に各業務の実務担当者による組織編制PTを立ち上げる。</p> <p>②平成23年度中に新組織機構案を策定する。（電算システム移行後（23年10月）の稼働状況を確認しながら）</p> <p>③平成24年12月議会に関係改正条例案を提出</p> <p>④平成25年度当初予算から新体制で予算編成し、平成25年3月議会に諮る。</p> <p>⑤平成25年3月30日、3月31日で移転作業し、平成25年4月1日から新体制で稼働</p>	<p>平成23年 6月 組織編制プロジェクト会議設置準備 （メンバー募集）</p> <p>7月 組織編制プロジェクト会議立ち上げ</p> <p>(組織編制プロジェクトの今後の予定)</p> <p>平成23年8月～ 現行体制の検証 新組織体制の検討 新組織機構案の策定 推進本部への中間報告 10月 推進本部への中間報告 （現行体制の検証結果と今後の方向性について）</p>	

第5次行財政改革 改革項目取組内容一覧表

連番	担当課	具体的改革項目	具体的改革項目内容＝活動指標、目標	取組内容 (行革策定後平成23年1月24日から7月31日までの取り組み内容と今後の予定)
15	総務課 人事班	研修体制の強化	<p>第4次行財政改革集中改革プランの中で鞍手町人材育基本方針及び人材育成基本計画を策定している。その人材育成基本計画の中に「職員を育てる研修制度」として7つの項目を掲げているが、「15 中央研修所での研修」及び「16 人事交流・派遣研修」については、平成20年度、平成21年度は「なし」となっている。</p> <p>いずれの研修も研修に参加する職員が中・長期間不在となることから、なかなか受講機会が与えられなかった。今後もさらに職員数が削減される中で、如何に受講機会を与えていくかが大きな課題となってくるが、人材を育成していくには中長期的な期間派遣し研修を受けさせることが一番有効である。</p> <p>特に福岡県市町村支援課が実施している実務研修生制度は、市町村支援課内の業務に1年間従事することにより、さまざまなノウハウを身に着けることができ、また、県職員との人脈をつくることのできる有意義な研修制度であり、第5次行財政改革期間中に最低1名を県市町村支援課の実務研修生へ派遣することとする。</p> <p>※具体的実施内容 ・最低1名を県市町村支援課の実務研修生として派遣</p>	<p>平成23年4月～ 県市町村支援課の実務研修生1名を派遣</p> <p>(今後の予定) 平成24年度 県市町村支援課の実務研修生を1名派遣予定 平成25年度 県市町村支援課の実務研修生を1名派遣予定</p> <p>毎年実施している町職員研修は、約半数の職員が同時に研修のために職務を離れることになり、窓口対応等で不備が生じる可能性があるが、その時どきの課題等に応じた政策研修、人権同和研修を全職員に受講させる機会を持つことは意義がある。しかし、これまでのような講義型の研修ではなく、職員参加型の研修方法も検討する必要がある。職員不在時に対する是正策としては、グループ制により日頃から基本的な窓口対応が出来るようにしておくことを徹底。</p> <p>「職員を育てる研修制度」として、福岡県市町村職員研修所への派遣を中心に、町独自の専門研修として、少人数を対象に政策研修等他の自治体の事例を参考にしながら検討。</p>
16	総務課 人事班	政策（業務改善）研究及び職員提案プレゼンの実施	<p>第4次で職員提案制度を導入した当時は多数の職員提案があった。平成17年度24件、平成18年度1件、平成19年度5件、平成20年度1件、そして平成21年度は0件となっている。</p> <p>職員提案により、一定の成果は得たものの定着したとは言えない現状であるため、現在の職員提案制度の課題や問題点を検証し、より充実した制度とするため見直しを行う。そして、優秀な職員提案（実行し効果が得られたもの）については、勤勉手当に反映させ、評価していくこととする。</p> <p>※具体的実施内容 ①実施方法（審査基準や評価方法（勤勉手当等への反映））の検討 ②随時募集→募集期間限定への移行 ③新たな提案方法の確立（年1回の公開発表会の実施） ④勤勉手当反映などの評価を実施</p>	<p>(今後の予定)</p> <p>職員提案であがってくる内容は、行財政改革で取り組むべき内容であることが想定されるため、具体的な実施方法等については行革PTで検討予定だが、職員研修の一環としての年1回の公開発表会の実施は人事班と行革PTで協議する。</p> <p>なお、勤勉手当等への評価反映は、人事評価プロジェクト会議において検討予定。</p>

第5次行財政改革 改革項目取組内容一覧表

連番	担当課	具体的改革項目	具体的改革項目内容＝活動指標、目標	取組内容 (行革策定後平成23年1月24日から7月31日までの取り組み内容と今後の予定)
17	総務課 人事班	<p>人事評価制度の導入</p> <p>第4次行財政改革で策定した人材育成基本計画の中に「職員を育てる人事制度」の1つの取組として、「人材育成型の人事評価制度の導入」を掲げ、平成20年度から実施していたが、取組には至っていないのが現状である。国においては、平成21年度より本格稼働しており、平成21年8月25日付総務事務次官通知により「地方公共団体においても人事評価システムの構築に早急に取り組むこと」という要請がなされたところである。当町においても、職員の能力や意欲を高めて組織の活性化を図るため、先進自治体を参考としながら、国と同様の勤務実績の給与への反映を念頭に置いた人事評価システムを導入する。</p> <p>※具体的実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成23年度に被評価者（非管理職）を中心としたPTを設置し、制度設計を行う ②平成24年度から試行を行う（評価者研修、被評価者研修を含む） ③平成25年度に最終調整を行う（問題点修正、例規整備、予算等） ④平成26年度から本格導入する 	<p>平成23年 6月 人事評価プロジェクト会議設置準備（メンバー募集）</p> <p>7月 事務局先進地視察（岡垣町） 人事評価プロジェクト会議立ち上げ</p> <p>(今後の予定) 平成23年度 制度設計・評価者研修実施 平成24年度 試行開始（評価者研修、被評価者研修実施） 平成25年度 最終調整 平成26年度 本格導入</p>	
18	教育課 学校教育班	<p>小中学校の再編（統合）についての検討</p> <p>第4次の改革項目として「室木小学校と西川小学校の統合についての検討」があり、中学校を含めた学校再編の検討が必要だという結論となったこと、また、現在、文部科学省が学校の規模の標準として、小中学校ともに12学級以上18学級以下と学校教育法施行規則に定めているが、鞍手町では児童数が年々減少傾向にあり、基準に沿った学校の規模とはなっていないことから、文部科学省が示している適正な規模に基づく基準の考え方にもあるように、児童や生徒が集団の中で切磋琢磨しその資質を育てていく環境を整えるためにも統合は必要であり、町内小中学校の再編（統合）に向けた検討を行う時期に来ていると考える。</p> <p>この再編の検討をしていく上で、児童数、学級数、統合規模だけでなく、学校施設改修、管理経費、交付税、通学距離（スクールバス）等の問題を様々な角度から十分な時間をかけて議論することが必要であり、教育関係者のみならず、PTA、地域住民、統合に関する学識経験者などによる検討委員会を設置し、学校再編方針及び計画を策定する。</p> <p>※具体的実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度～平成24年度 検討委員会による町内小学校6校、中学校2校の再編計画の策定及び住民説明会 ・平成25年度～平成27年度 再編計画に基づく実施設計及び施設整備 ・平成28年度～ 小中学校再編 	<p>平成23年 7月 小中学校統合整備計画策定委員会（委員15名）を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7月27日に第1回の委員会を開催 ・ 第1回の会議内容 中学校生徒数の将来推計などのデータから学校の適正規模について客観的視点を大学教授から説明 <p>(今後の予定) 平成23年12月 中学校統合計画策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月1回のペースで策定委員会を開催 ・ 計画策定後、小学校区単位で住民説明会開催（場合によっては計画策定中に住民説明会を開催する可能性も有） 	

第5次行財政改革 改革項目取組内容一覧表

連番	担当課	具体的改革項目	具体的改革項目内容＝活動指標、目標	取組内容 (行革策定後平成23年1月24日から7月31日までの取り組み内容と今後の予定)
19	町立病院	<p>町立病院の経営形態の検討</p> <p>厳しい医療環境、連結決算や公立病院改革の影響を受け、自治体病院のあり方を見直す動きは、全国の自治体で活発に検討が行われており、県内の自治体病院でも大牟田市立病院、筑後市立病院、田川市立病院、川崎町立病院が経営形態の見直しを行っている。当該自治体で問題点となっていた事項は、「1 責任体制の明確化（病院長に権限がなく責任体制が曖昧）」、「2 柔軟な定員管理（地域ニーズや報酬体系に合わせた人員の確保）」、「3 給与体系（年功序列型の賃金体制の廃止）」であり、これら問題点を解消するためには、経営形態の見直しが必要であるとして、①地方公営企業法の全部適用 ②地方独立行政法人化（非公務員型） ③指定管理者制度 ④民間移譲 の4つの選択肢を比較検討し決定している状況である。</p> <p>■地方独立行政法人（非公務員型）…大牟田市立病院（22年度）、筑後市立病院・川崎町立病院（23年度）</p> <p>■地方公営企業法（全部適用）…田川市立病院（22年度）</p> <p>これらの問題点は、自治体病院共通の問題点であり当院でも同じことが言え、そのため、地域住民に対して良質な医療の提供と経営の健全化を継続的に両立させるために、経営形態検討委員会を発足させ議論する必要がある。なお、検討委員会は、地域に提供する適切な医療の確保と医療経営の双方の視点が必要であることから、医療経営や管理分野に関する学識経験者や地域医療に関する有識者などで組織することとする。</p> <p>※具体的実施内容 ・平成23年度 経営形態検討委員会の開催</p>	<p>平成23年 2月 鞍手町立病院経営形態検討委員会の設置及び委員選任の基準に関する要綱を制定</p> <p>3月 経営形態検討委員会委員の選定</p> <p>※毎月第4水曜日を定例とし、10月までに6回を開催し答申を行う</p> <p>5月 第1回経営形態検討委員会を5月25日に開催 ・資料説明（鞍手町立病院を取り巻く医療環境）と審議</p> <p>6月 第2回経営形態検討委員会を6月22日開催 ・資料説明（鞍手町立病院が提供する医療の実態）と審議</p> <p>7月 第3回経営形態検討委員会を7月27日に開催 ・資料説明（鞍手町立病院の収支状況）と審議</p> <p>(今後の予定)</p> <p>8月 第4回経営形態検討委員会を8月24日に開催予定 ・審議（経営問題の共通理解）</p> <p>9月 第5回経営形態検討委員会を9月28日に開催予定 ・審議（経営改善の方法）</p> <p>10月 第6回経営形態検討委員会を10月26日に開催予定 ・委員長より町長に経営形態検討委員会答申書の提出予定</p>	
20	福祉人権課 福祉高齢者班	<p>総合福祉センターの運営については、指定管理者制度を導入しているが毎年数千万円の一般財源からの負担があり、営利施設ではないものの、その負担額は町財政を圧迫している状態にある。また、福祉棟に関しては利用者の固定化が顕在化しており、税を基礎的財源とする一般財源で負担することは公平性の観点からも早急に改善すべき問題である。そのため、運営方法を抜本的に見直し、徹底したコスト削減策を実施することにより一般財源の負担軽減を図る。</p> <p>なお、この施設は建設から10年が経過し、特に、入浴施設を併設する福祉棟はボイラー等の大規模な改修が今後想定されるため、多額の改修費が必要になった時点で入浴施設の休廃止を前提に施設のあり方を検討することとする。</p> <p>※具体的実施内容 ①福祉棟の利用時間短縮（17時間閉館） ②清掃業務の見直し ③監視業務の見直し ④福祉バスの見直し ⑤トレーニング利用時間短縮（4時間短縮） ⑥勤務体系の見直し ⑦ふれあい棟冷暖房料の見直しなど</p>	<p>毎月1回 総合福祉センター管理運営会議を開催</p> <p>平成23年 6月 オゾン発生装置の停止（672,000円削減）</p> <p>福祉棟の利用者の時間帯調査</p> <p>11月 福祉バスの廃止に伴う開館時間の変更</p> <p>12月 規則の改正 開館時間変更の住民への周知</p> <p>(今後の予定)</p> <p>平成23年10月 福祉バスの見直し（廃止予定）</p> <p>平成24年度中 清掃業務の見直し（指定管理者と協議済） 監視業務の見直し トレーニング利用時間短縮 勤務体系の見直し（常勤職員3名からパート勤務2名体制）</p>	

第5次行財政改革 改革項目取組内容一覧表

連番	担当課	具体的改革項目	具体的改革項目内容＝活動指標、目標	取組内容 (行革策定後平成23年1月24日から7月31日までの取り組み内容と今後の予定)
21	総務課 庶務管財班	<p>公用車更新計画の策定と維持管理費の削減</p>	<p>現在、鞍手町は公用車を31台（企業会計所有車・くらし1号・2号は除く）所有し、年間の修繕費が約267万円・燃料費が約290万円かかっている（H21）。平成22年度で約90%以上の車両が購入から10年以上経過していることから、ここ数年間での修繕費増加が予想され、公用車全体の見直しが必要と思われる。</p> <p>よって、各課が所有する公用車を一元管理化にし、現状の車両把握（経過年数、走行距離、近年の維持修繕費等）、必要台数の見直し等を行い「公用車更新計画」を作成し、維持管理費等の経費削減を図る。</p> <p>※具体的実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車更新計画の策定と維持管理費2,745千円の削減 ① 現状の車両の把握 ② 必要台数の見直し ③ 廃車・更新（買い替え）基準の決定 ④ 更新時の維持費（燃費等）を考慮した車種の選定 	<p>平成23年 7月 更新・廃車基準の見直しを行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の所有台数が適正台数の調査 ・ 公用車の一括管理や他課との共有が可能なかの精査 ・ 各課所有の公用車耐用年数の調査 <p>(今後の予定)</p> <p>走行距離や取得年月日などから廃車更新時期を車種別に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車検費用・修繕整備費用と購入費の比較 ・ エコカーや中古車の購入を検討（燃費を考慮）
22	総務課 庶務管財班	<p>町有財産の効率的活用</p>	<p>町有財産の効率的活用を図るため、面積の大きな未利用地については企業や住宅団地の誘致を行い、面積の小さな未利用地については公募により売却を図る。売却にあたっては、公有財産台帳から売却可能財産の洗い出しを行い、処分可能な土地については、価格・場所・条件等をホームページや広報に掲載し町有地の売却を促進する。</p> <p>※具体的実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公有財産台帳から売却可能財産の洗い出し ② 売却価格基準の設定（不動産鑑定評価を実施） ③ ホームページへの記載 	<p>平成23年 4月～ 財産台帳から売却可能財産の洗い出しを行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に行っている不動産鑑定や税務班算出の仮評価額に基づき、概算売却価格の算出 <p>(今後の予定)</p> <p>平成23年 8月 普通財産売払要綱の作成</p> <p>9月 売却可能財産を精査し、売却条件が整備されているものについてはホームページに掲載</p>

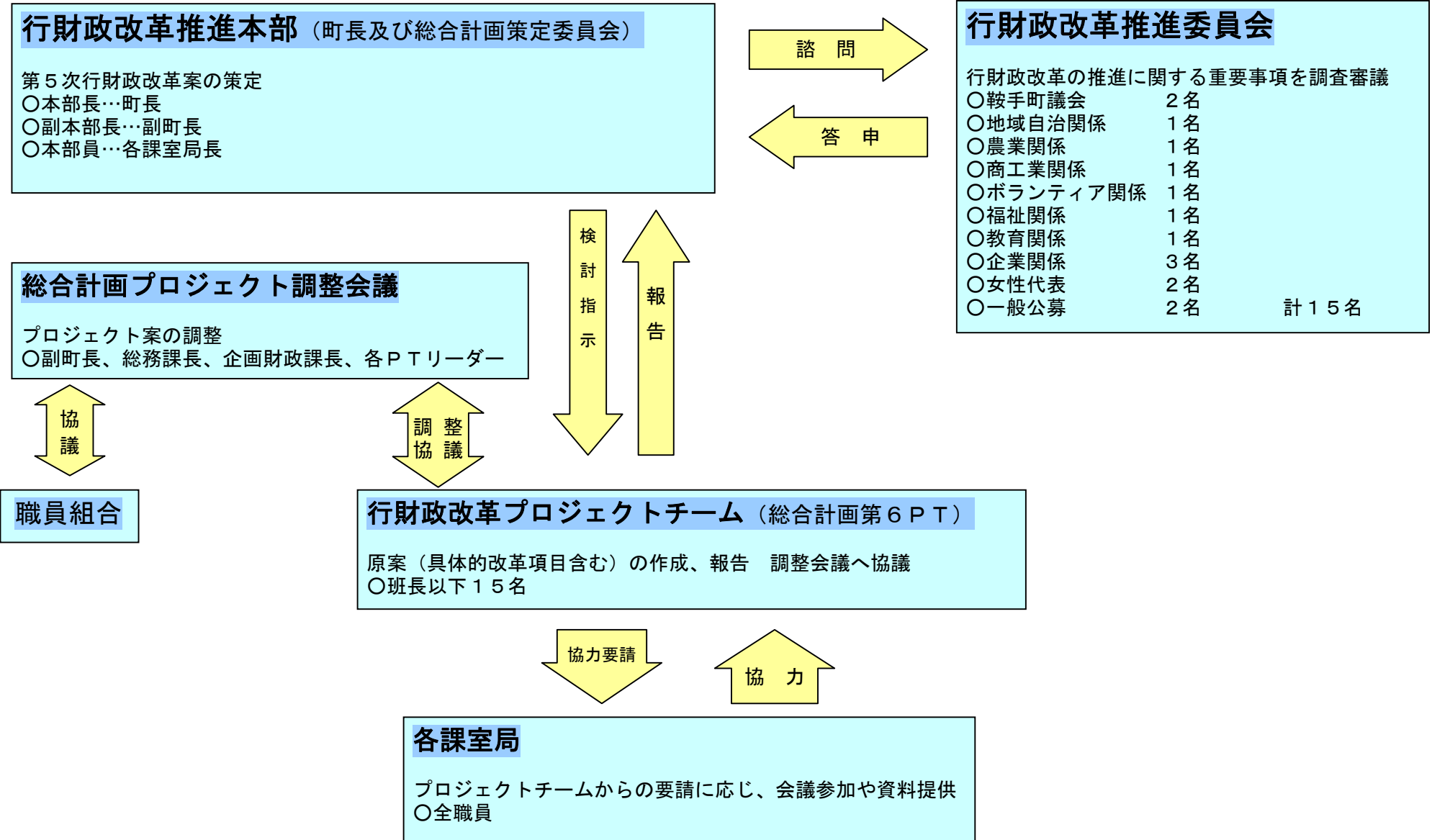
第5次行財政改革 改革項目取組内容一覧表

連番	担当課	具体的改革項目	具体的改革項目内容＝活動指標、目標	取組内容 (行革策定後平成23年1月24日から7月31日までの取り組み内容と今後の予定)							
23	税務課 税務班	<p>福岡県内ベスト5の税収納率を達成</p> <p>平成20年度県内自治体における鞍手町の税収納率は、町民税52/66位、固定資産税39/66位、軽自動車税52/66位、国民健康保険税29/63位でありどの税目においても低位の状況にあることから、収納率を向上させ税の公平負担を実現することが急務となっている。 このことから収納率向上の取組強化を図り、県内で上位の税収納率の達成を目指す。</p> <p>※具体的実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①徴税吏員の徴収に対する意識と技能の向上 ②スペシャリストを育成する人員配置及び異動 ③滞納処分の強化 ④納税機会の拡大検討 	<p>平成22年度 徴収業務に対する研修会、勉強会に参加</p> <p>平成23年 1月 インターネット公売についての調査・協議</p> <p>3月 インターネット公売について契約完了 (検索等により差押えた動産の公売可能)</p> <p>平成23年度 県税事務所を中心とした町税職員研修会に参加</p> <p>随時 県税事務所の筑豊地区特別対策班職員の派遣 滞納処分の強化を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与、預貯金、不動産の差押を実施 ・強制的な財産調査の捜索を実施 <p>平成22年度 差押件数171件 換価額 20,423,419円</p> <p>平成23年度 差押件数 34件 換価額 1,715,713円(6月末)</p> <p>(今後の予定)</p> <p>平成23年 8月 コンビニ収納導入による検討 ・先進地である宮若市からコンビニ収納に関する資料及び説明を受ける</p> <p>9月 関係課との導入に向けた協議・検討 ・導入時期、予算関係、収納代理期間との契約、実施税目・料の検討、住民への周知方法等の協議、検討</p> <p>12月 新年度予算に計上</p> <p>平成24年 1月 広報紙、チラシ等による住民への周知</p> <p>(参考)</p> <p>H21年度 税収納率(普通税 37/60位)</p> <table border="0"> <tr> <td>町県民税</td> <td>48/60位</td> <td>固定資産税</td> <td>38/60位</td> </tr> <tr> <td>軽自動車税</td> <td>48/60位</td> <td>国民健康保険税</td> <td>24/57位</td> </tr> </table>	町県民税	48/60位	固定資産税	38/60位	軽自動車税	48/60位	国民健康保険税	24/57位
町県民税	48/60位	固定資産税	38/60位								
軽自動車税	48/60位	国民健康保険税	24/57位								
24	総務課 庶務管財班	<p>有料広告掲載の拡大</p> <p>第4次での職員提案に基づく取り組みにおいて、広報誌への広告掲載を実施し効果をあげている。今後は、要綱等の整理を行い、ホームページや町が作成する印刷物(公用封筒等)及び公用車に、企業等の広告を有料で掲載することにより、新たな財源の確保に努める。</p> <p>※具体的実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有料広告掲載を実施するもの ①広報紙及び税務住民課窓口用封筒は実施中 ②ホームページバナー ③公用封筒 ④公用車 	<p>平成23年 6月 広報紙広告申込み 1件 60,000円</p> <p>平成23年 7月 広報紙広告申込み 1件 10,000円</p> <p>広報紙広告申込み 1件 120,000円</p> <p>(今後の予定)</p> <p>新たな財源確保のため広告媒体となるものを有効活用し、有料広告掲載を広げる。</p> <p>平成23年 8月 ホームページ関係の有料広告掲載基準等について制定</p> <p>10月 ホームページリニューアルに合わせ、8枠のバナー広告を予定</p> <p>公用車、公用封筒については、実施済の市町の調査を行い、広告基準等を制定。</p>								

第5次行財政改革 改革項目取組内容一覧表

連番	担当課	具体的改革項目 具体的改革項目内容＝活動指標、目標	取組内容 (行革策定後平成23年1月24日から7月31日までの取り組み内容と今後の予定)
25	総務課 人事班	<p>第4次での職員提案に基づく取り組みにおいて、平成19年度に旅費条例を全改し翌年度より運用を開始した結果、平成20年度で726千円、平成21年度では539千円の削減効果を出している。今後は更なる効果を目指し、特別職及び一般職の旅費に関する条例の見直しを図り、平成23年度の運用を目指す。</p> <p>■平成21年度実績 バス、鉄道料金1,462千円 日当2,374千円 車賃576千円 宿泊料1,112千円 合計5,524千円</p> <p>※具体的実施内容 ①県内出張、公用車による県外出張に係る日当の廃止 ②公用車以外による県外出張に係る日当の一元化（特別職→一般職） ③宿泊料の一元化（特別職→一般職）</p>	<p>平成23年 3月 議会へ改正関係条例を上程、可決 平成23年 4月 完全実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内出張、公用車による県外出張に係る日当の廃止 ・公用車以外による県外出張に係る日当の一元化（特別職→一般職） ・宿泊料の一元化（特別職→一般職）
26	総務課 庶務管財班	<p>第4次行財政改革において補助金制度のあり方を見直し、平成19年4月に鞍手町補助金等交付規則及び鞍手町補助金等基準を制定した。また、厳しい財政状況により平成19年度から補助金の一律削減を行い、平成21年度までに41,138千円の削減を行った。</p> <p>第5次行財政改革においては、第4次で制定された鞍手町補助金等交付規則に基づいて設置した「鞍手町補助金等審査委員会」の機能を充実させるとともに、補助金交付団体への補助金支出の妥当性を再度検証し、検証結果に基づき平成24年度から補助金の見直しを行うこととする。</p> <p>※具体的実施内容 ①平成23年度に各補助金交付団体へのヒアリングの実施 ②補助金支出の妥当性の再検証 ③平成24年度から検証結果に基づく補助金の見直し実施</p>	<p>(今後の予定)</p> <p>平成23年 8月 各種補助金交付団体より収支予算書等の提出 10月 各団体のヒアリング（総務課、担当課、団体） 11月 各団体へ平成24年度の補助金額等の通知 12月 平成24年度当初予算に反映</p>
27	建設課	<p>現在、農業用施設の新規敷設、修繕等の工事の受益者負担について、負担金を徴収している自治体は、福岡県農政部や飯塚農林事務所を確認したところ、県内では宗像市だけであった。</p> <p>当町においても、現在は負担金を徴収していない農業用施設について、重大な過失、維持管理の不備等による修繕等の工事の場合には、受益者に応分の負担を求めていく方向で徴収基準を定めることとする。</p> <p>※具体的実施内容 ①平成23年度に導入に向けての検討委員会（仮称）を設置 ②徴収基準の策定</p>	<p>平成23年 7月～9月 農業用施設の維持管理及び運営状況について調査</p> <p>(今後の予定) 10月 負担金の徴収に関する規則（案）の作成</p> <p>規則制定後、営農組合や区長会等関係団体への説明会の開催</p>

第5次 鞍手町行財政改革体制図



鞍手町行財政改革推進本部 構成

平成23年4月1日現在

本部長	町長	柴田好輝
副本部長	副町長	本松吉憲
本部員	会計管理者 (兼会計課長)	靄崎紀代
〃	企画財政課長	三戸公則
〃	税務住民課長	久保田隆一
〃	保険健康課長	鯨坂健二
〃	福祉人権課長	渡辺智文
〃	農政環境課長 (兼農業委員会事務局長)	篠原哲哉
〃	建設課長	森茂樹
〃	上下水道課長	中岡和之
〃	議会事務局長	長友浩一
〃	教育課長	筒井英和
〃	町立病院事務局長	中野眞路

事務局

統括	総務課長	白石秀美
庶務総括	〃 班長	中岡博幸
庶務担当	〃 担当	高橋奈美江
P T担当	〃 担当	長浦良

鞍手町行財政改革推進委員会委員 構成

任期：平成23年6月10日～平成25年6月9日

	選出区分		委員名	選出枠
1	議会関係委員	鞍手町議会	原 哲 也	団体推薦 8名
2	議会関係委員	鞍手町議会	星 正 彦	
3	地域自治関係委員	鞍手町区長会	小 川 和 男	
4	農業関係委員	鞍手町農業委員会	梶 栗 文 一	
5	商工業関係委員	鞍手町商工会	許 斐 英 幸	
6	ボランティア関係委員	鞍手町ボランティア連絡協議会	有 松 弘 美	
7	福祉関係委員	鞍手町社会福祉協議会	松 尾 徹	
8	教育関係委員	鞍手町教育委員会	藤 井 睦 彦	
9	企業関係委員	鞍手工業団地協同組合	麻 生 秀 生	指名 5名
10	企業関係委員	藤井精工株式会社	藤 井 福 吉	
11	企業関係委員	有限会社花六葬儀社	堀 角 泰 正	
12	女性委員	女性代表	武 谷 位千子	
13	女性委員	鞍手町男女共同参画ネット	小 島 美智子	
14	公募委員	町民	亀 井 滋	公募 2名
15	公募委員	町民	五百路 恵美子	

計 15名

■選出枠と定数配分について

推薦	町議会との両輪で十分な理解を得ながら進める必要があるため議会関係委員を2名、日常的に町行政との関係の深い団体として、地域自治関係、農業関係、商工関係、ボランティア関係、福祉関係、教育関係の委員を各1名とし、合計8名の団体推薦枠を設ける。
指名	行政経営の視点からの見直しが必要であることから企業関係委員を3名、委員会への女性の参画率に配慮して女性委員を2名とし、合計5名の指名枠を設ける。
公募	推薦及び指名によらない一般町民の視点での建設的な意見を取り入れるため、2名の公募枠を設ける。